

1日目 (6月2日)



第2回福生市議会定例会会議録（第6号）

平成21年6月2日福生市議会議場に第2回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	2 番	清水 義朋君	3 番	末次 和夫君
4 番	杉山 行男君	5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一朗君
7 番	原田 剛君	8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君
10 番	高橋 章夫君	11 番	大野 聰君	12 番	串田 金八君
13 番	田村 昌巳君	14 番	増田 俊一君	15 番	原島 貞夫君
16 番	羽場 茂君	17 番	青海 俊伯君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	加藤 育男君	副 市 長	坂本 昭君	教 育 長	宮城 眞一君
企画財政 部 長	田中 益雄君	企画財政部 参 事	大越 英世君	総務部長	野崎 隆晴君
市民部長	野島 保代君	生活環境 部 長	森田 秀司君	福祉部長	星野恭一郎君
子ども 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部 長	小峯 勝君	会 計 者 管 理 者	小林 重雄君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 栄喜君	議会事務局 次 長	高木 裕子君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
-------------	--------	--------------	--------	---------------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成21年第2回福生市議会定例会議事日程

開議日時 6月2日(火) 午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第34号 福生市基本構想(第4期)の制定について

日程第5 議案第42号 福生市基本構想審議会条例を廃止する条例

日程第6 議案第35号 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第37号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第36号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第38号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第39号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第40号 福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第41号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第43号 平成21年度福生市一般会計補正予算(第1号)

日程第14 議案第44号 訴えの提起について

日程第15 議案第45号 訴えの提起について

日程第16 議案第46号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

日程第17 議案第47号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第18 陳情第21-5号 福生市議会議場に日の丸の掲揚をしないことを求める陳情書

午前10時 開会・開議

○議長（大野聰君） ただいまから平成21年第2回福生市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名は会議規則第80条の規定により、議長において3番、末次和夫君、4番、杉山行男君、5番、乙津豊彦君以上3名を指名いたします。

~~~~~

○議長（大野聰君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（吉野事務局長報告）

- 1 平成21年第2回福生市議会定例会の招集について（別添参照）
- 2 議案の送付について（議案第34号外13件）（別添参照）
- 3 陳情書の受理について（陳情第21-5号）（別添参照）
- 4 議案説明員の出席要求について（別添参照）
- 5 平成21年3月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 6 福生市土地開発公社の経営状況について（別添参照）
- 7 平成20年度福生市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について（別添参照）
- 8 本会議資料について（議案第34号、議案第35号、議案第37号、議案第36号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第44号、議案第45号）

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。今次定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 青海俊伯君登壇）

○議会運営委員長（青海俊伯君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る5月26日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告をさせていただきます。

まず、日程でございますが、今定例会に提案されております案件は、市長から議案14件と陳情者から陳情1件が提出されております。一般質問につきましては、16名の議員から通告されており、通告時間は16時間30分となっております。今定例会も第1回定例会と同様に、試行として一問一答方式を導入し、一括方式との選択制としております。日程の順序につきましては、先例に倣いまして、お手元に御配付の

日程表のとおり編成をいたしました。

なお、会期の決定の次に表彰の伝達式をとり行うことといたしました。この伝達方法につきましては、議長から演壇で表彰を受ける議員に表彰状をお渡しするという方法で行うことといたしております。

次に、一括審議する案件でございますが、日程第14、議案第44号と日程第10号、議案第45号を一括して審議することと決定いたしております。

次に、議案の取り扱いでございますが、日程第16、議案第46号、福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について及び、日程第17、議案第47号、福生市表彰条例に基づく一般表彰についてにつきましては、慎重審議の上、即決でお願いすることとなっております。

それから、その他の案件につきましては、既に御配付をいたしております付託表のとおり、各所管委員会に付託して審査を願うことといたしました。

次に、会期でございますが、本定例会におきまして、一般質問の通告者及び通告時間数、また議案数を勘案いたしまして、6月2日、3日、4日、5日の4日間を本会議として、6月6日から18日までを休会として、各委員会を開催していただき、最終日を19日とする18日間の会期とすることにいたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事者側からの協議事項がございますので、本会議4日目終了後に開催することにいたしました。

以上でございますが、議員各位の特段の御協力を賜り、今定例会が円滑に運営されますようお願い申し上げますと報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、6月2日から6月19日までの18日間と決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定をいたしました。

~~~~~

○議長（大野聰君） これより全国市議会議長会より表彰された方々に対しまして、表彰状の伝達を行います。

○議会事務局長（吉野栄喜君） それでは、対象者につきましては、私の方でお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、演壇の前の方までお進みいただきたいと存じます。最初に、30年以上の表彰の議員から申し上げます。20番、小野沢久議員。

（20番 小野沢久君登壇）

○議長（大野聰君） 「表彰状、福生市、小野沢久殿、あなたは市議会議員として、30年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第85回定期総会にあたり、今回、表彰規定によって、特別表彰をいたしま

す。平成21年5月27日、全国市議会議長会、会長、五本幸正」おめでとうございます。(拍手)

○議会事務局長(吉野栄喜君) 次に、10年以上の表彰の議員を申し上げます。10番、高橋章夫議員。

(10番 高橋章夫君登壇)

○議長(大野聰君) 「表彰状、福生市、高橋章夫殿、あなたは市議会議員として、10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第85回定期総会にあたり、今回表彰規程により表彰いたします。平成21年5月27日、全国市議会議長会会長、五本幸正」おめでとうございます。(拍手)

○議会事務局長(吉野栄喜君) 続きまして、15番、原島貞夫議員。

(15番 原島貞夫君登壇)

○議長(大野聰君) 「表彰状、福生市、原島貞夫殿、」以下同文でございます。おめでとうございます。(拍手)

○議長(大野聰君) 以上で、表彰状の伝達を終了いたしました。

~~~~~

○議長(大野聰君) 日程第3、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告されておりますので、通告の順に従い、発言を許します。

まず、13番、田村昌巳君。

(13番 田村昌巳君質問席着席)

○13番(田村昌巳君) 御指名をいただきましたので、通告に基づき、質問席より一般質問をさせていただきます。商業振興について、3点質問させていただきます。

1点目、福生市の商業の現状について、どのように認識されているかお伺いいたします。

福生市は、地域商業の中心として発展してきた歴史があります。商店街のにぎわいは、まちの活性化に活力につながると信じておりますが、全国的に商店街の衰退が見られ、福生市においても、商店街、商栄会などの景気の動向見ますと、不況も甚だしく、一部の商栄会を省き会員数も減り続け、シャッター通りとも思えるような非常に厳しい状況にあります。そのような中、追い打ちをかけるように、アメリカのサブプライムローンに端を発した世界同時不況の波が福生市の商業にも押し寄せ、全く先の見通しが立たない状況になっています。

福生市の商店街においては、各個店が今ある状況において、お客様がどうしたら足をとめ利用していただけるか試行錯誤をしております。近隣に大型店ができ、福生市はドーナツ化現象の中にあり、大型店が売れているか売れていないかは別として、集客数を見ますと、小さな商店としてはやはり限界を感じています。

また、後継者の問題としまして、子どもたちが後を継ぐ気持ちがあっても、今の状況では経済的に厳しく、生活できるほどの収入を見込めないという非常に頭の痛い問題を抱えているところもあり、このまま後継ぎもない商店では、シャッターを降ろさ

ざるを得ないところだと思われます。このような状況をどのように認識されているか、お伺いをいたします。

2点目に、本年度より生活環境部に主幹を配置されました。そのことは、商業振興に積極的に取り組もうという意欲のあらわれでもあると思ひます。商工会の総代会などいろいろな場面で、市長は商工会との連携を協調されています。事業者としても期待を寄せているところでありますが、商業振興に対する市長の意気込みについて、ぜひお聞かせください。

3点目は、新聞にも報道されましたが、本年度の事業として学術、文化、産業ネットワーク多摩に委託した商店街振興基本調査について、そのねらいは何か。商業振興策をどのように展開していこうとしているのか。また、今後の予定についてもお聞かせください。

次に、第3期基本構想について質問をいたします。

今議会におきまして、第4期となる福生市基本構想案が上程され、これから審議をするわけですが、新たな基本構想を策定するには、今までの成果をもとに検討することが基本構想に限らず、物事を考える基本であると私は考えます。そこで第3の構想と、それに基づく基本計画について、着実に取り組まれてきたのかその状況をまずお尋ねしたいと思ひます。そして、計画期間はまだ残っておりますが、10年間を振り返りまして第3期の基本構想を統括し、どのように評価しているかお尋ねをいたします。

昨年12月の定例会におきまして、我が正和会の議員が同様の質問をしておりますが、第4期基本構想が提案されたこの時期に、改めて確認することを含め質問をいたします。以上で質問席から質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) おはようございます。田村昌巳議員の御質問にお答えいたします。

商業振興についての1点目、福生市の商業の現状認識についてでございますが、私の記憶にある福生は、この周辺では最もにぎやかなまちで、買い物に行くなら福生へといった状況がございました。それこそ元気がみなぎっていたように思われます。しかし近年は、議員御指摘のとおり、全国的に商店街が衰退している状況でございます。国の中小企業庁が、平成18年に実施いたしました商店街実態調査におきましても、全国の商店街の7割が、景気は衰退、停滞していると感じております。福生においても同様でございますが、販売促進のさまざまな取り組みがなされてはいるものの、市内小売業の年間販売額の減少は続いております。

私が思ひますに、それは、交通機関の発達により都心への移動が便利になったこと、また、モータリゼーションの進展により、道路交通網の整備が進み、かつ周辺地域に大規模店舗が幾つも進出したことによるのも原因であり、さらに、ITの普及等から、消費者の意識が変化したことなどの影響によるものと推察しているところでございます。また、米国のサブプライムローンに端を発した100年に一度の規模と言われる

世界同時不況が追い打ちをかけている状況から、何らかの手を打たなければ、地元商店街、福生市の商業は、さらに衰退してしまうと認識しております。

次に、2点目の商業振興に対する意気込みでございますが、私は「五つの元気」を行政運営の柱に据えて、施策の展開を図っております。その一つである「まちが元気」の中で、元気のある商店街づくりに取り組むといたしております。

商業とともに発展してまいりました福生市においては、商店街の活性化、商業の振興というものが大きな課題であり、商業の活力はまちの元気につながるの思いは議員と同じでございます。そこで本年度より、生活環境部に商業振興企画を担当する主幹を配置いたしました。組織的な強化を図ることにより、商工会や各商栄会との連携をさらに深くするとともに、今後の商業振興の方向性や、方策を検討させているところでございます。福生の商業を何とかしなければならぬ、その強い思いで、商業振興に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の商店街振興基本調査のねらいと、今後の予定についてでございます。

この商店街振興基本調査は、福生市も会員となっております。多摩地域の41の大学を中心に組織している学術、文化、産業ネットワーク多摩に委託いたしました。これにより、中心市街地の活性化や、まちづくり、あるいは流通の専門の方に学術的な考察をいただくことが期待できます。さらに、福生市商工会も加わることにより、産、学、官が連携して、福生市の商業振興の取り組むべき方向を、示していこうとするものとなっております。今までの商店街振興、商業振興策は、単に商店街商業だけの取り組みになってしまい、その結果なかなか効果が得られなかったのではないかと考えております。今回の調査は、調査の実施がゴールではありません。調査を通じて、専門的知見をいただきながら、まちづくり、人づくりまで幅広く施策を展開することにより、商業振興の振の掘り起こしや、元気なまちの実現が、可能になるのではないかと期待しております。

今後の予定といたしましては、商業者アンケートや消費者グループインタビュー等の各種調査を実施し、10月末をめどに一定の方向性を示す予定でございます。それは福生市の商業のために、なるべく早く次の一手を打たなければならないと考えているからでございます。できることならば、予算が伴わないことには、すぐにでも取り組み、また予算が必要なことには、来年度から具体的な商業振興施策に取り組んでまいりたいと考えております。調査の実施に当たりまして、ネットワーク多摩に設置された福生市商業活性化検討委員会の座長を務めていただいております中央大学の細野教授がおっしゃった「メガモールの時代はそろそろ終わる。身近な商店街の時代が訪れる」という言葉に、力づけられているところでございます。今後予想される超高齢化社会に対応できるお年寄りが歩いて何でも買い物ができる商店街実現に向けて、一生懸命行政からも支援していきたいと、そういうふうに思っているところでございます。

次に、第3期福生市基本構想の取り組み状況と、総括についてでございます。

第3期基本構想は、平成11年に「やすらぎ いきいき 輝く街福生」を将来都市像として策定し、翌平成12年、西暦2000年の節目の年から、基本構想を含む総

合計画としてスタートいたしました。この年は、地方自治体にとって大きな節目となる年でありました。いわゆる、地方分権一括法の施行により、機関委任事務の廃止を初め、多くの制度改正が行われました。また、権限の移譲が進み、中央集権型の行政システムから、地方分権型行政システムへと移行するという社会環境の変化の開始の年であったわけでありました。

このような社会背景のもと、五つのまちづくりの目標掲げ、平成22年を目標年次として、基本構想を策定いたしました。この五つのまちづくりの目標とは、1、安全とやすらぎのあるまち。2、集いとにぎわいのあるまち。3、美しさとゆとりのあるまち。4、触れ合いと愛情のあるまち。5、多摩地域を広くつなぐまちでございます。この基本構想を推進するために、前期5年間と後期5年間とに分け、基本計画を策定し、また、基本計画のもとに3年を単位として毎年次改訂する実施計画を別に策定し、実効性の確保を図ってまいりました。まず、取り組み状況でございますが、前期基本計画では、教育文化の分野から構想の推進の分野まで、六つの行政施策分野で101件の主要な事業を掲げ、前期終了期間までに94件の実施という進捗状況でありました。平成17年度からの後期の計画では、取り組みのおくれた事業の遂行とともに、新たな行政課題と、市民ニーズに対応するため、計画に必要な修正を加えました。そして、分野別計画の体系化を図り、各計画の整合性と統一性を明らかにし、修正後期基本計画として策定をいたしましたところでございます。

修正後期基本計画で新たにに取り組むことといたしました112件の主要な事業を含め、合計213件の事業については、これまで、199事業が実施済みであり、93.4%の進捗状況でございます。なお基本計画のもとに、各分野別計画を策定しておりますが、これらにつきましては、基本計画の下位計画という位置づけでございます。計画期間の終了年度が21年度以前のもものは延伸を、そして改定するものは、上位計画である第4期の基本計画の策定にあわせて進め、整合を保つよう指示をしております。

さて、その総括との御質問でございますが、第3期の基本構想に掲げた五つのまちづくりの目標ごとに設定した74項目の基本目標について、昨年8月に進捗及び評価を実施いたしました。

AからDまでの4段階評価とし、Aが100%、Bが75%から100%未満、Cが50%から75%未満、Dが50%未満という達成制度評価区分でございます。見込みを含めた担当課による自己評価方法ではございますが、A評価とB評価が全項目の93.2%に当たる69件でありましたので、概ね目標を達成していると考えております。来年3月までまだ計画期間を残しておりますので、今後、全力を尽くしていく所存でございます。なお、最終的な検証は、年度末に再度全庁的に調査をいたしまして、企画調整課により実施していきたいと、考えております。

また今議会では、第3期の基本構想及び、基本計画の成果を踏まえ、新たな第4期となる基本構想につきまして上程を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。以上で、田村昌巳議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○13番(田村昌巳君) 御答弁、大変ありがとうございました。

商業振興について、1点目、市長が御案内のように、世界不況は重なりあい、商業主が厳しい状況にあるという認識は私も同様であります。

2点目、主幹が配置され、今後、商業振興の方向性や方策を検討して行くということで、福生の商業を何とかしなければならぬという強い思いで取り組んでいただけたということがわかりました。主幹にはぜひとも商店街の生の声を聞いてほしいと思っております。

3点目として、商店、商業振興基本調査を、学術、文化、産業ネットワーク多摩に委託し、産、学、官が連携し、福生市の商業振興に取り組んでいただけたということと、今年度から具体的な商業振興施策に取り組んでいただけたということで、中央大学の細野教授がおっしゃったように、メガモールの時代は終わり、地元の商店街の時代が訪れるように商店主の方たちも努力をしていただくと同時に、元気な街が戻ってくればと望んでおります。

第3期基本構想については、よくわかりました。今議会で、新たな第4期の基本構想の議案が上程されるということで、これについても、よい結果が上がるよう我々もしっかりと審議していきたいと思っております。以上で、要望とさせていただき、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長(大野聰君) 次に、5番、乙津豊彦君。

(5番 乙津豊彦君質問席着席)

○5番(乙津豊彦君) 御指名をいただきましたので、先に通告いたしました一般質問をさせていただきます。私の質問は大きく3項目ございますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、1項目目の定額給付金について、まず1点目、その目的と現状についてをお伺いいたします。100年に一度と言われる未曾有の景気後退に対して、国の政策として決まった事業と認識しております。定額給付金の目的について政府の広報によれば、景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともにあわせて、住民に広く給することにより地域の経済対策に資することを目的とするとなっております。

一方、租税特別措置法では、定額給付金には所得税を課さないという一文が追加されています。また、平成21年度税制改正の大綱によれば、生活対策において実施することとされた定額給付金については、所得税を課さないこととするとあります。つまり、定額給付金の支給は法的には、市町村と世帯主との贈与契約であると解釈されます。市長は市内の全世帯主及び外国人に対し、約9億円の現金を贈与することにあるわけです。そこで何点かお聞きいたします。その目的について市の考えも国の目的に準拠すると思われるがいかがでしょうか。

次に、単に贈与するだけにとどまらず、この目的、特に地域の経済対策に資することを達成するために何か具体的に行った、または行う予定の施策があれば説明してく

ださい。

3番目、当市では3月25日に申請書が発送され、4月1日から申請の受け付けが開始されました。市民感情としては、税金を2兆400億円も使ってすべての国民に対して給付するのはいかがなものかと言いつつも、貰えるものはありがたいと思っているのではないのでしょうか。手続き開始から約2カ月を経過しますが、いろいろな意味で市民からの反応はいかがでしょう。

次に2点目、その経済効果についてお伺いいたします。その目的に「住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的とする」とあります。つまり、地域の経済発展が図らなければならないわけです。定額給付金の経済効果はどのくらいになるのでしょうか。ある専門家によれば、総支給額2兆円のうち、実際の消費に回るのは2、3割程度と見られるが、年単位で見れば約5000億円、GDPでは年率0.2%程度の経済効果が望める。特に、足元の四、五、六月期だけを見れば、GDPを0.4%も押し上げる可能性があると分析されています。ネットリサーチによる調査では、定額給付金の使い道は1位、商品や外食などへの消費で51.8%、次いで生活費の補てんが27.5%、貯金が11.8%となっております。相当の割合で、消費されるであろうことがわかります。一説にはトップは家族で焼肉、特に、上カルビを食べるといった報告も出ております。そこで、はっきりした経済効果はまだわからないかもしれませんが、現実には、地域に対する経済効果はどの程度見込まれると考えているのでしょうか。

次に、総務省の調べによりますと、全国698の市区町村、全自治体の4割に当たりますが、割増し額の付いたプレミアム商品券の発行を計画しており、既に発行されております。近隣では昭島市が「昭島まごころ商品券」、あきる野市が「秋川溪谷商品券」、青梅市が「青梅市プレミアム商品券うめ21」、羽村市では「羽村にぎわい商品券」、瑞穂町が「みずほとくとく商品券」、檜原村が「檜原村商品券」等で発行され、どれも盛況とのことでございます。一方当市においては、プレミアム商品券を発行されませんでした。新聞によりますと、この制度を悪用した例も報道されているところでございます。そこで質問ですが、プレミアム商品券の発行に対して、市長はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

次に3点目、本人確認、口座確認事務についてお伺いいたします。世の中悪知恵の働く輩が後を絶たず、過去にもなりすましによる不正受給等が報道されています。定額給付金の受付事務においても、申請者が本人であるか確認するために、本人確認処理が行われます。本人であるかの確認は、当該申請者がまず架空の人物でないこと、実在すること、他人へのなりすましではないこと、同一の人物であることを担保する必要があります。また、申請された振込先の銀行口座が実在し、本人のものであるかを担保する必要があります。そこで、何点かお伺いいたします。まず、市においては、これらを担保するためにどのような指針で作業を行ったのでしょうか。次に、申請方法には、郵送による方法と窓口による方法がとられましたが、窓口での申請受け付けにおけるそれぞれの確認手続はどのように行っているのでしょうか。この場合、講座確認

書類は、国の指導によりコピーをとっていると思いますが、本人確認の書類もコピーをとるのでしょうか。

次いで、2項目目の子育て応援特別手当について、定額給付金とは、別の事業であることから分けて質問をさせていただきます。

まず1点目、その目的と現状についてお伺いいたします。厚生労働省雇用均等・児童家庭局が作成いたしました全国児童福祉主管課長・子育て応援特別手当関係課長会議の関連資料によりますと、その目的及び効果は「子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から、平成20年度の緊急措置として、第2子以降の児童について、一人当たり3.6万円を支給するものです。これにより子育てを行う家庭における生活安心の確保に資するものと考えています。」となっております。そこで、まず、その目的について、市の考えも国の目的に準拠すると思われませんがいかがでしょうか。

次に、支給されることはありがたいと思います。第1子が就学児童であれば納得できますが、第1子、第2子とも、幼児教育期である御家庭においては、不満が残ると思うのですが、いかがでしょうか。3番目、定額給付金と同じく、手続開始から2カ月を経過しますが、いろいろな意味で、市民からの反応はいかがでしょうか。

次に2点目、本人確認、講座確認事務についてお伺いいたします。まず、この申請においても、本人確認振込先の口座確認の書類の提出が義務づけられていると思いますが、定額給付金の事務と異なるところがあるのでしょうか。

次に、平成21年3月6日付け、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課から子育て応援特別手当に係る本人確認書類関係の取り扱いについてと題した事務連絡が発行されております。それによりますと、平成21年3月5日総務省定額給付金室発行した定額給付金Q&A、そのQを添付し、子育て応援特別手当につきましても同様の取り扱いとなるとしています。市が事務手続を検討した時点で、国の指針はどのようなものであったのでしょうか。

3項目目は、開かれた学校づくりについてでございます。昨年9月の定例会で、同じテーマについて質問させていただきました。教育長は、保護者や地域住民に学校に対する評価をしてもらうには、学校からの適時適切な情報の発信が重要と述べられました。そこで、何点かお伺いいたします。まず1点目、積極的な情報提供についてお伺いします。昨年9月議会以降の実施状況について、教育長は、積極的な情報提供に関して、次の項目を上げられ推進すると答弁されました。そこで、これらのテーマについて状況をお聞きいたします。具体的に学校だよりの定期発行、学校公開日の徹底、学校ホームページの充実、学校の教育目標、教育計画、活動報告の説明などについてお願いいたします。

次に、学校評価システムの確立についてお伺いいたします。平成20年度の各校における評価はどのような状況でしょうか。私は、第五小学校の学校評議員を委嘱されておりますが、2月に開催されました学校評議員委員会において、保護者のアンケート結果が開示されました。また、評議員としてアンケートに回答いたしました。現在

幾つかの小学校で保護者アンケートの結果は、本ページ上に公開されていますが、教育委員会で提示された評価システムにおいて定義される自己評価についての状況はいかがでしょうか。また、評価結果は学校ホームページ等で公表されるでしょうか。

次に、昨年9月議会における教育長答弁で、(仮称)学校地域子ども支援室の試行の検討を行っていきとりましたが、その状況はいかがでしょうか。以上で、1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 乙津議員の御質問にお答えいたします。定額給付金についての1点目、その目的と現状についてでございます。

まず、この事業は、景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的とするものでございます。市といたしましても、その目的に沿って実施しております。この目的に対して、市が行った具体的な施策についてでございます。他の自治体では、地域経済への取り込む施策といたしまして、プレミアム付き商品券を実施したところが多いようでございます。福生市でも、プレミアム付き商品券について検討いたしましたましたが、他の自治体と同じように実施することが難しく、実施した場合の経済効果が、予想しにくかったことから、実施をいたしませんでした。また現時点では、他の施策につきましても、特に予定しているものはございません。申請受け開始から、2カ月が経過しての市民の皆様からの反応についてでございますが、ありがたいという声と同時に、次の支給はいつごろですかという声もあるようでございます。また、特に反応があったということではありませんが、1階の受け付けに設けましたことで、高齢の方や障害をお持ちの方への対応も果たせたと考えております。

2点目の、経済効果につきましては、5月の連休前に約6億5000万円の給付を行っておりますので、市内商店街への経済効果もあったものと考えておりますが、どの程度の効果があったかにつきましては、判断が難しいところでございます。

3点目の、本人確認、口座確認事務についてでございますが、定額給付金の申請手続において、当初から言われていたことは、申請の際には、本人確認のための免許証や保険証などの写し、口座確認のための預金通帳などの写しを添付する必要があるということでございます。市といたしましては、自治事務ということで、定額給付金事業の実施要綱を定めるにあたり、申請手続の項目で必要な書類の添付をお願いしております。その際には、どの書類をもって確認書類とするかを、福生市戸籍事務、住民基本台帳事務等に係る手続及び証明書等の交付に係る手続並びに本人確認に関する規則の別表第2に掲げる第1項及び第2項の「法令等の規定により交付されたもの」に限定いたしました。この確認書類については、郵送及び窓口申請の両方ともに添付をお願いいたしました。特に、窓口での申請受けの際には、来られた方が本人なのか、それとも、代理人欄に記載された方なのかを確認し、添付を必要とする方の確認書類の写しをいただいております。

次に、子育て応援特別手当についての1点目、その目的と現状についてございま

す。子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済状況にかんがみ、多子世帯の幼児教育期の子育て負担に対し配慮する観点から、平成20年度の緊急措置として、第2子以降の児童について、1人当たり3万6000円を支給し、子育てを行う家庭における生活安心の確保に資するものとしたしまして、国が創設した事業でございます。したがって、御指摘のとおり、市も同様の考えによりまして事業を行っております。その事業費及び事務費につきましては、定額給付金と同様に、国が交付金として市に交付することとなっております。本事業を受けての福生市の対応についてでございますが、支給要件等を定めた子育て応援特別手当支給事業実施要綱を制定し、支給に関して、3月15日号の広報及びホームページで周知に努めたところでございます。

次に、第1子、第2子ともに、幼児教育期である児童の家庭についての御質問でございますが、あくまで、多子世帯への負担軽減ということで、第2子以降の児童を対象としておりますので、御理解をいただきたいと存じます。また、平成21年4月1日に受付開始から、約2カ月を経過しての市民の皆様からの反応でございますが、今のところ支給事務に関しての苦情や、金融機関でのトラブルなどは特にはございません。2点目の本人確認、口座確認事務についてでございますが、子育て応援特別手当事業の実施につきましては、住民基本台帳及び外国人登録原票で支給対象者を確認するなど、定額給付金事業の事務と重なることが多くございます。このようなことから、市において、効率的な事務処理をするために、事務の取り扱いにつきましては、定額給付金事業を参考にすると、厚生労働省から通知がありましたので、定額給付金と同様の事務処理を行ったところでございます。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えいたします。

以上で、乙津議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 乙津議員の御質問にお答えをいたします。

初めに開かれた学校づくりについての1項目目、積極的な情報提供についての御質問でございますが、昨年9月の第3回市議会定例会後9カ月余りを経ました現在の各小中学校におけます情報提供の状況につきまして御説明申し上げます。

まず、各学校の学校だよりにつきましては、すべての学校において毎月1回の発行がされております。在校生への家庭への配布はもちろんのこと、町会の回覧版に載せていただきましたり、関係者の自宅に持参をしたりするなど、学校ごとに周知の工夫をいたしております。この学校だよりは、教育委員会にも提出を求めています。教育センター教育研究研修所が、中央体育館に設けております。掲示コーナーにも掲示をするなど、体育館を御利用される方にもごらんをいただけるようにもなっております。また、編集に当たりましてその内容につきましては、保護者のみを対象とするような表現を改め、地域の皆様への情報提供を意識した紙面とするよう各校長を通じて指導をいたしております。

学校公開日につきましては、各学校で設定をいたしており、設定に当たりましては、それぞれの学校で工夫をいたしております。学校公開週間を設けている学校、学年ご

との公開日を設けている学校などさまざまでございます。また、ほとんどの学校で1年間に必ず1回は、土曜日、日曜日の授業公開の機会を設け、保護者が参加しやすいように配慮するよういたしております。この学校公開日につきましては、より多くの皆様においでをいただけるよう、各学校とも、広報や内容に関する工夫もいたしているところであります。

学校ホームページにつきまして、昨年9月以来各学校に内容の充実や定期的な更新を指導いたしてまいりました。現状ではまだまだ足りない部分も少なくありませんが、内容や更新回数も含めて、全体といたしましては、改善が進みつつあるととらえております。このように昨年9月に御質問いただいて以来、さまざまな手段を用いて教育目標や教育活動の状況についての情報提供を進めておりまして、全体としましては、より積極的にこれらの情報提供に取り組む学校の姿が見られるようになってきております。

次に、2項目目の学校評価の確立のその1点目、学校の評価、公開状況でございますが、学校評価につきましては、昨年度福生市立学校の管理運営規則の改正を行いまして、その位置づけと責任を明確にいたしましたところであります。学校評価は学校の経営計画とともに、学校の自主性・自立性を高め、特色ある教育を進めるとともに、家庭や地域との連携により、心身ともに健やかな児童生徒の育成を図る観点から、積極的な活用を図ることといたしております。これを受けまして、福生市内の学校におきましても、学校評価を保護者を対象とした説明会や学校だよりなどにより公開し、保護者、地域に説明することといたしております。さらに学校評価を自己評価書として学校だよりホームページに掲載するなどの方法により、広く一般市民にも公開するよう指導をいたしているところでございます。また、あわせて各学校は自己評価結果をまとめた学校評価書を福生市教育委員会に提出をすること、このようにいたしております。平成20年度の各学校からの学校評価書は、提出期限でありました本年3月31日までに、全校から提出をされております。そして、4月の教育委員会定例会に報告をし、その後、設置者であります市長にも報告をいたしましたところでございます。

ただ御指摘の学校の自己評価につきましては、学校が独自に評価シートをつくり、教職員に自己評価させるとともに、学校評議員の皆様や保護者地域の代表の方々に記入の御協力をいただいたものを集計しているわけでございますが、今後、評価シートの作成手順、評価項目などにつきましては、より校長に研修を積ませ、精度の高いものとしていきまして、自己評価からさらに1歩進め、関係者評価に発展をさせてまいりたいと考えております。

次の(仮称)学校地域子ども支援組織についての進捗状況でございますが、昨年、市議会におきましても、この(仮称)学校地域子ども支援組織については、試行的に実施していく旨の答弁をいたしているところでございます。本事業につきましては、その具体化に当たって、国や都の動向を見据え、かつ本市の小中学校の実情を勘案しながら、展開してまいりたいと考えているものでございます。

まず、文部科学省は、近年地域の教育力の低下があると指摘し、平成18年に改正

されました教育基本法や、その後策定の教育振興基本計画におきまして、学校、家庭、地域の連携協力をうたっているところでもあります。これらを踏まえ福生市では、早期に推進すべき学者連携、融合事業の一つとして、学校、家庭、地域が一体となって子どもを育てる体制これを整え、地域全体で教育の向上に取り組む社会を目指すための取り組みの一つとして、これまで各学校で行ってまいりました地域人材活用の個別の活動を生かし、福生型の子どもを総合的に支援する組織を全校に設置することができないか、検討を進めるとともに、具体化に向けた調整をいたしてまいりました。目下のところ、福生第三、第七小学校におきまして、これまでの学校独自の取り組みを生かし、福生市におけるモデル的な事業として、段階的な取り組みとなっております。

その一つ、福生第三小学校では、これまでの経緯の中で、地域の伝統文化を継承する取り組みを重点化し、地域の方々の多大なる御協力をいただき、教育効果を上げておりまして、学校内外から高い評価を受けているところでもあります。そうした活動の支援強化をするため、PTAの前年度の役員を中心といたしまして、三小サポーターズという名称で、組織的に活動を開始されております。また、福生第七小学校は地域人材を生かした環境教育の推進をテーマに、地域自治会や市環境課と連携を図り、多摩川の自然環境を題材にした野鳥や植生についての、専門的な話を聞いたり、あるいは、CO<sub>2</sub>削減の学習など探求的活動を推進いたしております。このほか教育活動のさまざまな場面で、連携事業を進めようとしているところでもあります。

この2校をモデルとして、市内全校で事業を開始いたすべく、学校サポートコーディネーターあるいは人材バンクといった創設など、学校を支援していただける方々の発掘や選出等の準備を進めてまいりたいと考えているところでもあります。

なお、(仮称)学校地域子ども支援組織事業につきましては、あくまでも行政指導ではなく、学校地域主導型とすることが重要かというふうに考えており、また、事業内容については、各校、各地域に任せ、それぞれが特色のある活動ができるようにすることが、この事業を継続させるためにも、より重要なことと考えているところでございます。

以上、乙津議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長(大野聰君) 午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

~~~~~

午前11時10分 開議

○議長(大野聰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番(乙津豊彦君) 市長並びに教育長からの御答弁ありがとうございました。それでは、2回目の質問を行わせていただきます。

1項目目の定額給付金について、1点目のその目的と現状についてですが、今回の給付金に関して市は、生活環境部地域振興課を中心に事業を進められたとお聞きしています。そのことから考えますと、やはり地域における経済的効果を第一に考えられたのではないかと推測いたしますが、事情は変わってきたのでしょうか。特別な施策は

行われなかったとのことです。市民の自主的な経済効果に期待したいと思います。それでは、何点かお伺いいたします。

まず、具体的に申請書の発行状況、つまり申請書の郵送件数並びに金額、それから、近々の受付け件数並びに金額、既に振り込みされた件数並びに金額を教えてください。また、現金による給付に関しても教えていただきたいと思います。

次に、申請手続について、市民から寄せられた問い合わせ件数並びにその主な内容について教えてください。それから、子どもが学校等の寮に住んでいて住民票を移動している場合があります。この場合、福生市から送られる申請書には名前が載っていませんが、このことに関して、問い合わせなどがなかったのでしょうか。次に、申請された申請書の不備はどのくらいあったのでしょうか。また、それに対してどのような対応されたのでしょうか。次に、基準日が2月1日ということですが、住民基本台帳上、この日に住居が確定しないケースは考えられるのでしょうか。総務省はこのことに関して、定額給付金給付事業に係る留意事項についてという事務連絡を発行しております。その中で、住民基本台帳制度の趣旨を踏まえ、各市町村においては、住民に関する記録の適正化が図られるよう住民基本台帳法の規定による届け出を正確に行うよう住民への周知等行われたいこととなっています。この点につきまして、市民に対してどのような周知を図ったのでしょうか。

次に2点目、その経済効果についてですが、なかなか評価しづらいようでございます。そこで、1点だけお聞きしますが、本年第1回定例会の一般質問において、阿南議員が寄附に関して質問されました。市長は、市はふるさと納税により寄附を募っているため、新たな市民基金は設置しない。目的に沿って市の活性化のために使っていくのが目的なので、市の商店で使っていただきたいと答弁されました。そこで、市としては、ふるさと納税により寄附されるよりも使ってほしいとのお考えのようですが、実際、寄附が始まってから定額給付金を原資としたか不明にしましても、寄附の申し出はあったのでしょうか。

3点目、本人確認、口座確認について、市長答弁によりまして本人確認のために、公的身分証明書のコピーを、また、口座確認のために通帳またはキャッシュカードのコピーの提出を要求したとのことでございます。昨今、いろんな申請において申請者が本人であることを確認するために、身分を証明できる書類の提示を求められます。当市におきましても住民票や戸籍の手続において、また、市中の銀行等においても口座の新設はもとより、10万円を超える現金により振り込みを行う場合にも提示を求められ、その番号を控えているようです。そこで、何点かお伺いいたします。

まず、これらの事務手続が自治体間、また、官民でばらばらであることから総務省では、実態を調査し、昨年9月に行政手続等における本人確認に関する調査、調査結果に基づく通知という書類を発行しております。今回の定額給付金の事務手続において、この通知は参考にされたのでしょうか。

次に、この個人情報取扱事務に関して、個人情報保護審議会に諮った事実はあるのでしょうか。申請書で取得される個人情報は振込口座の情報を除き、市が保有をする住

民基本台帳から機械的に印刷されたもので、これに対して、申請書を提出する際、本人から取得すると言えるか微妙なところではありますがいかがでしょうか。

次に、この事務において申請された振込口座の確認に、通帳のコピーを添付することが義務づけられましたが、このようなことは初めての経験になります。その理由について教えてください。

最後に、平成21年3月5日、総務省定額給付金室が発行した定額給付金給付事業Q&AそのQによりますと、本人確認の方法については、基本的には住民票の写し等の交付の請求の際に求められる本人確認の方法の例によらねたいとあります。また、郵送振り込み方式による申請で、振込先口座が申請受給者本人の口座である場合には、本人確認書類の添付は要しないこととする事も差し支えないとしています。しかしながら、口座確認書類に関しては、原則として通帳等の写しの添付を求めることとするが、さまざまな事情により通帳等の写しを取ることが困難な事情がある場合には、写しの添付を省略することも差し支えないものとなっております。優柔不断であると言わざるを得ません。市はなるべく早い時期に支給したいとお考えから、従前の指針により要綱を定め、決めたとお考えですが、市民としては国の考えに釈然としないところでは。このことに関して、どのように感じておられるでしょうか。

次に、2項目目の子育て応援特別手当について、まずその目的と現状についてですが、1点目、厚生労働省は子育て応援特別手当の実施にあたり、市町村において条例等を整備する必要はないものの、要綱の制定をお願いするとしております。先ほど市長答弁にもあったようにお考えですが、本市において要綱は制定されたでしょうか。

次に、具体的に申請書の発行状況、つまり、申請書の郵送、件数、並びに金額と近々の受付け件数並びに金額、既に振り込みされた件数並びに金額を教えてください。また、現金による給付は行われたでしょうか。行われたのであれば、件数と金額を教えてください。

次に、目的と重複するかもしれませんが、支給の対象が第2子以降の未就学児で、その額が3万6000円であること理由について御説明をお願いします。

次に、申請手続に関して市民から寄せられた問い合わせ件数、並びにその主な内容について教えてください。厚生労働省の作成した資料を読みますと、世帯と扶養家族とが混在しております。例えば、世帯単位に支給するとありますが、第1子が寮などに入っており、住民票を移動している場合に、扶養家族の単位で救済しています。一方、住民票上一つの世帯に2家族が住んでおり、扶養家族が独立している場合においても、第1子は1人とカウントされます。また、祖父が世帯主の世帯に、長男の子、次男の子を預けている場合があったとしても、親子関係がなくても支給対象となり得ます。このような事情があることから、世帯単位に支給されるにも関わらず、住民基本台帳からは支給対象者が特定できないとお考えです。市は、どのような世帯に申請書を郵送したのでしょうか。世帯の構成員に支給対象児童がいるにも関わらず、申請できない世帯はないでしょうか。

最後に、平成21年度補正予算が衆議院を通過いたしました。これが成立いたし

ますと、平成21年度は小学校就学前3年間に属する子どもが対象となり、先ほど述べたような混乱はなくなると思われます。このことに関して、市はどのように考えているでしょうか。

それから、本人確認、口座確認事務につきましては、先ほどの御答弁により定額給付金と同じとの御答弁をいただきました。ありがとうございました。

3項目目の開かれた学校づくりについての1点目、積極的な情報提供についてですが、情報提供の有効な手段としてホームページがあり、市においても各校にホームページを開設しております。昨年9月の段階から、本年5月の状況进行评估しますと随分と改善されたと思われませんが、学校によって温度差が見られるのも事実であります。特に、中学校においては更新すらまともに行われていない学校も見受けられます。学校だよりや校内の出来事についての更新は、タイムリーに行われるようになったと評価できますが、計画書、結果報告書などについては、載っている情報が古いと感じております。個人的には、新たにページをつくる必要がなく、既に存在する資料をそのままホームページに載せてくれれば十分と考えております。このことに関して、改善するおつもりがあるでしょうか。

次に、平成21年度の学校経営計画について、三つの小学校において、ホームページで見ることができます。特に、第五小学校のホームページでは、学校評価計画を含め7種類の計画書を見ることができ、これだと感じました。そこでお尋ねしますが、すべての学校で公表されるようになるのでしょうか。また、学校評価について、新潟市では平成19年度と20年度、文部科学省から学校評価システム構築事業の指定を受け、12の協力校に委嘱し取り組んできたとのことでございます。特に、私立早通南小学校では、学校ホームページで平成20年度の学校評価報告書を公表しておりますが、外見のみならず内容についても、とても立派な報告書で驚きました。ここまでつくる必要はないと思いますが、評価報告がまとまっているのならば公表していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、学校評価システムの確立についてでございます。教育委員会では学校評価について各学校長にガイドラインを提示しております。一方、学校評価の流れと方法という資料もつくられております。プラン、ドゥ、チェック、アクション、サイクルの考え方に伴うシステムの流れが説明されており、評価に関しては、自己評価と外部評価目標をとらえているようでございます。しかしながら、現状では自己評価を行っている段階と思われれます。先ほど教育長答弁でも、今後外部評価の方向に向かうということでございますが、自己評価の一手順として、保護者意識調査など、つまりアンケート結果については、先ほど説明したとおりですが、この評価結果をもとにした学校経営計画とともに公表するシステムの確立についてのお考えをお聞きいたします。

以上で、2回目の質問を終わります。よろしくお願いたします。

○生活環境部長（森田秀司君） それでは再質問にお答えをさせていただきます。私の方からは定額給付金のうち、寄附の申し出以外の部分で御答弁させていただきます。

1点目の申請書の発送の状況でございます。3月25日現在で発送いたしましたの

は2万9643件、総額で9億213万2000円相当の申請書を発送いたしました。そして、5月27日現在でございますが、その戻りで受付けをいたしましたのが2万5641件、8億2119万6000円分の申請書が戻ってまいりました。その後、5月27日現在で支払いをいたしましたのが2万5044件、金額といたしまして8億805万6000円をお支払いしております。そのうち、現金で窓口でお支払したのが289件、684万8000円を現金でお支払い支給をしたところでございます。

2点目の申請につきましての市民からの問い合わせということでございます。これも5月27日現在でございますが、問い合わせといたしまして2271件の問い合わせがございました。細かい内容のところ、まだ分類をしたわけではございませんけれども、コールセンターを設置いたしましたのでそちらのところを確認をいたしましたところ、いつ支払われるのか、申請書の記入の仕方、どんな書類が必要なのか、代理人でも申請できるのか、申請のときにもらえるのかといったようなところが主な質問の内容でございました。

次に、家族の方で、学校等で離れて住んでいらっしゃる方の住民票の移動の関係でございます。住民票を移動しているお子様についての取り扱いについての問い合わせは特にはございませんでした。

4点目の申請書の添付書類の不備の件数でございます。約1000件程度ございました。その方々につきましては、不備の内容を明記いたしました文章と返信用の封筒を入れまして、再度通知をしたところでございます。

次に、住民基本台帳の正確な届け出の周知というようなことでございますが、昨年12月20日付けで総務省、自治行政局定額給付金室長名の事務連絡で、住民基本台帳制度の趣旨を踏まえ、住民に関する記録の適正化が図れるよう住民基本台帳法の規定による届け出を正確に行うよう住民への周知等を行われたいとのことでございましたが、この時点では基準日である2月1日という基本的な判断期日が既に示されておりましたが、定額給付金の具体的な処理方法等については、まだ示されておらずで、この制度を何らかの形にせよ悪用されないようにしなければいけないということで、特に住民の方々に周知はしておりません。

次に、3点目の本人確認、口座確認の事務についてでございます。今回の定額給付金につきましては、特に総務省から、行政手続等における本人確認に関する調査という書類を参考にするようとの指示はございませんでした。また、2月25日付けの総務省自治行政局定額給付金室長名の事務連絡では、国が示した給付金実施要綱例が添付されておりましたが、その要綱例においても公的身分証明書の写しと明記されているだけでございました。

次に、今回の定額給付金を始めるに当たりまして、総合窓口課が保有しております住民基本台帳に係る個人情報を目的外に利用するため、2月18日付けで、福生市個人情報保護審議会へ諮問をしております。審議会の際にも、申請方法といたしまして、郵送及び窓口での申請の際には、本人確認できる書類を添付していただく旨、説明をしております。そしてその後は、3月17日付けで諮問に対する答申といたしまして、

目的外利用についての同意をいただいております。その後、保有個人情報保管者あてに、目的外利用を申請し、決定通知をいただいております。さらには、保有個人情報取扱い事務届け出書を提出しております。その届け出事項の中には、記録事項といたしまして、本人確認に必要な身分証明書等の写しを加えております。なお、申請書にあらかじめ記載された内容にあっても本人が承知をして届けたのであれば、本人の意思に従ったものであるというふうに考えております。

最後に、口座を確認する書類を添付していただいた理由につきましては、「誤った振り込みを防止するため」が目的で、そのために原則として、通帳等の写しを添付いただいたわけでございます。

もう1点ございました。今回、定額給付金事業を進める中で、非常に苦慮したというところは平成20年度の国の第2次補正予算で措置されたことから、国といたしましてはなるべく早く給付してほしいと明言しておりましたが、実際に現場で作業を行う自治体といたしましては、必要とする部分がなかなか明確になっておらず、議員御質問の中にもありましたように、定額給付金事業Q&A、そのQという、これは3月5日付けの通知でございましたが、そういうのも出されております。

市といたしましては、可能な限り早い時期から給付を始めたいと考えておりましたので、独自で要綱を作成いたしまして、本人確認に係る書類を市長答弁にもありましたように、福生市戸籍事務、住民基本台帳事務等に係る手続及び証明書等の交付に係る手続並びに本人確認に関する規則と、これを根拠といたしたところでございます。以上でございます。

○総務部長（野崎隆晴君） 続きまして、定額給付金が始まってからの寄附金の申し出についてでございますが、21年度に入ってから申し出ということでお答えをさせていただきますと、現時点では4名の方から申し出をいただいております。寄附金の額といたしましては、合計で5万3000円となっております。以上でございます。

○子ども家庭部長（町田正春君） それでは、私の方からは、子育て応援特別手当の関係で6点ほど御質問いただいております。

まず、要綱の制定の関係でございますけれども、うちの方でも福生市子育て応援特別手当支給事業実施要綱というのを制定いたしました。その内容につきましては、国の支給要件に沿いまして、支給対象児童、支給対象者、支給申請時期、支給額、申請方法、支給決定等について規定をしております。

2点目の具体的な申請状況等でございますけれども、3月25日の申請書の発行世帯数は682世帯で、支給予定額は、2584万8000円となっております。受付件数は、5月16日までで648世帯となっております。その日までに申請された方の支給処理を行っております。1回目の振り込みは、4月27日でございます。このときは549世帯で2077万2000円、それから、2回目の振り込みが5月27日、99世帯で378万円振り込んでおります。合計では648世帯、245万2000円、全体の約95%となっております。なお、現金給付を希望される御

家庭は今のところございません。

それから、3点目の支給対象児童第2子以降の未就学児とした理由でございますけれども、多子世帯の負担軽減に配慮しつつ、一般に保育所または幼稚園に児童が共通して通う年齢が小学校就学前3年間であること。3歳未満までの児童には、既に児童手当制度において乳幼児加算が行われ、月額で一律1万円が支給されていることなどを総合的に考慮したものでございます。また、手当額3万6000円としました根拠でございますけれども、保育所に通っています住民税非課税世帯の保護者の自己負担額の国基準等を勘案し、設定をしたところでございます。

4点目の申請手続に対しての市民からの問い合わせ件数でございますけれども、5月27日現在では108件となっております。主な内容といたしましては、うちの子どもは手当が受給できるのかといったそういった御質問、あるいは申請の受付期間、あるいは受付時間の確認などが主なものでございます。

5点目の申請書の郵送先の関係でございますけれども、市は住民基本台帳や外国人登録原票によりまして、支給要件に該当する児童の御家庭の世帯主に申請書を送付しております。また、子育て応援特別手当の第2子以降とは、3歳から18歳までの児童が何人いるかということになりますので、上のお子さんを第1子と数えますことから、第1子のお子さんが寄宿舎など別居している場合もでございますことから、市では制度の案内パンフレットを定額給付金の案内文書の中に同封させていただいております。また、住所が一緒でないお子さんにつきましては、対象年齢がこれは児童手当を受給する年齢とも重なりますことから、その中でも十分確認をするよう努めているところでございます。

最後に、6点目の平成21年度の国の補正予算の中に同じような手当が盛り込まれているようでございますけれども、これに関係する具体的な内容はまだ示されておりません。ただ小学校就学前3年間に属する子どもを支給対象児童とするというふうには言われておりますことから、支給対象年齢に該当すれば受給できるというふう聞いております。したがって、今回のような混乱はなくなるというふうと考えております。私からは以上でございます。

○参事（川越孝洋君） それでは、私の方から開かれた学校づくりにつきまして、3点ほど再質問をいただいておりますので、御答弁申し上げます。

まず、1点目の市内学校ホームページの充実につきましては、これまでも市議会定例会におきまして、議員から御指摘をいただいているところでございます。指導室といたしましては、市内各学校の校長、副校長、情報教育担当者に対し、繰り返し改善や定期的な更新を求めるとともに、教育センターからも要請に応じて技術的なサポートを行ってまいりました。

その結果、小学校7校のホームページについては、内容、レイアウト、あるいは更新回数等とともに改善が進んでまいったというふうにとらえているところでございます。一方で中学校につきましては、小学校ほどの改善が進まず、今後も継続的な指導や支援が必要であるということは認識をいたしているところでございます。

このたび私どもが、パソコンのソフトウェアの契約をしております業者がございまして、今後、各学校のホームページ作成について詳細にわたる支援が継続的になされるよう、その支援を確認いたしたところでございまして、今後は専門的な立場からの支援を受け一層の改善を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

ホームページの内容の即時性につきましては、議員御指摘のとおり小学校のホームページを含め、まだまだ改善の余地があるものと考えております。掲載内容や表現方法について、個人情報の保護やあるいは人権上の配慮の観点から、各学校の管理職や教育委員会事務局の担当者による点検の必要がございまして、なかなかタイムリーな情報提供に至らない部分がございます。今後は内容により点検体制の段階をもう少しスムーズにしていくようにいたしまして、可能な限り新しい情報がホームページ上で提供できるよう、関係部署や学校とともに積極的に進めてまいりたいと考えております。

それから、御質問の2点目、学校評価の公表についてでございます。先ほど、教育長答弁にもありましたように、保護者を対象とした説明会あるいは学校だよりなどの方法によりまして、公開をいたしております。保護者地域住民に対する説明といった点で、まだまだ反省すべき点がございます。御指摘のように、ホームページに掲載するなどの方法によりまして、広く市民に公開をするよう指導を強めてまいりたいと考えております。

また、各学校におきましては、既に提出されております学校評価結果をまとめた平成20年度学校評価書でございますが、大変な資料が膨大にわたることから、これをA4サイズの現行1枚にまとめた学校評価概要書というものがございます。さらにまた、本年度から校長が作成をしております学校の経営計画と同時に評価計画というものもあるわけでございますが、こうした資料の公開状況が6月1日現在、学校ホームページにどのように掲載されているかということを確認いたしたところでございます。先ほど議員からの御指摘もいただいたところでございますが、これらの資料を公開している学校がまだ数校しかないといったような状況でございますので、市内すべての学校で掲載できるよう改めて指導、指示をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、御質問の3点目の学校評価の確立についてでございます。文部科学省から平成18年3月27日付けで義務教育諸学校における学校評価ガイドラインが出されておりました、それに基づきまして本市におきましても同様の内容で管理運営規則の改正を行い、学校評価ガイドラインを示しているところでございます。

学校評価は、子どもたちの育成という視点で、評価者と被評価者が共通の価値感を持ち、日常的な意思疎通を図り、水平的なパートナーシップとして立場を確立していることが重要であるというふうに考えております。その上で、評価者と被評価者との信頼関係の構築が重要でございまして、そのため、学校からの情報の積極的な提供というのがますます求められているところでございます。学校が地域に開かれ、家庭や

地域社会と一体となって子どもを育てていくために、学校の教育目標、教育計画、活動状況を保護者のみならず地域住民に積極的に開示、提供し説明していくことが重要であるというふうに考えております。本市で示しております福生市学校評価ガイドラインは、教育委員会ホームページにも掲載をしているところでございますが、今年の学校評価の実施と結果についても完全に実施される仕組みが整いましたことから、学校経営計画という評価計画、学校評価書などの公表にも努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○5番(乙津豊彦君) 御答弁ありがとうございます。大分時間があります。要望を幾つか述べさせていただきます。

1点目の定額給付金でございます。まず目的と現状ですが、申請件数等につきまして細かく御報告をいただきました。申請済みが86.5%になろうかと思えます。あと10%強をまだ申請書が届かない御家庭があるようでございます。市役所を見ますと昨日から第2棟1階にございました申請受付の机が片づけられました。2階の事務所での受け付けになったようでございます。また、6月1日号の広報ふっさに申請について注意書きがあったのを見ました。9月末が締切でございますので、それまでに少しでも多くの市民が申請されるように努めていただきたいと思います。

それから問合わせ件数ですが、件数は多かったのですけれども大きな問題は——問題といいますか、重要な質問はなかったのではないかなど。ほとんど説明書、ホームページ、それから広報ふっさに書いてある内容を電話での問い合わせ、もしくは、窓口での問い合わせがあったのかなと思ってございます。

それから、別居している指定の問題ですが、特になかったということで、これも周知が徹底していたのかなと思うんですけれども、問題なくてよかったと思ってございます。

それから、書類の不備の件なんですけれども、1000件ほどあったということでございます。多分、添付書類がなかったとか、そういうたぐいが多かったのではないかと思います。報道によりますと川崎市では大体88万通、申請書が配られたそうなんです。そのうち10万通ほど返信があった時点で、約3割近くに不備があったと報告が出てございます。また、高松市では、受付開始当初、通帳のコピーが添えられていない不備が7割ほどあったという報道が出てございます。どうもこれを分析しますと、説明書及び申請書が不親切、もしくは説明が詳しすぎて一般の方に御理解をいただけないためにコピーが付いて来なかったという反省をされまして、高松市の方では再度、また資料をつくってお配りしたところ、2割程度に減った。それでも福生市から言いますと非常に多いわけで、当市のこの手続に関する市民への周知は非常にすぐれたものだったのではないかなと思っております。

それから、住民票関係なんです。私もいろいろ勉強したんですけれども、住民基本台帳法というのは非常に難しい法律でございまして、転出と転入という手続があることぐらいわかっていたんですが、2月1日を境にどの時点で住民票がきちんと移る

のかということになりますと、なかなかいろいろ難しい面があったようでございます。ただこれに関して、大きな苦情等もなかったようでございますので、個人的には、2月1日を境に引っ越しした人がどっちに行くのだろうと。多分1月末に転居届けを出して2月の初めにどうかに転入届けを出した方は、福生市から出るのかなというくらいイメージしかなかったのですが、これに関して、いろいろ御苦勞をされたのではないかと感じてございます。何もなくて幸いでした。

それから、経済効果でお聞きしました寄附の件でございますけれども、これが寄附金をもらったから寄附しようかと思ったかどうかは確かにわからないのですが、何名かの方が御寄附をいただいたということで、非常に市としてはありがたいことだと思っております。それよりも目標はどうなんですかね。市に託して使っていただくというのも一つの考えかと思っておりますので、市民の皆さんもこれから使途を考えていただきたいなと思っております。

次に、本人確認、口座確認事務について、ちょっとしつこくて申しわけなかったのですが、先ほど申し上げた総務省の調査によりまして、やはり本人確認どうしていいかというのが非常に難しい事務だと思います。その書類の中で、転送不用郵便を推奨してございます。要するに、住民基本台帳上の住所に本人が住んでいることを確認するためには、郵便物に対して転送不用という指定をしますと、そこにいない場合に戻ってくるわけですね。ところが、調べていきますと今回の仕組みは、先ほど申し上げました転居等のその間にありますと、そこにも住んでいない可能性があるわけですね。ただその方にも給付したいわけですから、あえて転送不用郵便にしちゃいますと、その方に、要するにもう引っ越ししてしまっているわけですから、郵便が届かないということもございまして、これは何と言いますか、仕方がなかったことかなと思うんですけども、これに関しましても今後、どうやって本人を確認するかという点につきましては、私も勉強させていただきますし、いろいろなところでまたお聞きしたいと思います。

それから、2番目の個人情報の取り扱いでございますが、非常に丁寧に審議会で審議されたようでございます。ただ多分本人確認といいますと、写真がありますというところとすぐ運転免許証をとということになろうかと思っております。今回市で保管しておりますこの本人確認のコピーの中にも運転免許証が相当あったのではないかなと思うわけですが、その運転免許証に関しまして、現に私もそうなんですが、古い免許証には、本籍が記載されてございますね。ほとんどの方が、本籍をあえて消さずにそのまま市に提出したと思っております。本人が出したのだからいいという考えもあるかと思いますが、市はそのセンシティブ情報といいますか、機微情報を保管してしまっただけですね。ですから、それに関しましては、取り扱いには十分注意していただきたいと、これは要望でございます。よろしくお願い申し上げます。

それから、通帳のコピーの件ですが、この通帳のコピーをもらうことで、本当に誤振り込みがなかったかなというのはちょっと疑問が残るところでございまして、逆に市としましては、市民が申請書に書かれた口座番号とコピーの口座番号が合っている

かという目視確認をされたと思うんですね。これは大変な事務量ではなかったかなと思ってございます。何かこれは毎年ある事務ではないので、一時的ですので、もうほとんど終わった事務ですから何とも言いませんが、もっとこのITの進んだ時代におきまして、目で確認するのは何とかならなかつたのかなと、これは市の要綱の問題ではなくて、国の指導によるものだと思いますので何とも言いがたいのですが、大変でしたでしょうねというところで終わります。

それから、国の方針につきまして、理由はいろいろわかりました。市民としましては、手続が簡単な方がいいか、早く寄附していただいた方がいいかと比べますと、決まったことは早くほしいよという方が勝ったのではないかと思います。一方で、国の考えがやわらくなってきたように思いますが、これは定かではありませんが、実施済みの自治体とか横浜市、川崎市のような大規模市の事務手続を考えてやわらかくなったのかなと思ってございます。これに関しましては、先ほどの件と同様に、別の機会でもた質問したいと思ってございます。

それから、子育て応援特別手当でございますが、未申請があと5%、これはあえて辞退しているのか忘れているのか、届かなかつたのか、よくわかりませんが、定額給付金とともに、申請漏れのないように周知を徹底していただきたいとお願い申し上げます。

それから、その対象の理由で、第2子以降3万6000円の件ですが、第2子以降というの、わかつたようなわからないような理由なんですけれども、3万6000円の理由が、保育所の最低の費用を基にしているというのは、私も実は知りませんでした。それで、定額給付金とほぼ同時に支給されたものですので、御家庭によっては一気に大型のテレビなんかを買っちゃつたかもしれません、国の考える多子家庭における補助ということを考えますと、ちょっとずれたかなというところもあるかもしれませんが、いずれにしてもその御家庭においては、そういうお子さんがいるところでは、有効に使われたのではないかなと思ってございますので、21年度も実施されるかわかりませんが、そのときにはまたそういうことも含めて、市民にお話をいただければなと思ってございます。

それから、支給漏れがなかつたかという点におきまして、児童手当とリンクできるというのは私も知りませんでした。ですから、市の方で見れば住民基本台帳だけではわからない子どもの構成をとらえているわけですので、ほとんど漏れなく通知が行つたのではないかと思います。

それから、開かれた学校づくりの件でございますが、学校ホームページの改善は私もずっとこれ、何年来にわたつてお願いしていることございまして、先ほども、私独自に市のガイドラインをもとに、採点というのは失礼なんです、載っているか、それからスピーディに更新されているかというのを見たのですが、昨年9月から見ますと、先ほど申し上げましたように、非常によくなつていて私は思ってございます。特に、教育長の答弁にございましたように、第三小学校では三小サポーターズというPTA役員のOBの組織が、こういうのは事務事業にも御協力をいただいているとい

う情報も得ました。これが非常に学校といたしまして、私はうまく広めればいいなと思ってございます。そのホームページの内容自体は、校長先生が責任を持ってばいい話であって、その更新作業、それから行事の報告のメモ程度はですね、何も校長先生が書かなくてもいい話、先生でなくてもいいように思えるのですね。特に、PTAの方っていうのは、学校の行事等に常に参加されているような状況にございますので、そういう方がどんどんお手伝いいただいて、それでコンテンツに関しましては、各学校長、校長先生が内容を確認して、責任をもつていただければいいのかなと思ってございますので、その点を十分調整をしていただきまして、地域、PTAのOBだけでなく結構ですので、中にはITに詳しい方もいらっしゃると思います。そういう形で、うまくそのホームページが運用できればいいなと思ってございますので、その点も指導室の方で指導していくということですが、そういう方向性も少し考えていただければなと思ってございます。

それから、評価報告書の公表と申しますか、ホームページに載せる話ですが、学校評価概要書というのがあるようなので、それでいいですよというのは失礼ですが、専門的な用語で評価されたのが何ページもありますと、せつかく載せていただいても、我々が見て素直に評価と申しますか、内容が理解できるわけでもございませんので、まさにこれが各校そろっているということですので、それをアップするくらいはまさに1時間もあればできる仕事ですから、ぜひとも早急にそれだけはそろえていただきたいなと思います。

先ほどの質問の中で、その第五小学校の例を上げさせていただいたんですが、ここに持って来ましたが、これらの非常にきれいなと申しますか、色だけがきれいじゃなくて、内容的にもしっかりとした計画書がもう既に、平成21年度版としてこの小学校だけは載っております。ほかの学校にないのが非常に残念だと私は思いまして、ほかの学校にも多分ペーパーはあるんですね。

ですからこれに関しましては、元ネタが電子データであれば、もうただそれを載せるだけですね。紙しかなければ、スキャナーで読み取って載せればいいだけの話ですので、ぜひこれも、スムーズにやっていただきたいなと。それで、学校経営方針につきましても、21年度もう私が先日見た限りでは3校ほど21年度版が載っております。これやはり学校ごと読んでみますと、校長先生の特徴も大分出ておられるようでございますし、真剣に読むと面白いんじゃないかなと思ってございます。実は細かくは見れていないのですが、そのような形で、これがまだ小学校で結構ですからというのは失礼なんです、7校そろおうと福生市見事だなと思いますので、ぜひその点も御苦労をお願いしたいと思ってございます。

それから、2点目の学校評価システムの確立についてでございますが、まず、やはり自己評価された結果を我々も見たい。それで学校に直接伺えば、多分校長先生は見せてくださるとは思うのですけれども、それよりやはりホームページに載ってしまえば夜中でも見れますし、何て言いますか、まず自己評価、学校の先生方がどのように評価しているかというのが第一だと思いますので、そこの結果だけ先ほどもありまし

たけれども、評価概要書でまずは結構ですので、それを上げさらにその次のステップに進めるように、お願いを申し上げたいと思います。

そのようなお願いをいろいろ申し上げましたが、以上で私からの質問は終了させていただきます。本日はありがとうございました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、1番、武藤政義君。

（1番 武藤政義君質問席着席）

○1番（武藤政義君） 御指名をいただきましたので、さきに通告をさせていただきました内容に従い、一般質問をさせていただきます。今回は3項目用意しました。どうぞよろしくをお願いします

まず、一つ目の項目として保育行政について質問をさせていただきます。市内に12カ所の保育園があり、どの保育園も園児の数がいっばいの状況と伺っております。私は、ことしの成人式に初めて市議会議員として出席をさせていただきました。ことし市内で、成人式を迎えられた方が約632人と聞き、幾ばくかの衝撃を受けました。その理由は、平成20年度に市内で生まれた子供たちが540人ほどということを知っていたからであり、この20年間で子供の数が随分と減ってしまったなあと感じたからです。転入・転出がありますので、90人ほどの減という数字が必ずしも正しいとは言えませんが、概ねこの程度減っていると考えてよいと思います。また、約540人の子供たちが小学校に入学する6年後のことを想像した場合、市内小学校7校、1クラスを35人とすると、15クラスで構成される。すなわち、1校平均35人のクラスが、約2クラスということになります。また、私が小学生だった頃、福生第三小学校は、40人のクラスが4クラスあったことを思い返すと、随分と少子化が進んでいるのだと感じます。

そこで、保育園の現状でございますが、小中学校については各校とも年々生徒数が減っているのですが、保育園については現在でも空きがほとんどない状況でございます。昨年6月の議会では、増田議員が保育行政について質問をされており、平成20年4月1日現在で、市内12園の定員、1175人に対しまして1256人の入所状況で、待機児童が1人ということでした。一つ目の質問として、それから1年たった今現在の状況を質問させていただきます。2つ目としては、入園希望者がふえていった場合の対処方法などがあれば教えてください。保育園については、以上2点でございます。

次に、2つ目の項目として、福生市のホームページについて質問をさせていただきます。総務省が昨年4月に発表しました平成19年通信利用動向調査の結果を見ますと、インターネットの利用率は8811万人に達し、人口普及率は69%になったと

のことでした。平成9年末では、これが9.5%、平成14年末には54.5%という結果ですので、この10年間で躍進的に伸びているというのがわかります。インターネットは若者のものというイメージがあるかもしれませんが、世代別の統計を見ましたところ、13歳から49歳までは実に90%以上の利用率があり、50歳代では81.2%、60歳から64歳までが63%、65歳から69歳までが36.9%、70歳から79歳までが28%という結果になっておりました。

また、企業のホームページ開設率を見ますと、全体で83.6%、2000人以上の企業では実に96.8%、100人から199人の比較的小規模な企業でも78.2%がホームページを開設しており、企業の情報発信手段として、広く普及していることがわかります。これらの結果を見ましても、インターネットは一部の人たちが使っていた時代から、ほとんどの人たちが使う時代になったと言えるのではないのでしょうか。先ほど申しましたとおり、インターネットは若い世代のためのものというイメージをお持ちの方もいらっしゃると思いますが、高齢者の方々であっても、身近なインターネット利用者にホームページで知りたい情報を検索してもらおうというケースも多々あるのではないのでしょうか。そこで、福生市のホームページの現状について幾つかお尋ねしたいと思います。福生市のホームページには多くの情報が掲載されており、私自身も非常に便利であると感じております。他市のホームページに比べても決して見劣りがするものではなく、使いやすさの面においても非常にすぐれていると思います。

しかしながら、市のホームページには音声の読み上げ機能はあっても、動画の配信はありません。近年、動画配信が一般の方にも手軽にできるようになったことを考えますと、市政情報を市民にさらにわかりやすく、魅力的に伝えるために、市のホームページに動画配信を導入し、福生市をもっと市内外に積極的にアピールしていただきたいと思います。例えば、40万人以上の集客力のある福生七夕まつりなどを動画配信すれば、いろいろな効果が期待できるのではないのでしょうか。

そこで、1点目の質問としまして、福生市ホームページの現状についてお尋ねします。現状としまして、動画配信の導入について取り組みなどがあるのでしょうか。また、その関連で、現在のアクセス数、掲載されているデータ量などについても、あわせて教えていただきたいと思います。

2点目として、今後の展望についてお尋ねします。私自身は福生市のホームページを利用する人は、今後もふえ続けていくと考えており、福生市のホームページもそれにあわせ、さらに工夫をし、より多くの市民のニーズにこたえていく必要があると感じております。今後、福生市ホームページが目指すような形が決まっているようでしたら、教えていただきたいと思います。

続きまして、3つ目の項目として、福生七夕まつりについて質問をさせていただきます。ことしはオリンピック招致ということで、東京都からの補助があるということは、さきの予算審査特別委員会の際に伺いました。2カ月後に控えた福生七夕まつりでございます。1つ目の質問として、どのような形でオリンピック招致に貢献してい

くのか、現時点での計画をお聞かせください。2つ目としまして、5月14日に開催された庁舎建設特別委員会におきまして、丘の広場の使い方について説明がありました。第1棟側タイルの部分の部分をステージにし、芝生の斜面を観客席に使用するというような使い方もできるということでしたが、こういった使い方をすることが一番ふさわしいのは、福生七夕まつりの期間中ではないかと思えます。ことしの福生七夕まつりにおいて、そのような使い方をされることがあるのかについてお聞かせください。以上でございます。御答弁よろしくお願ひします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 武藤議員の御質問にお答えいたします。保育行政についての1点目、保育園の入園状況についてでございますが、平成21年4月1日の新規入園児童数は278人で、待機児童数は2人となっております。他市と比較いたしましても少ない状況となっております。平成20年4月との比較で申し上げますと、市内保育園の定員合計は1175人で、変化はございません。入園児童数は市外からの受け入れ児童も含まれますが、1236人で20人の減、待機児童数では1人の増となっておりますが、社会情勢の変化による入園状況への大きな影響は出ていないところでございます。

次に2点目の、入園希望者がふえた場合の対応についてでございますが、一般的には保育園の増設や、受入れ児童定員の拡大、東京都独自の認証保育所の整備、あるいは家庭的保育事業の実施などがございます。市では既に、待機児童の解消策に積極的に取り組んでおります。その内容といたしましては、定員の弾力的な運用による受け入れ児童数の拡大や、認証保育所の整備促進を支援することによる定員の増、また、市独自の事業といたしまして、認可外保育施設を利用した方への保育料の差額を補助する、認可外保育所利用者助成事業の実施がございます。

このようなことから、先ほども申し上げましたが、ここ数年の待機児童数はゼロ、または極めて少ない状況となっております。さらに、平成21年度中には、認証保育所1カ所が、認定こども園に移行する予定であり、開設準備費等の補助を実施してまいります。また、市内の幼稚園に対しても、保育児童を受け入れることができる認定こども園制度の設置促進を支援してまいります。保育園の入園希望数は、社会状況等の変化により増減することも見込まれ、その変化の時期や入園希望数を推測することが難しいところもございます。就学前児童数の減少傾向も考慮しつつ、現行の保育園体制で待機児童解消策の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、福生市ホームページについての1点目、現状についてでございます。インターネットの普及によりまして、ホームページは情報発信の手段として、また、情報収集の手段として普及し、多くの人に利用されております。福生市におきましても、平成10年10月にホームページを開設いたしましたが、アクセス数は年々増加しております。現在のアクセス数は、開設以来の件数で申しますと、本年4月末日で141万7396件でございました。また、平成20年度の実績で申しますと、23万6584件で、1日当たり、648件のアクセスがございました。市ホームページの需要・

認知度というものが高まっていると感じているところでございます。

次に、市ホームページに動画配信を取り入れてはどうかとのことでございますが、市ホームページのデータ量は、最大40ギガバイトの容量で、ほぼ空きがない状態で使用しております。現在のところ、各担当課で動画配信をしたくてもなかなか難しい状況でございます。今後、市政情報を市民の皆様さらにわかりやすく伝えることや、市民の皆様の多様なニーズを考えますと、市ホームページ上に動画配信ができる環境整備の必要性を感じております。

次に、2点目の今後の展望についてでございますが、市のホームページは、見やすさ、探しやすさを重視し、高齢者や障害者の方も含めた、誰もが市政情報を取得でき、また、共有できるようにするため、平成18年8月に全面リニューアルをいたしました。その後、市民の皆様や議会から個別に御意見をいただく中で、可能な範囲で変更・改善を実施しているところでございます。5年を目安にリニューアルを実施する予定でございますが、ここで約3年が経過しようとしておりますので、ホームページのリニューアルを検討する時期に来ているものと考えております。現在のところ、具体的なことはまだ決まっておりませんが、今後、職員による内部検討委員会を立ち上げるとともに、市民の皆様から御意見をいただきながら、さらに、多様なニーズに対応した行政情報を発信できるよう、検討してまいりたいと考えております。

次に、福生七夕まつりについての1点目、どのような形でオリンピック招致に貢献していくのかでございます。2016年のオリンピック開催を目指している東京都は、開催に向けた気運をさらに盛り上げていくために、オリンピックムーブメント共同推進事業を展開してきております。福生市といたしましても、ことしの第59回福生七夕まつりでは、開催に向けた気運を盛り上げるPRをあわせて行いたいと考えております。

御存じのように福生七夕まつりには、4日間で約40万人という多くの方がおいでになります。オリンピック開催に向けた気運をさらに盛り上げていくにあたり、これだけ多くの方がおいでになる七夕まつりは、絶好の機会であると思われまます。2016年に東京、シカゴ、リオデジャネイロ、マドリードの、どの都市でオリンピックを開催するかは、4月に行われたIOC役員による現地視察に基づく評価報告書を参考に、10月に決定されるわけでございますが、以前から東京オリンピック開催に向けて言われてきておりますことは、開催に対する人々の意識の高揚でございます。人々の意識に印象づける方法といたしましては、大きなイベントを開催し強くインパクトを与えることも、一つの方法ではあります。しかしながら、人々の目に触れる多くの機会を利用して印象づけていくという方法も、効果としては大きいのではないかと考えております。実際に、どのような内容でオリンピック招致をアピールして行けるかは、七夕まつり実行委員会の部会でも、検討していただいております。最終的には、議員も在籍しておられました七夕まつり実行委員会で決定していくこととなります。現時点では、福生市において最大のイベントである七夕まつりの本旨を維持しつつ、ポスターやパンフレット、団扇へのオリンピック招致ロゴの印刷、スポーツを利用したの

イベント開催、オリンピック招致を盛り上げるための飾りつけなど、多種多様な方法を駆使してアピールすることにより、オリンピック招致に向けての気運を盛り上げていくことができると考えております。

2点目の七夕まつりにおける丘の広場の使い方でございますが、5月14日の庁舎建設特別委員会におきまして、七夕まつり開催時における丘の広場の使用範囲について、御説明をさせていただきました。

昨年は、芝生の養生の関係で一部を除いての開放となりましたが、それでも多くの方々に見物場所や休憩する場所として御利用をいただきました。ことしは芝生の養生も終わり、第1棟2階出入口トイレ、エレベーターなど、昨年よりも広い範囲で、利用していただくことができるようになりましたので、活用していただきたいと考えております。ただ実際に、七夕まつりでどのように利用されるかにつきましては、これも七夕まつり実行委員会並びに各部会での検討にお任せすることになります。イベント会場として利用したり、会場内を歩き回った方々の休憩場所としたり、いろいろな利用方法が考えられますので、ぜひとも前向きに御検討いただきたいと考えております。

以上で、武藤議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○1番(武藤政義君) 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問並びに要望を述べさせていただきます。

まず初めに、保育行政について、平成20年と平成21年だけを比較した場合、入園児童数などについては、ほとんど変化が見られませんでした。以前、福生市としましても待機児童数が多かった頃があったと聞いておりますが、現在では待機児童を出さないための努力が結果に結び付いているとのこと。ただ、待機児童というのが保育園の状況を映し出す目安となりがちであります。再質問の一点目として、第1希望に入園できなかった児童の数を教えていただきたいと思っております。就学前の小さなお子さんを預かっていただくのですから、親の気持ちとしてはなるべく近くの保育施設で預かってほしいというのがあると思っております。車で10分かけて送り迎えをするよりは、歩いて行ける所の方がよいというのが素朴な気持ちであると思っております。そういったことを踏まえ、第1希望に入園できなかった児童数、そしてその児童の年齢についてもお聞かせください。そして、御答弁の中に、定員の弾力的な運用ということがありましたが、弾力的という言葉から、定員数の制限を緩和するという意味であろうと思いましたが、このことについて教えていただければと思っております。

2点目の入園希望者がふえてしまった場合の対応についてですが、安易に保育園をふやすという解決策をとる前の段階で、いろいろな角度から、待機児童解消のための努力をしているということがわかりました。昨今の社会情勢を見ますと、保育園の需要がふえるのであろうと考えがちではありますが、実際にはそれほど変化が見られません。少子化が進む中において、保育園の需要がわずかにふえており、結果として保育園の児童数が横ばいの状態であると思っております。2点目の再質問として、確認のためにお聞きしたいのですが、10年前、5年前の年間出生数と入園児童数を教えていた

だきたいと思います。保育行政については以上でございます。

次に、福生市ホームページについて。まずはアクセス数でございますが、昨年も一般質問の中でアクセス数を聞かせていただきました。平成19年の実績が1日平均626人であったのに対し、平成20年の実績は648人ですから、利用者数がふえていると、福生市のホームページに掲載されているデータを必要としている人がふえているということでもあります。そして、掲載されているデータ量が40ギガバイトということでしたが、一般的なホームページと比較すると、かなり多くのデータが詰まっているのではないかと思います。

私の感覚ですが、数年前は貸し出しデータ量が300メガ程度のレンタルサーバー、すなわちサーバーをレンタルさせてくれる会社が多かったように記憶しております。今でこそ何十ギガ、何百ギガという貸し出しをしているレンタルサーバーが見受けられますが、データ量がふえたのは、先ほども申し上げましたが、動画の配信が一般の方にも手軽にできるようになったからだと思います。福生市のホームページの場合、動画配信はありませんので、それだけ文書ファイルの量が多いというのが伺えます。文書ファイルは今後も年々ふえ続けるものと思いますし、場合によっては、さらに高性能なホームページを必要とされる時代が来るのかもしれない。こういったことを考えますと、空きがない状態であるということですので、利用可能なデータ量を保持しておき、いかなる場合にも対応できるような体制をとっておくべきではないかと考えます。市ホームページに多くのデータ量を掲載できる環境整備の見通しなどがあれば教えてください。

2点目につきましては、内部検討委員会を立ち上げるということですので、そちらに期待したいと思います。私は、常々利用者のニーズが多様化していると感じております。午前中に乙津議員が、教育委員会の方の教育関係の学校のホームページのことを質問されており、川越参事はまだ学校のホームページには改善の余地があるとお話していましたが、昨年3月に行われた教育委員会第3回の定例会の会議録を読みましたところ、ある委員からこのような発言がありました。「とてもよかったのは、運動会などの行事があったときに、すぐにホームページで知らせていただいて、きょう運動会を強行するのか、中止するのかということが早くわかったのはよかったと思います」。これは、雨天時に中止をするかどうかということ、ホームページを通して、生徒、父兄の方々に対して、敏速に情報を発信することができた一つの成功例だと思います。こういう使い方ができるというのは、誰にでも気づくことではないと思います。ぜひとも、今後立ち上がるであろう、内部検討委員会におかれましては、多くの情報を集めて、市民の多様なニーズに対応していただきたいと思っております。こちらを要望とさせていただきます。

続きまして、3つ目の項目、福生七夕まつりについての1点目、どのような形でオリンピック招致に貢献していくのかでございますが、オリンピックの招致の機運を高めるというのは具体的な目的があり、そのために補助を受けるというケースは過去に例のないことかと思えます。今後もこのようなケースがあるかもしれないということ

を考えると、部会で検討し、最終的には実行委員会で決定するという流れの中で、市民で構成する部会の方々に戸惑いのようなものができてしまうのではないかと危惧します。各部会とも基本的な理念とすれば福生七夕まつりを盛り上げるということであり、過去の実績を参考にしながら、市民の方々が自由な発想を出し合い、議論を重ねながら形をつくっていくというのが、部会の姿であると思っております。その中に具体的な目的、今回であればオリンピック招致という具体的な目的、そして、それを達成させるための補助が追加されるという今回のケースは、考えようによっては、部会の方々にとって責任重大と言えるのかもしれませんが。そういったことを考えると、今回の七夕まつりは実行委員会にとっても、各部会にとっても非常に貴重な機会であると言えます。ぜひともこの機会をいろいろな角度から検証していただき、実行委員会での決定、オリンピック招致の気運を高めるという目的達成並びに、第59回七夕まつりの成功を目指していただきたいと思います。

次に、2点目の丘の広場ですが、部会で検討し、最終的には実行委員会で決定するという流れの渦中であるとのこと。要望につきましては、先ほど質問させていただいた内容のとおりです。イベントと言いましても、それほど大がかりなものではなく、休憩スペースとして利用していただく中での、ちょっとしたBGMになるような、小規模なものでよいのではないかと思います。福生七夕まつりの期間中こそイベント会場として使用していただければ、多くの方々に見ていただき、今後七夕期間以外でも、市民団体等にイベント会場として利用していただけるかもしれません。今までのところは、芝生の養生等で普段は人気のないスペースでしたが、使い方によっては市民にとってすばらしいスペースになる可能性を秘めているのが丘の広場であると思います。週末などにちょっとしたイベントが行われるようになることも想像できます。そういった意味では、今回の七夕まつりで一つでも二つでもイベントをやっただくことは、大いに意味があると思います。部会で検討し、最終的には実行委員会で決定していただければと要望させていただきます。以上でございます。再質問が何点かありますので、御答弁をよろしくお願いします。

○子ども家庭部長（町田正春君） それでは、武藤議員の再質問にお答えさせていただきます。私の方からは、保育行政についてお答えさせていただきます。

まず1点目の、第1希望に入園できなかった園児数と、その年齢別というふうなことでございますけれども、平成21年4月の新規入園児童数は、278人でございます。そのうち、第1希望の保育園に入園できなかった児童数は40人でございます。年齢別ではゼロ歳児で13名、1歳児で21名、2歳児で5名、3歳以上児で1名でございます。それぞれその40名の方は第2希望、第3希望の保育園に入園をしております。

次の弾力的な運用による受入れ児童数でございますけれども、この運用につきましては、児童1人当たりの必要面積や配置されている保育士などの基準を満たすことを基本として、年度当初には定員の15%、年度途中には25%までは定員を超えた入所を可能とする国の通知によりまして、対応しているところでございます。各保育園

での定員や施設等で異なってまいりますけれども、市内の保育園定員1175人と、入所児童数1236人の差に当たる61人というふうに考えております。

次に2点目の、過去の年間出生数と、単年度新規入園児童数ということでございますけれども、初めに10年前の平成10年の状況で申し上げますと、年間出生数が682人、新規入園児童数が281人となっております。また、5年前の平成15年では年間出生数が606人、新規入園児童数が262人となっております。なお、平成20年では年間出生数が541人、新規入園児童数が278人となっております、傾向といたしましては、年間出生数は減少しておりますけれども、新規入園児童数はほぼ一定のところまで推移している状況となっております。私からは以上でございます。

**○企画財政部長（田中益雄君）** それでは私からは、福生市ホームページについての再質問について、答弁させていただきます。市ホームページに多くのデータ量を掲載できる環境整備の見通しについてでございますけれども、市長答弁にもございましたとおり、全面的な面といたしましては、今後のリニューアルの検討委員会の中で検討していくこととなりますが、例えば動画配信の関係では、現在、市では市制40周年記念映画を制作しているところでございますけれども、映画をいろいろな場面で見られるということは、福生市を多くの人に知ってもらえる機会としてとらえることできる、そんなふうな考えを持っております。その方法として、市ホームページで配信できればと、こんなことも考えられると思っております。市ホームページに多くのデータ量を掲載できる環境整備につきましては、前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますが、予算も伴うことでございますので、しばらくお時間をいただきたいとそんな考えでございます。私からは以上でございます。

**○1番（武藤政義君）** 御答弁ありがとうございます。それでは、最後に要望を出させていただきます。

まず、保育行政の1点目、第1希望の保育園に入れなかった児童数ですが、40人ということで、この40人という数をゼロに近づけたいところではございますが、40人のうち3歳以上の児童が1人ということでしたので、3歳以上の児童はほとんどが第1希望に入園できているということですので、ここだけを見ればよい結果かなと思います。逆に、2歳児以下の子が39人という結果ですが、こちらについては、各園とも保育士さんの数にあわせて受入れ体制が決まっているということから、このような現状になっているのかと思います。もちろん、この部分も、できる限り減らしていきたいところではございますが、現状のルールとしてはなかなか難しい面があるのではないかと思います。

少子化を緩和しなければならないという考えから言いますと、こういった現状の中で、市の保育行政が市民のニーズにこたえているということが市民に伝わっていないのではないかと思います。例えば、たとえ少ない人数であったとしても、第1希望に入れなかった児童がいるということで、入園させたい保育園に入園させるのは難しいという感情を市民に持たれてしまっただけでは、ひいては2人目、3人目の子供を持つという方が減ってしまうのではないかとそんなふうに考えます。保育園の入園状況につい

て、具体的な数字をいろいろと聞かせていただきましたが、他の近隣市町村で待機児童の削減ができないというところが結構あり、そういった自治体に比べれば、福生市はとてもよい状況にあるのだと思います。このような状況の中で、市内の親御さん方に安心して子育てをしていただき、子育ての不安を抱かせないような工夫をしながら子育て支援をしていただきたいというふうに要望します。

2点目の10年前、5年前の人数、そして現在の人数を確認させていただきましたが、この先、入園を希望する児童の数が、50%、100%というふうに、ふえるようなことはないでしょう。逆に、少子化の現状を踏まえれば、減少傾向の方がどちらかといえば可能性が高いのではないのでしょうか。ただし、1点目で確認させていただきました2歳児の児童の入園希望については、推測が難しいのが現状だと思います。加藤市長が実現を目指しています「五つの元気」の一番初めにいつも「子育ては元気」と書かれております。もちろん重要性については、どれも並列であります。少子化というのは具体的な数字であらわれてしまいます。ことしは認定こども園もスタートします。ぜひとも「福生市は子育てが元気だ」と誰もが思うよう、保育行政をさらに充実させていただきますよう要望とさせていただきます。

次に、福生市のホームページについて、部長の前向きな答弁ありがとうございました。市制40周年記念映画ぜひとも福生市のホームページで、配信していただきたいと思っております。動画の配信についてですが、「YouTube」という動画配信サイトと、「ニコニコ動画」という配信サイトがあり、インターネット上でいろいろな動画を無料で見るができるということで、多くの方々に利用されております。これらのサイトで、見たい動画が手軽に見られるようになったのは、つい3年ほど前のことであります。それ以前には、こういった動画の配信サイトができるということは、誰も想像しませんでした。まだまだインターネットの世界は成長の渦中にあり、今後どのようなことが当たり前になっていくのかわかりません。もしかしたら、ホームページというカテゴリーの中で市役所の業務に革命を与えるようなツールが生まれるかもしれません。動画配信だけに限るわけではなく、ぜひとも、多くのデータ量を配信できる環境整備につきましましては積極的に取り組んでいただき、時代の変化、インターネット上における市民のニーズに対して敏感に対応していただきたいと思っております。

以上、要望とさせていただきます、私からの一般質問をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 次に、4番、杉山行男君。

（4番 杉山行男君質問席着席）

○4番（杉山行男君） さきの通告にもとづきまして、一般質問をさせていただきます。私の質問は3項目でございます。DV被害者に対する対応について、保育園における感染症の対策について、高齢者にやさしいまちについての3点でございます。

まず1点目、DV被害者に対する対応について、お伺いをいたします。近年、ドメスティックバイオレンス、いわゆるDVに悩む女性の実態が明らかになるにつれて、

その被害救済をどう図るかという問題が提起され、平成13年10月13日、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」いわゆるDV防止が施行をされております。同法の所管は内閣府男女共同参画局でございます。この法律の大きな特徴には、暴力に悩む被害者、主に女性でありますけれども、この被害者を加害者から分離する保護命令制度を新設したことであります。この保護命令、御紹介をいたしますと、「生命の危険にさらされたとき、または身体に重大な危害を受けるおそれが大きいとき、被害者は公証人の認証を添えて裁判所に書面で保護命令を申し立てることができる。裁判所は速やかな審理を行い、場合によっては、加害者に対し6カ月間の接近禁止、または2週間、住居から退去を求める。もし加害者がこの保護命令に違反しますと、1年間の懲役か100万円以下の罰金に科される」と、こうなっております、また警察に対しましては通報を受けた場合に暴力の制止、被害者の保護、被害発生を防止するための必要な措置に努めるよう規定しております。各都道府県におきましては、各都道府県にあります婦人相談所などの施設に、同センターの機能を果たすよう定めてあります。

ついせんだって、5月26日になりますけれども、このDV防止法の改善勧告が出ております。総務省から発表しております。と申しますのは、支援センターの数や、相談受付時間の長さにはばらつきがあるということで改善命令が出ております。これはこれとしまして、ここで一言申し添えたいと思っておりますけれども、このDV被害、決して女性だけではなく、男性もあるということを言っておきたいと思っております。内閣府男女共同参画局が公表をしております「配偶者等からの暴力に関するデータ」というのがございます。こういう数字になってはいますが、その中の6番目、「アンケート調査による被害経験」というのをまとめた公表があります。

そのアンケートにつきましては、平成17年度の「男女間における暴力に関する調査」をもとに作成しておられますけれども、これを紹介させていただきますと、2328人のデータです。このうち女性が1283人、男性1045人です。「身体的暴行」「心理的暴行」「性的強要」のこのいずれか一つでも受けたことがある人という問いに対しまして、答えたものでございます。女性1283人中、33.2%、これを人数を割り出しますと、約426人になります。男性1045人中17.4%、人数を割り出しますと約182人という数字が出てまいります。男性でも、女性被害者の43%に当たる人が、被害を受けているというデータになります。100人の被害を受けている女性がいたら、一方で、43人の男性の被害者もいると、こういうデータでございます。

このことは、男性に対する暴力がまれであるという数字ではないように思いますし、無視できない数字ではないかと思っております。DVが必ずしも女性被害者だけのことを言っているのではないという認識を持つことも大切ではないかと思っております。このことをどうこう思うか質問するわけではありません。この女性被害者に対する救済をうたいましたDV防止法、この前文に、このように書かれております。一部ですけれども、「配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的な自立が困難な

女性に対して、配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている」と、これは続くわけですが、この中でこの法律の前文に被害者は多くの場合女性だと、こう書いてあるわけでありまして、私は決してこのDV防止法に異を唱えるつもりは毛頭ありませんし、とても大切な法律だと思っておりますけれども、この前文をどう読んだらいいのか、この先のデータをもとにみますとわからなくなるということをまず申しておきたい。

しかしながら、私が2年前に議員になってすぐのときでも、御主人の暴力から一緒に暮らせないというお話を伺いました。また、最近では、定額給付金支給の件におきましても、お話を聞く機会があるわけでありまして。そこで、お聞きいたしますのは、我が市のこのDVの被害者、この場合は女性でございますけれども、どのような対応をとっておられるのかお伺いをいたします。

また、2点目になりますけれども、DV女性の被害者に、定額給付金の支給ができないかという質問もさせていただきます。この制度の支給が始まりまして、想定していなかったような問題が起きてまいりました。

御案内のように、定額給付金は世帯主のところに一括で給付されるということから、新聞、テレビ等マスコミで報道されているような、訴訟や給付差し止め等の問題が起きました。自治体によっては、独自給付を決定し、発表した市もありました。今回お伺いいたしますのは、定額給付金の支給に対して、DV被害者、この場合は特に女性でありますけれども、この被害者からの相談は、どの程度あったのかをお伺いいたします。また、その内容はどのようなものであったかもお伺いをいたします。さらにこうした被害に対する給付金の支給に関して、支給をしていただきたいと思いますと思っているのですが、どのようなお考えかお伺いをいたします。

次に、保育園の感染症対策の状況についてお伺いをいたします。ここ連日のマスコミの報道で御案内のとおり、新型インフルエンザの感染者が発生し、不安な状況が続いております。我が市も対策会議を開催し、情報の収集、公開周知を図っていることは承知をしているところでございます。

さて、保育園の感染症の対策について、何点かお伺いいたしますのでよろしくお願いを申し上げます。インフルエンザに限らず、保育園に通われているお子さまがさまざまな感染症にかかることは、非常に多くあるのではないのでしょうか。医学用語では、感染症の中でも人から人へ移る疾患、これは伝染病と呼ばれております。

小児の集団生活の中で、予防しなければいけないのは、この伝染病ということになります。今回は、伝染病も含めて感染症ということで質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。小児が成長の過程でかかる感染症は、おたふく風邪やはしかなどいまでは予防接種で予防ができます。ノロウイルスのような感染力が強い感染症もあります。学校において予防すべき伝染病として、病名により第1種、2種、3種というように区別されているようでございます。市内12の保育園、3園の認証保育園があります。みな民営となっております。これらの保育園、それぞれ個別なのかもしれませんけれども、感染症対策の状況はどのようになっているのかまずお

伺いをいたします。そして、感染症の情報のデータをどのように共有しているかも伺いをいたします。

次に3点目、高齢者にやさしいまちについてということで、大変漠然とした質問をさせていただきますけれども、福生市の高齢化率を見ますと、3月の決算委員会のときのデータで見ますと、本年1月1日で19.4%ということでございます。熊川地区の一部を限ってみますと、熊牛町会、熊牛19.0%、鍋一23%、鍋二18.0%と、これらの高齢者人口も、熊牛556人、鍋一482人、鍋二481人でございます。このうち、65歳から75歳の人口が、熊牛321人、鍋一248人、鍋二271人、おおよそですね、半数ぐらいが前期高齢者ということになります。この方々、多くの知識、経験をお持ちの高齢者と言っては大変失礼になるような元気な方々が、地域活動に奉仕をしてくださっております。また、60歳を超えたいわゆる団塊の世代も確実に高齢者の仲間入りを迎えております。しかしながら、加齢は確実に進むわけでありまして。つい5月30日読売新聞で、「75歳以上の人口、初の10%超」と政府が高齢社会白書の中で発表した報道があるわけでございますけれども、全国で平均で10%を超えたと。着実に高齢化率は上がっていきまして、確実に人口もふえていくと、こういうことでございます。

こうした中で、元気で住み慣れた地域で誇りを持って暮らすことができるような施策を考えていかなければならないということは、今まで多くの方々が問題視され、いろいろな施策を講じてきていることと思っております。私は、元気が継続できれば地域の活性化は失われずに済むように思っております。元気で健康な生活が維持・継続できる。健康で元気を福祉の視点でとらえたり、安全・安心の点でとらえたり、生涯学習の点でとらえたり、さまざまな視点で施策が必要になっていることは言うまでもないことと思っております。元気で散歩、運動、散策それぞれ皆さんのペースで体を動かしていただきたい、それから、福祉センターも利用していただきたい、こういった施策の視点での施策はないものか考えております。

最近、こんな言葉に出会いました。「我が国の歴史・伝統・文化を愛し尊重することはもちろん、勤勉を旨とし、家族を愛し、地域をもっとよくしたいと考え、何より我が国の可能性と未来を信じる」、こういう言葉でございます。こういったことが実践できまして、多くの人たちが元気に活躍できるような地域になってほしいと願っている1人として、我が市の特に高齢者の対策の方向性をお聞きしたいと思っております。例えば、散策・散歩コースなど設定しているのではないかと思いますけれども、いままでに、安心して、市民がゆっくり歩いたりできるような場所の存在がありますか。公園や広場は、そこまで行ってその中に散策や散歩だと思っておりますけれども、高齢化したちょっと元気な市民が、住み慣れた地域で家の周りを安心して歩けるような視点での施策はどのようなものがあつたのか伺いをしておきます。福生を東西南北に見たときに南北にほぼ平らな三つの段差がございます。この三つをつなぐ形で市民が散策できる施設・史跡等を紹介することがあつたのか伺いをしておきます。

2点目でございますが、元気な高齢者の皆様には大いに外に出ていただいで、移

動をしていただきたいと思います。しかしながら、物理的に大きな障害となる南田園地区と、熊川地区に段丘がございます。熊川地区から見ますと、3階建てのビルの高さも足元の高さになります。優に10メートルの段差があるというふうに思っております。熊川地区の元気な高齢者は、南田園の福祉施設も利用をいたします。利用する段差は、五日市線土手そばの階段、福生院の横のお寺坂、郵便局通りの清水坂等々でございます。お話しに出るのは決まって、「下がっていくのはいいんだけど、帰りの上りがとてもだめだ」とおっしゃいます。坂や階段を上って来るのは大変だと、こうおっしゃるわけでございます。五日市線の土手近くの階段には熊川駅を利用する人も多い階段でございます。この階段も昼には、必ずどなたか中間のベンチで休んでいる状態でございます。福祉センターを利用しての帰りの方でございます。行くのはいいんですが帰りが一苦勞だと、ついつい足が遠のくとも、こうおっしゃっております。また残念なことに熊川地区には、食料品を扱うお店がなくなってしまいました。ちょっとしたものを買うのに不便でとか、南田園のスーパーまで買い物に行くんだけど、帰りが大変だと。とても、重いものを持っては上がって来れないと、いろんなお話も聞くわけでございます。

こうした生活環境の変化が高齢者の移動を変えているのではないかと考えておまして、我が市の地形が先ほども申しましたように南北に3段階に分かれております。多くの場合、比較的平らな部分の移動が多かったのではないかと思います。散策を目的とした移動、生活用品の買い物の手段としての移動が福生の東西の移動になってきているわけでありまして。熊川地区にとっては特にそういうことでございます。今までは、こういう話は余り聞く話ではなかったのでありますけれども、階段や坂を降りるのはまだよいそうであります。しかしなら、上りということになると、この上りが大変なんだと。JRの駅でも、多くは上りのエスカレーターだと感じます。地方の駅に行きますと、普段は止まっているんだけど人が近づくと動き出す、上りのエスカレーターがあります。ゴルフ場には、近づくと動く歩道やエスカレーターがあると聞きます。

そこで、お伺いいたしますのは、高齢者の支援策として、南田園地区と熊川地区の段差に上り専用のエスカレーターをつけるお考えがどうかお伺いをいたします。例えば、福祉センター向かいの、熊川駅に向う階段のところ、上り専用のエスカレーターの設置など考えられますけれども、御見解をお伺いいたします。一回目の質問です。

○議長（大野聰君） 午後2時5分まで休憩といたします。

午後1時52分 休憩

~~~~~

午後2時5分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君） 杉山議員の御質問にお答えいたします。DV被害者に対する

対応についてですが、DV、ドメスティックバイオレンスとは、同居関係にある配偶者や両親、子、兄弟、親戚などの家族から受ける家庭内暴力のことです。暴力というと殴る、けるといった身体的暴力を連想いたしますが、精神的暴力や性的暴力も含まれ、多くの場合、幾つもの行為が組み合わされ、繰り返し継続的に行われているようにございます。妻が夫から暴力を受ける場合が多いのですが、夫が被害を受ける場合もあり、男女の別は問わないようにございます。こうしたことから、平成13年10月配偶者からの暴力の防止、及び被害者の保護に関する法律、DV防止法が施行され、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護が図られることとなったところでございます。

さて、御質問の1点目、DV被害者に対する窓口対応についてでございます。市では、DV対策につきまして、第3期男女共同参画行動計画に基づき、女性の人権が推進擁護される社会の形成を目指しております。女性の人権尊重や、暴力を許さない社会づくりを進めるために、暴力防止に向けた普及啓発活動、相談窓口の設置、関係機関や民間団体との連携を事業項目に掲げまして、庁内の関係部署が連携して、各事業に取り組んでいるところでございます。具体的な窓口でございますが、福祉部社会福祉課でDV被害者本人または警察署からの相談に応じております。その際、課内のケースワーカー及び子ども家庭部子育て支援課の母子自立支援員と連携を図り、窓口対応を行っているところでございます。なお、窓口対応の詳細等につきましては、福祉部長が答弁いたします。

次に、2点目のDV被害者に定額給付金をのうち、定額給付金支給に関するDV被害者からの相談件数についてでございますが、これまでに電話で3件の相談をいただいております。また、相談内容といたしましては、福生市におけるDV被害者への定額給付金支給についての対応でございます。福生市といたしましては、当初から総務省が示しております支援措置を行ってからの住民票異動という見解に従って事業を進めて来ておりますので、まず、その旨を御説明させていただいております。また、その際には、この総務省の見解は、DV被害者の心情を考えると、非常に現実性の乏しいものであると考えていることから、東京都を通じ、総務省へ疑問として投げかけている旨も、御説明させていただいております。しかし現実には、まだ新たな見解は示されておられません。

このようなことから、地方自治体の中には、定額給付金での支給が難しいと判断し、独自にDV被害者の方々への生活支援として、定額給付金と同等の金額を支給するといった対策を打ち出しているところがございます。実際に、5月12日に衆議院総務委員会で、総務省が4月に調査した結果として、全国でDV被害者に対して、定額給付金同等額を支給したり支給を検討したりしている自治体が、287団体に上ることが明らかにされております。

なお、先般可決されました2009年度補正予算の中の地域活性化経済危機対策臨時交付金は、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細やかな事業を積極的に実施できるように創設

されたものであります。この交付金の活用については、現在、庁内で調整をしておりますので、その調整の中にこの問題も含めていきたいと考えております。

次に、保育園における感染症等の対策についての1点目、市内保育園の感染症対策の状況についてでございますが、保育園では感染症の感染拡大を防止するため、各園で作成している感染症対応マニュアルに従い、対応しております。もし児童が感染症にかかった場合には、保護者から保育園に連絡をいただき、学校保健安全法の規定に準じた登園基準により家庭保育をお願いすることになります。そして疾病が回復し、登園を始める際には、医師からの登園許可書等の提出が必要となることなどについて、入園式や保健だより等を通じまして、御協力をお願いしております。また、インフルエンザ等が流行する時期では、欠席する児童がふえる傾向もあり、欠席児童数の状況などにより、感染症対応マニュアルに従い、感染防止に努めております。発生状況や家庭での対応方法などを園内の掲示板等に掲示し、保護者へ周知し御協力をお願いしております。

次に、2点目の感染データの共有についてでございます。市内には12の認可保育園があり、児童福祉の充実や保育事業の推進などを目的といたしまして、各園長等の構成による福生市保育協議会が設置されております。定期的開催される園長会では、各園の保育状況などの情報交換が行われ、その際には担当課職員も同席し、緊急時の対応について速やかに報告をいただくこととしております。また、この協議会では、研修委員会、主任会、研究会などが定期的開催されております。特に、感染症については、看護師が配置されている保育園で構成する看護師連絡会により、感染症対応マニュアルの見直しや、保育園で流行している病気などの情報交換が行われ、その結果については、各保育園へ報告されております。

次に、高齢者にやさしいまちについての1点目、元気で散歩や散策ができるまちについてでございます。市の人口構造を見ますと、65歳以上の市民の方々、いわゆる老年者人口の比率は、ことしの3月末現在で約19%、総人口の約2割を占めており、10年後には約27%にまで増加すると、最近の調査で推計されております。しかし、議員御指摘のとおり、高齢者の方の中には、お元気に地域で御活躍されている方も多くいらっしゃいます。また、今までの豊富な御経験と知恵は無形の財産として、次の世代に引き継いでいただきたいとも思っております。高齢者の皆様方に、元気にお過ごしいただくには、何よりも健康で、そして、健康を維持する体力も必要でございます。軽度の運動、例えば散歩や散策などは、無理せず、楽しく行える運動の一つと認識しております。このような視点に基づいた施策とのことでございますが、市で発行しているガイドマップでは、「福生散歩6コース」と銘打ち市内を楽しく散策できるコースを、歴史散策や自然散策など6コース設定し紹介しております。このマップは残り部数も少なくなってきましたので、今年度新たに観光ガイドマップとして作成する予定でございますが、これにも散策コースを盛り込んでいきたいと考えております。

次に、2点目の田園地区と熊川地区を結ぶエスカレーターの設置についてでございます。福生市は、多摩川の河岸段丘で、3段階をなして傾斜した平坦地で、特に、田

園地区と熊川地区との高低差が大きい地形となっております。その中で、連絡道路といたしましては、都道が2路線、市道は5路線ほどでございます。市道については、階段や自転車歩行者専用道路等も含めさまざまな道路がございますが、歩行者の皆様には徒歩で通行していただいております。

そこで、特に高齢者の方の利用が多い福祉センター東側の熊川地区への連絡用階段には、途中の踊り場にベンチを設置し、高齢者の方への配慮を行っております。また、高齢者や障害者等の交通弱者の方々が市内福祉施設等をより利用しやすくするために、平成20年5月から福祉バスの試行運行を始めております。田園地区、熊川地区も含め、それぞれの地域への移動もしやすくなったのではないかと、思っておるところでございます。

そこで、エスカレーターを設置についてでございますが、福生市では、現在は、駅以外にはこのような施設はございません。設置につきましては、場所の検討や、歩行者だけでなく車いすの対応、設置後の利用者等の安全対策や維持管理などを含め、さまざまな問題解決が必要となって来ると考えられます。今後、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上で、杉山議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、DV被害者に対する対応につきまして市長の補足答弁を申し上げます。

DV被害者に対する具体的な対応でございますが、まず窓口対応といたしましては、DV被害者本人または警察署からの相談があった場合、一つには基本事項として、本人及び相手側の氏名、生年月日、住所、連絡先、家族状況などの聞き取りを行い、次に、暴力の状況につきまして、いつ、どこで、どのような暴力を受けたか、過去の状況等を含めてお伺いをいたします。さらに、緊急性や逼迫性がある場合には、本人の意思、けがなどの状況、加害者の追跡状況等について確認をいたしまして、ケースワーカーまたは母子自立相談員と連携して、具体的な対応を図っております。特に、緊急性がございまして一時保護の必要がある場合には、市役所または警察署での面接を行いまして、東京都女性相談センター多摩支所に連絡し、保護依頼を行っております。

参考までに、本市におけるここ数年のDV被害等の相談件数を申し上げさせていただきますと、窓口での件数と社会福祉課で実施をいたしております女性悩みごと相談での件数等を合わせまして、平成18年度12件、平成19年度19件、平成20年度20件となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（杉山行男君） 御答弁をいただき、ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。

DV被害の相談状況をお答えいただきました。この3年間わずかではありますが、増加傾向にあるということで、参考数値もお答えいただきまして、大変ありがとうございました。市民とお話をさせていただく中で、DVの相談に市役所に行くというのはとても勇気があることだと、こういうお話もお聞きしましたし、話すことさえためらうことがあるんですよと、こういうお話も伺いました。勇気をもって役所の窓口を訪

ねて来られた方々には、適切な対応をぜひとも希望いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。他市の相談窓口に行った方がよかったなどと言われたいような、福生市の自慢できる窓口対応をぜひ要望しておきたいと思えます。

次に、DV被害者の定額給付金の支援をとということで、御答弁もいただきました。相談件数が3件ということでございまして、その内容が、定額給付金の支給の対応だったということでございます。御答弁の中で、我が市が定額給付金の支給については、補正予算の中の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」は、地球温暖化、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細やかな事業を積極的に実施できるよう創設されたものであるが、この交付金の活用を現在庁内で調整中だということをお答えをいただきまして、了解でございますけれども、他市でも独自事業として実施をしているところがふえております。

御答弁の中で、総務省が発表した4月に287団体ということでございますけれども、ついせんだって、5月28日に総務省がさらに追加発表をしております。これによりますと、そのときで458市町村にふえております。171ふえているということでございます。さらに、この25日現在ということでは、25日が福岡・直方市、相模原市、27日に亀岡市です。それから、つくばみらい市でございます。それから、町田市、それから28日座間市でございます。それから、30日、長野県長野市。それから、中野市も表明をしております。それで、その長野県では、さらに市町村なんですけれども、発表をしております。蓼科町、木曾町、野沢温泉町、この3町村も独自に検討中という報道発表もあるわけでございます。

それで、福生市で調整中ということでありまして、実施する方向で調整なのかどうか。この調整がいつまでかかるのかわかりませんが、ゆっくりしている場合ではないと思えます。9月末日がこの給付金の申し込みの受付ということで、この件には非常にスピードが求められているというふうに思っております。したがって、早急な結論を出す、今すぐ出す、こういったことをぜひやっていただきたいというふうに思えます。生中継ですから、あちらのカメラで被害者の方が見ておられます。西多摩ではどの市もまだ支援は発表していないというふうに聞きますが、どの市にも先んじて、支援を待っている被害者、女性の場合ですけれども、元気の出るメッセージを送ることができますかどうか、ぜひお願いをしたいと思えます。相談件数が3件ということでございましたので、金額からいっても、そう大きな予算を必要とするとは思いませんけれども、ぜひお願いをしたいと思えます。私が相談を受けながらとったメモによりますと、思い出すだけで頭が痛くなるのだと。それで、その痛さは本人でないとわからない。だけど、普通の頭の痛さとは違うんだと。全然違う痛さがある。だから、市役所に来て、そのことをしゃべることだけでも、もう頭は痛いし、大変な思いで、電話することだって、大変なんだと。それでも思い切って電話をしてるんだと、そういう方々が数は少ないけれどもいるわけです。そのメッセージを送る意味で、ぜひもう一度お伺いをしたいと思えます。ぜひひとつ部長、市長もう1回、前向きにぜひ御答弁をいただきたいというふうに思えます。

それから、感染症にかかって休園をしたその疾病が回復した後に、登園許可が必要になるということの御答弁をいただきまして。これもお母さん方の話を聞きますと、回復したときに登園許可証や治癒証明が必要なんだと、この治癒証明は千円かかるんですよと、こういうふうにおっしゃっています。この基準も園によってそれぞれ違うそうなのでありますけれども、この辺の把握はしておられますか。我が市は、子育て支援に力を入れております。市長の「五つの元気」でも、「子育てが元気」という目標を決めておられて、この治癒証明書代千円大変なんだというお話をお聞きするわけでございまして、治癒証明書を支援するお考えがおりかどうかお伺いをいたします。

それから、対応マニュアルについてもお答えをいただきました。感染症対策として、感染症マニュアルが作成してあるとの答弁でございます。各園で違いがあるのかもしれませんが、感染症の拡大防止の対応マニュアルや、感染防止のための対応マニュアルに従い対応とのことでございまして、マニュアルの中身をもう少し具体的にお願いをいたします。また、感染予防の体制につきましても、とても大切だと思っております。保育園における予防体制はどのようになっておりますでしょうか、お伺いをしておきます。

次に、感染症情報のデータの共有ということでございしましたが、12の認可保育園の協議会が定期的開催され、その席で緊急時の対応には報告があるということでございます。協議会で、研修会、主任会、看護師会が配置されている保育園は、看護師連絡会があるということで、それらの席で感染症マニュアルや、はやりの病気の情報交換も行われている、これらが定期的に行われているということで了解でございます。しかしながら、感染症などの場合にはスピードが必要とされているのではないかと感じておまして、例えば、2人のお子様を二つの園に別々に預けているお母さんがおられます。一方の園で感染症がありました。もう一つの園では、そのことを全く知らないという状況があるんですと、このようなことがあるというお話を聞く機会があります。大変でしょうけれども、こうした一つの園の情報を市が受けて一斉に知らせるといったような体制がとれないものかどうか、いかがかお伺いをしておきます。例えば、一定レベル以上の感染者がいるときに、市に伝達をすると市が全園にお知らせをすとか、一番今のこの時代、簡単なのはインターネットを使いましたホームページの情報公開だと思えますけれども、ここら辺の御見解をお願いいたします。

それから、高齢者にやさしいまちということで、1点目の元気で散歩や散策のできるまちといった漠然とした質問にお答えをいただきまして、大変ありがとうございました。ガイドマップの存在があるということでございまして、市内散策6コースということでございますが、市内を東西に横切った、すなわち段差を上がったたり降りたりといった視点でのコースがあるのかどうか、1点だけひとつよろしくお伺いをいたします。

それから、エスカレーターの設置の件につきまして御答弁いただきました。なかなか「はい、そうですか」というふうなわけにはいかないことは十分承知しております。歩行者だけでなく、車いすの対応や設置後の安全策や維持管理のことま

で配慮された御答弁をいただきまして、まさにエスカレーターよりエレベーターの方がよいのではないかという逆提案を受けたように認識をしております。屋外にバリアフリーの昇降手段ができるのであれば、市民にとってはこの上なく移動の範囲が広がるのではないかというふうに思っておりますし、私は、この大変大きな課題であると認識をしております、何とか多くの皆さんが、福生の地形、この段差を乗り越えて移動できるような調査研究をしていただきますことを強く要望しておきますので、今後の調査研究をお願いします。こちらは要望でございます。以上が、2点目の質問でございます。よろしくお願いいたします。

○市長（加藤育男君） 杉山議員の御質問にお答えさせていただきます。第1回目の答弁の中で、現在庁内で調整をしておりますので、その調整の中でこの問題も含めていきたいと考えておりますというふうにお答えさせていただきました。私、議会定例会本会議というのは、非常に神聖なものでございまして、明らかになって、はっきり決定したことしかお答えできませんので、現実、こういう形で今、庁内で検討しておりますので、議員御指摘のとおり、スピード感を持ってこれにこたえていきたいと、そういうふうに思っております。以上でございます。

○子ども家庭部長（町田正春君） それでは、私の方からは、市内保育園の感染症の関係でございます。

まず、1点目の治癒証明等の公費負担の考えというようなことでございますけれども、現在、小中学校の場合は、公費負担をしているという状況がございます。学校教育との違いもございますので、まず、保育園での実態などを調査させていただきたいというふうに考えております。

それから、2点目の感染防止マニュアルの内容でございますけれども、東京都からもマニュアル作成の要請もありまして、感染症発生時の速やかな対応と、児童の健康管理を維持するため、保育園ごとに独自性を盛り込み、作成されております。主な内容につきましては、感染症の基礎的な知識と園内での予防対策となっております、その中では、感染症発生時の対応と、保健所等への報告、手洗い、うがい、消毒など、具体的な予防方法や児童の急変時の対応方法などで、これを保育園職員が共有することとなっております。

3点目の、保育園での予防体制でございますけれども、保育園では、乳幼児からお預かりしております関係で、急な発熱などにも対応するため、看護師等が配置されている保育園もございます。そういったことで、毎日児童の健康状態を丁寧に観察しながら保育をしております。

最後に、4点目の感染症の情報などの連絡体制の関係でございます。現在、他の保育園で感染症が流行しているかなど、情報交換までは行われておりません。したがって、今後その連絡体制などについて、保育協議会と協議をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、私からは、高齢者にやさしいまちについての、元気で散歩や散策ができるまちについての再質問にお答えさせていただきます。

す。

先ほど、市長答弁にございましたガイドマップ、こういったマップがございます。ガイドマップの中には、自然を散策あるいは歴史を散策するようなものが六つほど、先ほど答弁にございましたけれども、ございます。その中で、基地側から多摩川方面へのコースを一つ御紹介させていただきますと、牛浜・福生巡回コース、水と文学探求コースとして紹介されております。このコースにつきましては、牛浜駅から玉川上水下の川緑地、ほたる公園、それから、牛浜の渡津碑の後、友昇塚、そして、清岩院を通過して福生駅へと、こういったコースが一つございます。

いずれにしても、そのほかにも五つほど玉川上水散策等々、紹介されております。これらをぜひ御利用いただきまして、散歩や歴史や自然散策などお楽しみいただきながら、健康保持にお役立ていただければと存じます。私からは以上でございます。

○4番（杉山行男君） 御答弁をいただきまして、ありがとうございます。DVのこの被害者につきましては、ぜひとも、至急にスピードをもって給付金の支給をお願いしたいと、この1点だけでございまして、強く強く要望しておきますので、ぜひよろしくお願いを申し上げます。

保育園の治癒証明書等の公費負担につきましても、御答弁いただきありがとうございます。ぜひこちらにつきましても、出席停止になった後の再登校の際、学校では医師会との協定で公費負担をしているということでございます。保育園の実態調査をしていただくということでございまして、了解でございます。ぜひこちらにも実態調査をしていただきまして、前向きに実施できる方向でお願いをしたいというふうに要望をしておきます。

感染症マニュアルにつきましては了解でございます。それから、感染症の発生時の素早い対応につきましては、幼児の健康管理維持にも直結いたしますので、要望も含めまして、各保育園での対応方法など徹底をお願いする次第でございます。

最後の感染症の情報の共有についてということは、まだこれからだということでございますので、ぜひインターネットを使いまして感染データの共有などの協議会の場を設けていただき、実現することを要望しておきます。

それから、散歩、散策、歴史散歩のことにつきましては、段差をクロスするようなコースが用意されているということで了解ございました。ぜひ先ほど、1回目だったんでしょかね、まだパンフレットも少ないということで、こちらを作成してPRに努めていただくということでございますので、ぜひとも多くの皆さんに市内を散策していただきますことと、また、これからさらに歴史、史跡等々の開発と言いますか、発見と言いますか、こういったものも進めていただきまして、市民がますます市内を移動できるような方策を、施策を考えていただければというふうに思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 次に、2番、清水義朋君。

（2番 清水義朋君質問席着席）

○2番(清水義朋君) 御指名をいただきましたので、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。今回は大きく2項目、熊川分水の件と、教育行政についてお聞きいたします。

まず、1点目であります。熊川分水についてであります。この件につきましては、以前杉山議員も、片倉跡地、それから地頭井戸と関連をして質問をされておりましたが、今回は、熊川分水をピンポイントで加藤市長にお聞きするのは初めてかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。まず、熊川分水についてはその歴史的な経緯であるとか、そういったものは省かせていただきますが、玉川上水の後樂園のあるあたりに取水口があり、全長約2キロ、ちょうど今橋がかかっていますドウドウ橋のところ、これは南公園の中ほどになりますけれども、そこに出てくるのは皆さん御存じのとおりであります。

以前は生活にも密接に関係し季節ごとにさまざまな姿が見られたようではありますが、今では周辺の宅地化もだんだん進み、3分の1強もしくは半分くらいが暗渠になっているものかと思っております。暗渠になってしまうというのは、単純にそこにふたをすることでございまして、分水が持っている貴重な石積み、カラ積みとも言われておりますが、それが崩され、コンクリートの水路となり、そこにふたがされてしまうということで、できることならばその貴重な石積みの姿をしっかりと残しておきたいものの、やはり民間の方の所有する土地であるということから、なかなか行政でもできることが限られてしまうということであったかと思っております。

さて、加藤市長は以前、福生市には東側に横田基地を初め、アメリカンテイストあふれる商店街が並ぶ16号線に代表されるような洋のテイストと、それから西側には二つの造り酒屋、それから玉川上水を中心とした和のテイストが福生にはあるんだと申しておられましたが、私もそれに対しては異論ありませんが、そういったことをしっかりと残し、それから育てていくことも大事なことだと思っております。そうした思いがあればこそ、熊川分水についても同様のことかと思っておりますので、何らかの方法でうまく保存に向けてよいお考えがないか、お聞かせ願いたいと思っております。

それから2点目、熊川分水の水量についてお聞きしたいと思っております。今、地元の方から昔の分水の様子をお聞きすると、なかなか信じがたいものがありますが、子供のころは熊川分水で泳いだとか、学校の授業で水泳の教室も熊川分水で行われていたなんて方がまだまだ残っております。そういった話を聞くと、今のような水量、水深では当然泳ぐことはできないわけで、以前はいまの何倍も流れていたのかなと思っております。また、先日行われていたモダン福生写真展、それから写真集の中にも熊川分水の写真が残されており、昭和50年代のところでは、コイの放流というコメントがついた写真がありました。今となっては、コイの放流がよいか悪いかは別として、それほどコイが悠々と泳げる水量があったことを残しているものかと思っております。そこで、飲料水として利用されている玉川上水の関係もあるかと思っておりますが、現状、分水に割り当てられている水量であるとか、管理などはどのようなになっているのか確認をさせていただきたいと思っております。

続きまして2項目目、教育行政についてお伺いいたします。福生の教育については、従来からさまざまな施策の推進とその検証から、私がPTAなどで見る限り学校現場においても児童・生徒の落ち着きも年々出てきており、着実な効果が肌で感じられるようになってきているかと思えます。そんな施策のもとになっている教育推進プランでは、大きく学校教育、それから社会教育の分野に体系が分けられ、さらに、その中に幾つかの重点的な視点をおき、具体的な事業や取り組みがあらわされており、

この教育推進プランの策定目的の冒頭にもありますが、学校、家庭、地域社会との協働と市民参加を進め、効果的で透明性の高い開かれた教育行政を推進するということが書かれております。教育は、学校教育だけではなく、家庭も、そして地域も含めた市民皆さんの力で教育を支えていくんだというようなことが大きな目標になって進められているのは、市内の学校に子供を通わせる親としてまた、単に傍観者的に教育を見るのではなく、保護者としてまた地域の人間として、小さなことしかできないかもしれませんが、そういった現場に参加をしていかなければならないのかなど、改めて思うところであり、

たぶん加藤市長におかれても、以前にPTAの会長を歴任され、教育は学校だけではなく、保護者・地域も含め、皆で取り組んでいくものだという事は、身をもって感じられていることだと思いますし、そんなことから、「五つの元気」の中にも、「教育が元気」というものがしっかりと言われており、未来の福生を担う児童・生徒たちを初め、社会教育まで広げると、芸術、文化的な活動や、青少年育成といったさまざまな形で教育に参加される方が、今後、教育の面からも市を支えていただけるような思いがあるかとは思いますが、さて、そんなことから、5月15日号の広報ふっさに、福生市「五つの元気」推進事業が計画を策定しましたと、中に大きく取り上げられていた中に、「教育が元気」の項目がありました。その中から、2点ほどお聞きしたいと思えます。

まず1点目ですが、これは以前から継続されている事業でもありますが、いじめ防止教育の推進についてであります。いじめというのは本当に悲惨なもので、ここ数年においても各地でいじめが原因と思われる痛ましい事件が起こり、社会問題となっております。教育推進プランの中でも、一番最初の視点、心の教育の推進という視点に立ち、人権教育の充実、道徳教育の改善・充実というところにこれが当たるかと思えますが、重要なこととして取り組まれております。さて、その重要ないじめであります、現状、学校現場の様子を伺っても、全くないとは言いきれないまでも、それほど多くはないと思えますが、いじめそのものどのように把握されているのかお聞きしたいと思えます。そして、具体的ないじめ防止教育はどのようなものかお聞きしたいと思えます。

そしてもう1点、これは新規になるかと思えますが、スクールリーダー研修会の実施ということが、同じく「五つの元気」推進事業計画に載せられておりました。副校長・主幹を対象に、学校づくりの実践力を高める研修会ということでありますが、実際にはどのようなことが行われるのかお聞かせ願いたいと思えます。

以上で1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 清水議員の御質問にお答えいたします。

熊川分水についての1点目、熊川分水の保存についてでございます。熊川分水は、明治6年に旧熊川村村民の生活用水の確保などを目的といたしまして、市域住民により玉川上水からの引き水が計画され、紆余曲折を経て明治19年に開削工事に着手いたしました。その後、延べ7000人余りの多くの村の人たちの手により、5年もの歳月をかけ、明治23年に総延長約2キロメートル、幅員1.2メートルという規模で築造されました。

議員御指摘のとおり、私も市にとって大事な文化遺産だと、そういうふうな認識でございます。以来、熊川地域住民の分水ということで、地域の皆様が維持管理する中で、生活用水あるいは灌漑用水として生活に密着して利用され、親しまれてきました。先人たちの御苦勞と一世紀に及ぶ歴史を刻む分水は、歴史的にも貴重な文化遺産であり、議会及び地域住民等多くの皆様から、市民の憩いの水辺として保存が望まれております。私といたしましても、熊川分水は将来にわたって保存し、後世に残す必要があると考えております。しかし、熊川分水のほとんどが私有地でありますことから、行政としてできることには限界があり、開発等に伴い暗渠化が進んでいるのが現状でございます。

そこで、保存していくための具体的な施策として、平成17年度に熊川神社内の分水部分の土地の無償使用承諾をいただき、モデル地区として、熊川神社付近の市道第236号線につきまして熊川分水と一体とした道路景観に配慮した整備を実施いたしました。また、平成19年4月から福生まちづくり景観条例を施行いたしました。その中で、良好な景観形成の実行を担保とするための施策として、景観の形成に重要な価値があると認められるものを所有者等の同意が得られれば、福生市まちづくり景観審議会の御意見を聞き、景観重要資源として指定できることになっております。そして、この指定をすることで、景観重要資源の保存もしくは育成の実施について、所有者の方たちに技術的支援または費用の一部を助成することができるようになります。熊川分水の保存に向け景観重要資源の指定ができるよう、熊川分水に親しむ会の皆様や地域関係、地権者等の皆様と協議調整を進めていければと考えております。

次に、現状の分水の水量と管理についてでございますが、熊川分水の水量につきましては、東京都水道局との取り決めにより、現在は1日1千トン玉川上水から放流していただいております。その管理は東京都水道局で行っております。また、熊川分水の管理につきましては、基本的には、所有者をお願いをしておりますが、熊川神社付近のモデル地区の部分につきましては市で維持管理しております。その他では、市道に面している部分で石積み等が崩れ車両の通行に支障を来すなど、危険な場所については市で補修等をしている場合もございます。次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えいたします。以上で清水議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 清水議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のいじめ防止教育について申し上げます。学校におけますいじめに關しまして、教育委員会として把握をいたしております件数及びその対処につきましては、市内小中学校での発生件数は、平成20年度小学校14件、中学校6件の計20件でございました。解消の状況につきましては、発生件数20件のうち、17件が解消したものとらえております。また、年度をまたぎまして継続をして指導いたしているものは、3件でございます。

いじめについての対処といたしましては、このような実態に対しまして、具体的には一つとして、いじめの状況の正確な把握にございます。学校訪問による聞き取りに加えまして、定期的な実態調査など、いじめ問題の状況や学校の対応につきまして、詳細な把握に努めております。この結果、命にかかわるような深刻ないじめについての確認はございませんが、各学校長にはさらなるいじめ対策の強化について、定例の校長会等で適宜指示をいたしているところでございます。

二つには、校内の組織体制の確立と情報の共有化でございます。各校におきましては、学校内に設けられました生活指導部会や教育相談部会などで、児童生徒の訴えや教職員の日ごろの観察、生徒理解で認識をいたしております情報を総括し、教職員個人で抱え込むことのないよう即座に対応できる組織体制をとっているところであります。

三つ目には、教職員の研修の充実がございまして。生活指導主任会等で、いじめ問題に関する研修を行っております。この中では、特に、「いじめはどこでも起こり得ること」、「いじめは絶対に許されないこと」、そして「いじめは犯罪であること」、この3点を各学校において教職員に周知徹底するよう求めているところであります。

四つ目として、いじめにかかわる児童生徒への指導・啓発がございまして。教育委員会といたしましては、年3回のいじめ防止月間を設定し、いじめ防止標語募集を初め、児童・生徒自身のいじめ防止に関する認識を深めさせる具体的な取り組みの強化をいたしております。また、道徳授業地区公開講座では、普段の道徳授業、学級活動など、全教育課程を通し、いじめ防止をテーマとすることを指示いたしております。取り組んでいるところであります。さらに、学校に対しまして関連の通知や指導資料も配付をしながら、教職員に対しまして指導方法や指導上の留意点等について確認をさせているところでございます。

五つ目としては、近年全国で増加をいたしておりますネット上のいじめ防止についてでございます。本年度も既に教職員、保護者、児童・生徒に対しまして、特に専門の方を講師に招き研修会を実施をし、情報モラルの向上に向け、あるいはマナーについての指導方法を研究をさせ、今後、教育相談研修会等において、このいじめ問題を取り上げてまいりたいと考えております。昨年、東京都では子供の携帯電話やインターネットの利用に関わりますトラブルを防止するため、進級・入学にあわせ携帯電話の新規契約が激増いたします3月に向け、保護者を含め広く都民に対し、新聞広告を

掲載をいたしました。さらに、平成21年度から都内公立学校2200校を対象にいたしましてネット監視を行い、学校非公式サイト等の有無を調査することにいたしております。各学校におきましては、こうした文部科学省や教育委員会の取り組みについて、児童・生徒あるいは保護者にも浸透させ、予防の教育に務めているところでございます。

続きまして、2項目目の本年度の新規事業でありますスクールリーダー研修会について御説明申し上げます。本事業は、近年学校の自律性の確立が求められる中、説明や結果の責任など、学校管理職あるいは主幹職員に課せられる役割は、ますます重くなっていることは御案内のとおりでございます。また、教職員が1人で課題に対処し、完結できる時代でもなく、地域社会総ぐるみで子育てを行うことや、刻一刻、目まぐるしく変遷をする時代背景の中で起こりますさまざまな教育現象に対しまして、問題の本質を解明し、処理・解決をし、学校がより質の高い実践と結果を生み出させる組織といたすべく、校内でも中核となる教員、すなわちスクールリーダーの専門的力量的形成が必要になっていると考えております。そのためには、学校組織の特性を知り、現状の診断、課題認識、そして、組織のリーダーとして何をすればよいのか、組織の構成員に何を働きかければよいのかを明確につかむ必要があるとの認識に立ち、次のような目的のもとに取り組んでおります。

まず、研修の名称を「元気の出る学校、福生プロジェクト」として、受講者には、学校を変える中核になるという意識を強めさせたいと考えております。この研修を通じて、これからの新しい学校づくりのリーダーとして、現状の学校課題に適合する計画や実践、評価のあり方など、今後の組織運営においてリーダーとしての実践力を高めることにございます。

受講対象者は、市内各小中学校の主幹及び副校長の職にあるものでございます。

研修内容につきましては、教職大学院の学校教育経営学に関します第一線の研究者を講師陣に招き、講義、演習、事例研究を中心として、最新の教育方法を駆使して、研修を進めたいと考えております。

福生市の学校共通の改善テーマは、「児童・生徒の正確かつ詳細な実態認識を基点にした授業づくり、学校づくり」でございます。改善テーマに対しまして教職員一人一人がより積極的に当事者意識を高め、学校としての計画、実施、評価をどう進めるかを受講者に習得させることが鍵になるものと考えております。今年度の新規事業として目的を果たせますよう、有意義な研修にしてまいります所存でございます。

以上、清水議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 午後3時10分まで休憩いたします。

午後2時57分 休憩

~~~~~

午後3時10分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、清水義朋君。

○2番（清水義朋君） 丁寧な御答弁ありがとうございます。それでは、幾つか再質問をさせていただきます。

まず親しむ会と地元鍋一で熊川分水に普段触れられている方が来た中で、景観の関係でどうやら補助がいただけそうな感じで、一步というか半歩ぐらい前に進んだ感じがいたしまして、本当にありがたいと思っております。そういった点から、幾つか確認をしたいと思いますが、まず、景観重要資源の保存もしくは育成の実施について、所有者等に技術的な支援または費用の一部を助成することができます、ということで、これについては、既に暗渠になってしまったり、石積みがコンクリートに固められてしまったところについては、今後あまり損傷、補修などで影響がないかもしれませんが、熊川神社の下流にできたばかりのレストランのところや、それから南の方のお稲荷さんのあたり、その下流にも本当に石を積んだだけのカラ積みの形が残っておりますので、このあたりの保存・補修には、非常にありがたいものがあるかと思えます。

さて、この景観重要資源の指定を受けるには、先ほどの答弁では、景観の形成に重要な価値があると認められたものを、所有者の同意が得られればということでありました。多分、できた経緯からすると福生分水、いわゆる田村分水については、所有者の数がそれほど多くないように思いますが、熊川分水については、相当な所有者の数がいるのではないかと思います。果たして、どれぐらいの方がおられるのか、わかれば教えていただきたいと思えます。

また、そういった景観の重要資源としては、熊川分水で言えば、暗渠になってしまったり、コンクリートで固められてしまったり、それから石積みと、各場所で風景が違うわけでございますが、そういったことも含めて流域の一括で指定をしなければいけないのか、それとも、その路線、路線というのか、場所、場所で区切った形で指定ができるのかどうかお聞きしたいと思えます。

2点目の水量についてであります。1日1000トンということでもわかりました。計算すると、大体1分で694キロ、1秒で11.5キログラムという数字になるかと思えますが、何となくそれよりも少ないように思えます。最初の質問でも触れましたが、以前は夏になると泳いでいた、それから、水車が幾つも回っていたというふうなことを聞くと、本当に昔と今は違う姿になっていることは、簡単に想像ができるかと思えます。現在では生活様式も変わり、分水の水を利用することはほとんどないかと思えますが、水辺を親しみやすい環境にするためにも、今のままではちょっと厳しいような感じがいたします。余り急激に平らな水が流れることはもちろん望ましくないわけでございますが、堆積物や生物、それから、周りの風景等も踏まえ、もう少しふやしていただけるよう要望していただけないか、もう一度お聞きしたいと思えます。

続きまして、教育行政の方で再質問させていただきます。いじめについては、学校でのさまざまな形での実態把握、そして、いじめがあったときの即応体制、そして予防の体制と、近年増加しているインターネットの関係など、きめ細かに対応されていることはわかりました。いじめの実態を把握することは、以前のように表面化して見えるものと、近年では発見することが難しいようなものがふえ、現場の先生方の一人

一人の児童・生徒に対する目が非常に大事なものかと思えます。単にアンケート調査のようなものでは把握できないと思えますし、普段の児童・生徒の行動や生活の仕方まで注意して、よく見なければわからないものがあるかと思えます。さて、先ほどの答弁で件数についてお知らせいただきました。平成20年度の数字で小学校14件、中学校6件の計20件とのことでありました。教育推進プランの取り組みのところで報告されておりますが、過去からちょっと見ると、平成15年が小学校3件、中学校9件で合計12件、それから、16年が小学校1件、中学校17件で合計18件。それから、平成17年が小学校6件、中学校25件で合計31件。平成18年が小学校19件、中学校18件で合計37件。把握している限り、この年がいじめのピークであったように思えますし、この18年までが増加傾向にあった年のようにございます。そして、19年が小学校10件、中学校11件で合計21件。先ほど申した通り、平成20年が、合計で20件と減少の傾向にあるように思えます。小学校と中学校とそれぞれ比べると多少波がありますが、平成18年をピークに減少しているということで、いじめに対するさまざまな施策が生きていることと思えますが、実際にこの件数が減ってきている要因は、どのように教育委員会の方で見ているのかお聞きしたいと思えます。

それから、学校以外のところ、家庭や地域での発見というのも非常に重要なものになるかと思えますが、こういったところは、どのようにとらえているのかお聞きしたいと思えます。

それから、2点目としてスクールリーダー研修であります。研修の名称を「元気の出る学校」福生プロジェクトということで、力がわいてくるような、教員、教師にしてみればやる気が湧き上がるような名称で、楽しみなものであるかと思えます。学校のことを少し調べてみると、公立の学校でもそれぞれの学校の特色を生かし、自立性がだんだん求められ、その役割や責任から、教頭先生という名前から副校長先生と改められたり、主幹の配置など、学校の抱える課題に対する施策の立案やその実行、評価、組織としては、以前に比べれば高いものが求められているかと思えます。そのような要求にこたえるためにも、今回の研修が実施されるものだと思いますが、では、その新規事業でありますこの研修を受けた後、学校にはどのような変化というか、組織の運営に違いが出てくるのか、この辺お聞きしたいと思えます。

以上で、再質問とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○都市建設部長（小峯勝君） それでは、清水議員の再質問にお答えします。私の方からは、一項目目の熊川分水についてでございますが、この熊川分水の保存に向けましては、現在は熊川分水に親しむ会の皆様を中心に、日頃から御努力をいただきまして、感謝をしているところでございます。また、最近では熊川分水の石積みの補修の必要性を強く感じております。そこで、御質問の熊川分水の底地の所有者でございますが、少しデータは古いわけでございますが、142名、筆数で255筆でございます。

また、重要資源の指定につきましては、基本的には暗渠部分を含めた全路線を熊川分水として一括で指定できればと考えております。また、技術的支援や費用の助成に

つきましては、特に開渠部の構造体の石積みの部分などを考えております。なお、全路線一括での指定に時間がかかるようであれば、土地所有者の同意を得られたところから弾力をもって路線を区切って随時指定をしていきたいと考えております。

また、熊川分水の水量につきましてでございますが、これは、玉川上水の放流を管理しております東京都水道局に対しまして、水量の増ということで、要望をしていきたいと考えております。以上で、答弁とさせていただきます。

○参事（川越孝洋君） まず、学校におけるいじめに関しまして、本市におけるいじめの件数の減少が見られるということで、御指摘をいただいたところでございますが、この減少の原因についてどうとらえているかということでございます。第一に教育長の答弁にもございましたように、いじめ月間の取り組みの重点化だとか、あるいは道徳、学級会活動の全教育課程を通しました日常のいじめ防止教育が効果を上げているというふうにとらえております。

2つ目といたしましては、校内の相談体制でありますとか、あるいは児童・生徒の理解に関します整備、これにつきましては、特にスクールソーシャルワーカーを配置いたしましたり、適用指導員等の人的支援の充実があること。そしてまた、市としてあるいは学校内にもう機能させておりますけれども、サポート会議、このサポート会議といいますのは、児童・生徒に関与していただいている、あるいは、過去に関与していただいた方々の会議を総称して、サポート会議と呼んでおりますが、そういったものを実施しているところでございます。こうしたことと、あるいは外部の連携の取り組みをリードいたします校長のリーダーシップ、こういったものも大変大きいかというふうに考えております。基本的には、教職員のたゆまぬ努力によりまして、学校におけるきめ細やかな生活指導及び教育相談機能が向上したということが上げられるかと思えます。

それから、これも児童・生徒同士で起こることでございますので、こうした取り組みの結果、児童・生徒の暴力行為やあるいは不登校の生徒数とともに減少傾向にございますけれども、すなわち学校生活に落ち着きがみられたこと、そしてまた、児童・生徒にそれに加え、優しさだとかあるいは自己肯定感、安定感などが少しずつ広がっていることが原因として上げられるところでございます。

次に、学校におけるいじめの情報の把握でございますが、まず教職員が児童・生徒に対し、日常から愛情を持って関わることによりまして、何でも相談できるような人間関係を構築する中で、まずは小さな変化も担任を中心といたしました教職員が見逃さないといった努力が必要かというふうに考えております。そして、地域の方でやはり主任児童委員の方々や民生委員の方々、そして警察、家庭支援センターあるいは児童相談所、こういった方々に御協力をいただきまして、先ほど申しましたサポート会議の中で情報交換をしているところで、そういう学校外での、いじめについての情報も収集しております。これにつきましては、もちろん保護者からの情報収集といったようなことと、行動連携をとることが最も基本的なところでございますので、そういった点を学校とともにさまざまな施策の中で努力をしているところでございます。

先ほども申しましたように、このいじめにつきましても、教職員の絶え間ない努力があるわけですが、本年度はこうした取り組みに加えまして、弁護士など法律の専門家をお招きして、保護者とともに、巻き込んで、いじめをより深く考える学習の機会、あるいは児童・生徒会の活動など子供たちによる自浄作用の、少し教育を進めていきたいというふうなことで、例えばでございますが、いじめシンポジウムみたいなことを企画していこうというふうに考えております。今後の教育活動を通じました広い意味でのいじめ防止教育を推進するとともに、学校におけます生活指導及び教育相談の機能のより一層の充実を図る中で、福生市におきます小中学校のいじめの件数ゼロを目指してまいりたいと考えております。

次に、スクールリーダー研修会の後、学校にどんな変化があるのかと言ったようなことですが、どんな研修、研究や、また協議等につきましても、これは求められることですが、つまり、そのことによって、学校や子供の変容やあるいは成長がどう見られるかといったような結果の責任として、最も重要な視点でございます。現在、ややもしますと、組織の構成員は受け身的になりがちでございます、いわゆるこなし型といいますか、あてがいの職務の遂行になりがちでございます。必要なことは、常々いかに課題認識が持てるかということ。そして、状況の変化や異常に対しまして、危機感や緊張感をどう作り出せるかといったところが、改善の実践策として必要かというふうに考えております。

そうした点で、この研修の成果といたしましては、前向きに学校の経営参画に携わり、的確な現状の診断と改善策を整合させられる状況をいかにつくれるかといったことであろうかというふうに思っております。具体的には、一つには校長が毎年作成をいたします学校経営計画や評価計画といったようなものが、こういった観点からより質の高いものになってくるのではないかと。そしてまた、教職員が生き生きと課題に向き合い、学校に疲労感ということではなくて、改善への意欲が見られるかといった児童・生徒を初め、保護者地域の方々にその意気込みがどう伝わるかと言ったようなところが、まさしくあらわれる結果であろうというふうに期待をしております。まさしく元気のある学校というふうに題しましたのも、こうした研修後の学校の姿を総称したものでございます。学校、とりわけリーダー層の職員がすべての職員を巻き込みながら、自己の教育理念、教育哲学を客観化させたり、あるいは進化させたりといったようなところで、より広い視野から教育を考えるとともに、それを実行に生かすための現状の診断と豊かなビジョンを描きながら、具現化するための力の創出を期待をしております。

私どもは、今後より一層、専門的な見地からのこういう支援を受けながら、さまざまにそういう機関とも交流を持ちながら、教育ビジョンを確立させ、児童・生徒の実態認識を起点にいたしました質の高い教育的実践力を高めてまいりよう努めてまいり所存でございます。以上でございます。

○2番（清水義朋君） それでは、要望に移らせていただきます。

熊川分水については、景観の分野から親しむ会とともに重要な景観の資源として保

存していくという方向が見られまして、本当にありがたいことかと思えます。ただ、先ほど聞いたように数が相当、所有者で142人、筆数にすると255ということで、この辺は積極的に取り組んでいただくことと、それから、やはり、しっかりとした景観として、代がかわっても同じような思いで受けていただけるようなことにしないとですね、これ代がかわって、やっぱりその辺を解除したいなんていうこととなると、また話が変わってくることになるかと思えますので、そういったことを踏まえて、よくよく地元の土地の所得者の方と密接なコンタクトをとっていただいて進めていただきたいなというふうに思えます。

それから、水量については、ふやしていくように要望していただきたいということでございますが、今週の7日ですか、環境美化デーで地域の方も、分水の堀さらいをするわけでございますが、なかなかその当日の午前中だけでは処理ができないもので、前日からやられる方が多いようなんですね。そうすると、ふえた水量、そういったときには水をとめなくてはいけないという、コントロールをちょっとうまくコンタクトをとっていただいてやっていただくことが、地域の方々が身近に感じていただいて、本当に自分のところのものだという意識で見守っていただくようなことになるかと思えますので、要望方々そういった調整もうまくできるようにしていただきたいなというふうに思えます。そして、やがてはそういった親しみやすい環境が、市外の方々に波及していくことが守っていただく貴重なことかと思えますので、よろしく願いいたします。

続きまして、教育の方でございますが、いじめはないことが望ましいわけですが、あったときには、早急な発見、それから対応が必要かと思えます。ちょっと江戸川区の教育委員会の「いじめサイン見逃さない」というのがありまして、学校ではいろんなことで見えるのしょうけれども、家庭でも、学校の話避けるとか、友達のことを話さなくなる、それから、寝つきが悪く、寝不足が続くなんていうサインは、いじめの早期のサインだよということも案内されております。これ以外でも、地域の方が接する中で見えるいじめのサイン等がございますので、ぜひとも、教育推進プランの目標にもあったような、市民も地域も家庭も含めた形で、教育のいじめの防止をますます進めていただきたいなというふうに思えます。

それと、スクールリーダー研修については、わかりました。なかなかこれは新規のことで、やってみないとわからないことがあるかと思えますけれども、教職員が生き生きと活動に向きあい、学校に疲労感ではなく、改善の意欲が見られるような形で取り組みたいというふうな効果が出るように、ぜひとも、進めていただきたいなというふうに思えます。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 次に、3番、末次和夫君。

（3番 末次和夫君質問席着席）

○3番（末次和夫君） あす朝一番かと思いましたが、どういうわけか本日最後にな

りまして、ひとつよろしくお願ひいたします。それでは、通告にもとづきまして一般質問をいたします。

まず、最初1項目目は新型インフルエンザについてでございます。今回の新型インフルエンザは、4月24日にWHOがメキシコと米国で、豚インフルエンザウイルスの人から人への感染が確認され、メキシコ市周辺では少なくとも60人程度が死亡したというような発表がありました。その後、国内でも水際作戦が懸命に行われましたが、5月10日ごろには国内でも感染を確認し、5月20日以降沈静化に向かったというのが、現状かと思ひます。

私も3月の定例会で、新型インフルエンザの質問をしました。そのときは、強毒性の新型の鳥インフルエンザについてでございました。今回の新型インフルエンザは感染力が強いですけれども弱毒性ということで、症状は従来の季節性インフルエンザと同程度だというようなことが言われており、現在のところ死亡の確認はされておられません。ただ、秋口から冬にかけて第二波が押し寄せてくる可能性があると言われていまして、また、今後最も警戒しなければならない強毒性の新型インフルエンザの発生の可能性も念頭に置きながら、確認の意味も含めまして何点か質問したいと思ひます。

まず、1点目としましては、新型インフルエンザの現状、そして対策・対応ということで、ちょっと過去形になりつつありますが、例えば国や都からの指導、連携状況はどうなのかと。また、医師会等医療関係機関との連携について、また、西多摩8市町村の感染症地域医療体制ブロック協議会の対策・対応はどうであったか、その辺のところをお聞きしたいと思ひます。

そして、2点目としましては、今回の新型インフルエンザで一番大変だった部署は、たぶん教育委員会ではなかったのかなと、そんなふうに思ひます。いろいろ決断することが多かったと思ひますが、29日に全協で、6月18日に第二中学校が修学旅行を予定していましたが、5月22日、延期が決定したということでございます。そうしますと、福生の一中から三中まで、3校とも9月の末に修学旅行を実施するようになると思ひますが、今回は、東京都教育庁の指導もあって、京都で休校があったために、中止したということでございました。今回の中止は、約一ヵ月弱前に決定したんですが、9月の末にですね、多分そんなことはないだろうと思ひますが、その前に同じ新型インフルエンザがもし発生した場合、今回はどのような対応をとるのか、そのところをお聞かせ願ひたいと思ひます。

また、5月27日の新聞に今回の新型インフルエンザで、修学旅行を延期また中止した中学校が2千校ぐらいあるというようなことが書かれておりました。そこで、過去に福生の中学で、修学旅行、移動教室も含めても結構ですが、延期や中止になった例があるかどうか、ちょっと確認の意味で、お聞きしたいと思ひます。また、その9月に万が一発生して、中止になるようなことになった場合、もうそれでもう絶対21年度は修学旅行はやらないのかと。確かに受験とか費用の問題はありますけれども、中学生にとっては、いい思い出になりますので、ぜひ行きたいと思うんです。そこで、時期をずらして、また場合によったら目的地を変更してやるようなことは不可能なの

かどうか、その辺も念のためにお聞きしたいなと、思っております。

また、学校の休校措置はいまのところ余り関係なくなりましたが、また学校行事等の開催等についてもだんだん終息をしてきましたので、問題ないと思いますけれども、7月の末に実施されます中学校の海外派遣でございます。この現時点です、どういう形で実施についての判断をするか、そういう基準みたいものがありましたらお教え願いたいと思います。

次に、米軍横田基地との連携についてでございますけれども、国内で懸命に水際作戦を行った初期に横田基地関係の米国人2名の感染が疑われる報道がありました。市からの状況説明のファクスも何度もいただきましたが、文面からは、情報収集に苦勞している様子が伺われ、また、私たちにとっても歯がゆい感じがしました。市として、また基地周辺市町連絡協議会として、速やかな情報提供を強く要請しているということですが、現在横田基地の情報交換や連携はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

そして、次に2項目目、全国瞬時警報システム、通称ジェイアラートといいますが、このジェイアラートは、対処に時間的な余裕のない大規模災害や他国による武力攻撃等の緊急事態が発生したとき、国民の保護のために必要な情報を通信衛星を利用して瞬時に地方公共団体に伝達するとともに、地域衛星通信ネットワークに接続された同報系市町村防災行政無線を自動起動させ、住民へ緊急情報を伝達するシステムですが、まだ全国的には復旧率が低いということでございます。

福生市の場合はですね、大規模自然災害というと考えられるのは、やっぱり大地震か、また多摩川での水害、ちょっと現実離れしているかもしれませんが、地震やテロ等によって小河内ダムが決壊するというようなこともゼロとは言えないと思います。

また一方、他国からの武力攻撃については、福生市は米軍横田基地があり、来年度中には航空総隊も移駐してきます。北東アジアにおける最大の戦略拠点として、ますます軍事的な重要度を増しており、従来からの騒音等の迷惑施設というところと同時、施設としての側面も大きくなってきていると思います。

現在、我が国にとって最大の軍事的脅威は、先日核実験の抗議を決議しました北朝鮮でございます。北朝鮮は、日本全土を射程範囲とするノドンミサイルを200基以上配備し、その多くは我が国に標準をあわせ、しかもノドンミサイルに小型核爆弾の搭載可能な技術も既にできているとの見方もされています。個人的には、ああいうひどい体制が長く続くとは思いませんが、問題はこの体制が何年先になるかはわかりませんが、崩壊するときに、崩壊の仕方次第によっては、全部がやけっぱちになり、暴発して核のボタンを押してしまう可能性もないとは言えません。現時点では迎撃ミサイルも完璧なものとは言えませんので、そのときは横田基地も標的になる可能性もあり、近隣に住む私たちも核の脅威にさらされるという事態も考えられます。そういう万一の事態に備え、危機管理の一つとしてジェイアラートの導入が必要と思いますが、加藤市長の御見解をお伺いしたいと思います。

続きまして、3項目目、パーキング・パーミット身障者用駐車場利用証制度につい

てでございます。この制度を私も最近知った制度で、皆さんにとっても耳慣れない言葉じゃないかと思います。歩行が困難な方、例えば身体に障害のある方、高齢者や妊婦の方などが地域内の公共施設や病院、大型店舗、宿泊施設などで、施設に近いところに設けられる身障者マークのある広い駐車場に、地域発行の利用証があれば自由に駐車できるという制度でございます。そもそもは、身障者用駐車場を不適正利用する健常者が後を絶たず、この駐車場を必要としている歩行困難な人たちが利用できない状況にあり、考えられた制度だそうでございます。

以前、私の知り合いで、車いすを使用している要介護4の方が福生病院に行きましたときに、そのときは玄関が羽村寄りだったですかね。それで、身障者用駐車場にとめようとしたら、係の人が、身障者手帳を持っていないからだめだと言って、駐車できなくて、そのまま帰って来た人がいるのですが、その後、その人はへそ曲げて福生病院には行っていませんが、たまたまそのことを私聞きましてね、福生病院の事務長ですか、電話しましたら、そんなことはないはずだということで、たまたまその係の人が知らなかったんじゃないかというようなことを言うておりました。確かに、たまたまなのかもしれませんけれども、そういう身障者の人が遠慮しないです、中には、身障者手帳を持っていない、これがあるという一番証明できるものですから、持ってないで、遠慮しがちに駐車する人も中にはいると思うんですよ。そういう意味で、とにかく、このパーキング・パーミット制度みたいですね、歩行困難の方がいろんな事情で、ミラーにここに証書を付けているみたいですが、証明書みたいな。そういうカードみたいのをね、そういうようなものを付けて、福生の公共施設であれば、自由にとめられるようなそういうものも、考えてもいいんじゃないのかなと、そんなことを思いまして、加藤市長、どのようにお考えか、お聞きしたいと思います。以上、1回目の質問でございます。よろしくお願ひいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 末次議員の御質問にお答えいたします。新型インフルエンザについてでございますが、2点目の市内の小中学校の対策、対応については、教育委員会からお答えいたします。

まず、1点目の新型インフルエンザの現状認識及び対策・対応について、国、東京都からの具体的な指示及び連携についてでございますが、5月22日に政府の第4回新型インフルエンザ対策本部会合が開催され、基本的対処方針が次のとおり改定されたところでございます。

抜粋をいたしますと、今回の新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるという認識のもと、その対策に総力を挙げて取り組んでおり、今後、国内で感染が拡大していく事態も想定に入れながら国内対策を強化していく必要があるとしております。今回の新型インフルエンザは、感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であるなど、季節性インフルエンザと類似する点が多いとされております。政府の現行の新型インフルエンザ対策行動計画等については、強毒性の鳥インフルエンザを念頭に策定されたも

のでございます。

今回のウイルスの特徴を踏まえると、国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ感染拡大を防ぐとともに、基礎疾患を有する者等を守るという目標を掲げ、対策を講じることが適当であるとされております。今後も行動計画をそのまま適用するのではなく、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく必要があるとしており、自治体、医療機関、事業者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得ながら、措置を講じていくこととなります。

市といたしましても、新型インフルエンザに対応するため、新型インフルエンザ危機管理対策会議を設置し、国、東京都からの情報収集や確認、市民の皆様への広報等について協議をし、対応してまいりました。さらに、神戸市で、国内での海外渡航歴のない新型インフルエンザ患者の発生が初めて確認されたことに伴い、東京都は、5月16日に東京都感染症対策本部を設置いたしました。市といたしましても、5月18日に、対策会議から格上げした私を本部長とする、新型インフルエンザ対策本部を設置いたしました。今後の発生状況に応じて、全庁を上げて対応してまいります。市民の皆様に対しては、保健所等の発熱相談センターや、国の相談窓口等の連絡先を、福生市ホームページ及びテレモ自治体情報に掲載し、市内公共施設にも同様の内容を掲示し、外国人についても、4カ国語でのチラシにより周知に努めております。5月15日号、6月1日号の広報にも、新型インフルエンザの対応窓口の御案内や対策予防法を掲載したところでございます。

さらに、市民の皆様への不安を取り除くために、緊急を要する情報につきましては、同じく福生市ホームページ及びテレモ自治体情報に掲載し、周知を図っております。また、5月3日から6日の連休中は、市民の皆様からの問い合わせに答えるために、市役所と保健センターに部長職及び関係課長並びに健康課職員を配置し、5月10日以降の日曜日については、保健センターに職員を配置し、問い合わせ等の窓口を設置いたしました。なお、6月以降の日曜日についても、当分の間継続してまいりたいと考えております。

次に、福生病院、福生市医師会との連携についてでございます。西多摩圏域では、平成20年3月に、東京都により策定されました「新型インフルエンザ等感染症地域医療体制整備事業実施要綱」に基づき、西多摩医師会、西多摩薬剤師会、西多摩公立4病院、西多摩圏域の8市町村、東京都西多摩保健所による「西多摩健康危機管理対策協議会、発熱センター・発熱外来部会」を開催いたしました。その中で、保健所からの情報提供、発生段階に応じた関係機関の流れや蔓延期発熱外来について、協議を図っております。蔓延期に新型インフルエンザの診療を行う医療機関の登録は、平成21年5月22日現在、福生市の医療機関は病院3カ所、診療所7カ所が登録されており、西多摩圏域では、病院6カ所、診療所27カ所の合計33の医療機関が登録をされております。

東京都では、圏域ごとに地区医師会との調整を行い、登録希望医療機関リストを作成いたしまして、都内登録医療機関リストを整備中でございます。その場合、場所、

病院名を公表し、直接患者が受診することとなっております。

次に、3点目の米軍横田基地との連携についてでございます。私自身、日ごろから横田基地を管理運営している第374空輸航空団の司令官や在日米軍司令部の司令官ともお会いし、情報交換や必要に応じたさまざまな要請なども行ってきております。また、基地側と東京都及び5市1町の副市長、副町長をメンバーとする横田基地副市町長会が定期的にかかれております。この会は、基地側と関係自治体が横田基地に関する事項を直接話し合い適切な情報交換を行う場ではありますが、必要に応じて要請なども行っております。ただ今回の新型インフルエンザに関しましては、横田基地だけの問題ではなく、国は日米間の政府レベルの問題であるととらえております。基本的な情報の流れは、横田基地から在日米軍司令部、在日米大使館、そこから外務省へと情報が伝達されましたので、に福生市情報が届くまでに相当の時間がかかってしまいました。実際に、5月1日に米本国から米軍横田基地に到着後、簡易検査でA型インフルエンザの陽性反応を示した4カ月の乳児に関する情報や、新型インフルエンザの感染者が搭乗していた国際便で入国しその後、連絡がとれていない外国人3人の中に横田基地所属の10代の米国人男性がいるとの情報は、テレビや新聞での報道が先行し、外務省などからの連絡は、非常に遅れて入ってきました。そのため、議員の皆様への御連絡も遅くなり、大変申しわけなく思っております。

ただ福生市では、基地側や外務省などからの情報提供をただ待っていたわけではございません。再三にわたり、福生市独自あるいは東京都と5市1町で強く要請を行い、その結果として、外務省などから、横田基地での防疫体制など、ある程度の情報は得ることができました。しかし、その回答を得るまでには相当の時間を要しましたし、まだまだ満足いく回答でもございません。基地を抱える周辺の自治体にとっては、特に、速やかな情報提供を強く望むことは当然のことです。そこで、少なくとも、基地周辺自治体には、速やかに情報提供がされるよう、情報伝達の見直しも含め、外務省や米側などに対し、強く要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、福生市及び基地周辺市町連絡協議会との連携についてでございます。今回の新型インフルエンザに関しましても、東京都と5市1町で構成する横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会などと連携し、強く要請を行っております。また、今までも防衛省や外務省などに対する総合要請やNLPの中止要請などを行っておりますし、定例的に情報交換や勉強会なども行っております。今後も、さらに基地に関するさまざまな課題解決に向け連携を深めてまいりたいと考えております。

次に4点目の、今後予想される取り組みでございます。新型インフルエンザにかかる状況は日々変化していることから、市といたしましても、さまざまな想定をしながら情報収集をしていきたいと考えております。また、国、東京都からの決定事項及び東京都の新型インフルエンザ対応マニュアルに準じて対応し、市職員においてもECPこれは事業継続計画と申しますが、その策定を視野に入れながら、市民の皆様に対する確かな情報を配信し、安心した市民生活ができるよう努めてまいります。

次に、全国瞬時警報システム、ジェイアラートについての1点目、危機管理として

のジェイアラートについてでございます。ジェイアラートとは大規模災害や他国による武力攻撃等の緊急事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を通信衛星を利用して瞬時に地方公共団体に伝達するとともに、地域衛星通信ネットワークに接続された市町村防災行政無線を自動起動させ住民へ緊急情報を伝達するシステムでございます。2004年度から総務省消防庁が開発及び整備を進めており、実証実験を経て2007年2月から一部の地方公共団体で運用が開始されております。対処に時間的余裕がない大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃等についての情報を、国から住民まで直接瞬時に伝達することができるという点が、ジェイアラートの最大の特徴でございます。住民に早期の避難や、予防措置などを促し、被害の軽減に貢献することが期待されており、導入により地方公共団体の危機管理能力が高まるとされております。ジェイアラートで伝達される情報は、緊急地震速報、気象情報、土砂災害警戒情報、弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報などございまして、どの情報についても、防災行政無線を自動起動させるかは市町村で決定できることとなっております。

次に、2点目の課題及び問題点についてでございますが、まずは誤作動を起こす可能性があり、2008年に岐阜県、福井県、愛知県などでミサイル攻撃を知らせる誤作動により誤った放送が流れ、トラブルが発生しております。また、設置費用の問題で、1自治体あたり平均700万円ほどの費用が必要なため、2009年4月1日現在ジェイアラートの受信システムを導入している自治体は15.7%で、284市区町村、防災行政無線などと直結させた自治体に限ると11.7%で、211市区町村にとどまっております。そして、もう1つ考えられることは、国から直接市区町村の防災行政無線で、サイレン等が流されることによる市民の反応でございます。あわてないで、いかに冷静な行動がとれるかが重要であります。市民の皆様に対して、このシステムの仕組み等を十分に説明する必要があると考えております。市民の皆様への十分な説明等を踏まえまして、このジェイアラートは、市としての危機管理上、緊急時には有効な情報伝達手段になるものと考えております。既に、防災行政無線のデジタル化が完了し環境整備も整っておりますので、今後、整備に向け補助金の内容も含めて具体的な検討をしてみたいと考えております。

次に、「パーキング・パーミット（身障者用駐車場利用者証）制度について」でございます。本制度は、身体の障害や高齢・難病・知的な障害で歩行が困難な方、あるいは、けが人や妊産婦の方で一時的に歩行困難な方に対してパーキング・パーミット（身障者用駐車場利用者証）を交付する制度でございます。公共施設や病院、ショッピングセンターの中で自治体と協定を結んだ協力施設の身障者用駐車場を使用する際に、この利用証が必要となります。平成18年7月に佐賀県で全国に先駆けて実施され、現在では、7県1市で導入されております。導入の背景といたしましては、公共施設などの駐車場で障害者用の優先的使用駐車スペースが本当に必要とされている人に利用されているのか疑問の声も聞かれたことがあるようです。この優先スペースが出入りに近く便利なことから、障害者優先駐車場を必要としない車が駐車していて、適正

に利用されていないとのことから、実施されたようでございます。

さて御質問の公共施設への導入と課題及び問題点についてでございます。市では、バリアフリー推進計画の基本理念において、市民が障害者や高齢者等お互いを尊重し、ルールやマナーを守りながら自由に行動し、活動できるまちを目指しております。パーキング・パーミットの導入については、新しい事業でございますので、今後、先進自治体からの情報収集を行い、果たして福生市だけが導入して効果が得られるかどうか整理しなければならないと考える次第でございます。しばらくお時間をいただきたいと存じます。

以上で、末次議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 末次議員の御質問にお答えをいたします。

新型インフルエンザについての2項目目の「市内の小中学校の対策・対応について」の御質問でございます。このたびの新型インフルエンザの発生・拡大に伴いまして、東京都教育委員会は4月28日に、大原教育長を本部長に「東京都教育庁新型インフルエンザ対策本部」を設置いたしました。新型インフルエンザに関します新たな情報が出ますたびに、この対策本部から各区市に対応についての連絡要請がございまして、福生市教育委員会もこの連絡要請に基づいて、市内各小中学校への対応を検討し、指示をいたしております。休校等の措置につきましては、現在のところ、福生市内においては児童・生徒の感染については確認をされておらず、休校等の措置をもってインフルエンザの拡大を防止する状況にはございませんので、今の時点では、各学校に休校を求める予定はございません。

次に、学校行事への影響ということでございますが、まず修学旅行や移動教室の実施につきましては、文部科学省及び東京都教育庁から訪問先の道府県において、新型インフルエンザによる臨時休校を実施している学校がある場合は、中止または延期の措置をとるなどの要請がございましたので、市内各学校にはその旨を通知いたしております。その上で、この通知の内容と京都市内におけます新型インフルエンザ発生の情報を踏まえ、6月18日に予定をされておりました福生第二中学校の修学旅行につきまして、去る5月22日に臨時の教育委員会を開催し協議をする中で、延期の決定をいたしました。なお、小学校移動教室につきましては、訪問先が日光、八ヶ岳などこの時点で、新型インフルエンザ発生地域になっていないことから、予定どおりの実施といたしております。ただし実施に伴い、マスクの着用や徹底した手洗いなどを行うなど、感染防止に最大の注意を払うよう指示をいたしました。今のところ、これら以外に今回の新型インフルエンザの学校行事への直接の影響は出ておりません。

なお、現在各小中学校には児童、生徒の健康状態の毎日の把握、手洗いやうがいの励行、あるいはマスクの着用を初めとする感染防止策の一層の徹底を求めており、学校での教育活動の影響が最小限にとどまるよう努めております。

御質問中に、修学旅行について過去に中止となった例があるかのお尋ねをいただいております。福生市では、これまで市内の中学校で修学旅行の中止の措置をとったと

いうことはないというふうに理解をいたしております。

議員御心配のように、修学旅行が生徒にとっても非常に大きな意義のある学校行事であることは、申し上げるまでもありません。このことは十分に私どもも念頭に置きながら、今後も慎重に対応につきまして、考えてまいりたいと存じます。

続きまして、その秋口に新型インフルエンザの流行が見られた場合の対応についての御質問をいただきました。新型インフルエンザの問題につきましては、日一日と状況の変化がございまして、国や都からの要請もその都度ありますことから、6月1日この時点での国、都の通知を前提としてお答えをさせていただきまします。この問題を判断いたします場合の材料となりますのは、一つには、修学旅行実施時点での新型インフルエンザの発症や感染の状況、二つ目は、学校の教育課程の実施状況すなわち学校全体の授業計画や行事計画の進行状況、さらには特に中学校3年生の卒業後の進路選択を踏まえた進路指導計画の実施状況などがございまして。

まず、修学旅行の実施の前提となりますのは、該当校のみならず、市内の学校で新型インフルエンザの発症・感染がないこと。さらに、訪問先であります京都、奈良方面において、全校休校という事態がないこととなっております。それらを踏まえ、9月における修学旅行実施の見通しについて御説明を申し上げます。まず、第二中学校におきましては、既に1度の順延をいたしておりますことから、もし訪問先の関西方面で、新型インフルエンザの流行の状況があり、修学旅行の決行が困難となった場合には、前述をいたしました学習や進路についての影響を考えてまいりますと、再度の延期はせず中止とせざるを得ないとの考えでおります。

さらに、目的地を変更しての実施を考えているかという御質問がございましたが、目的地を変更して実施をするに当たりましては、目的地や宿泊先についての实地踏査、行程の検討、生徒の事前学習等新たに多くの準備が必要となりますことから、第二中学校においては、目的地を変更しての実施は不可能であるとの認識にございまして。さらに、第一中学校、第三中学校におきましても、基本的には第二中学校と同様、二学期に入ってからの日程や訪問先の変更は大変困難であり、前述をいたしましたような流行の状況が見られた際には、中止とする公算が高くなるものと考えております。

いずれにしましても、新型インフルエンザにつきましては、日々新たな情報提供がされてまいりますので、それぞれの時点におきまして最も適切な判断ができるよう、準備をしていくのが教育委員会としての現段階の考え方でございまして。修学旅行に対します生徒の期待や教育的な効果につきましても、十分配慮をし、実施に向けてのバックアップはいたしてまいり所存ではございまして、学習や進路の問題も大変重要な問題であり、これらを考慮してやむを得ない場合は中止の判断もせざるを得ないものと考えております。

続きまして、青少年海外派遣事業につきましてお答え申し上げますが、本年度の派遣先は、昨年同様、アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市で、7月21日から8月3日までの14日間の日程で予定をいたしております。派遣まで約1カ月半の期間がありますことから、現時点では派遣を実施する方向で事前研修等の準備を進めており、

今後、国内及びアメリカ合衆国におけます動向を注視しながら、7月14日までには決行または中止の最終的な判断をする予定でございます。

この点につきましては、去る5月24日に開催をいたしました保護者と派遣生に対します事業説明会におきまして、辞退の申し出もお受けすることも含めまして、市の考え方を説明いたしております。保護者の御了解を得ているところかというふうに存じます。なお、派遣生には5月31日から、毎週日曜日に行います英会話学習を中心といたします事前研修には参加をしてもらい、派遣の準備をしておいていただくこととなっております。

その上で、御質問の海外派遣を中止する場合の判断基準でございますが、文部科学省は平成21年5月22日付けで、海外修学旅行については外務省が公表しております渡航関連情報及び感染症危険情報等を注視し適切に対応することと、通知をいたしてきております。そこで、最終的な判断は外務省によります渡航関連情報の海外危険情報によることといたしたいと考えております。この海外危険情報につきましては、4段階の基準が示されておきまして、第1段階は「十分注意をしてください」というものであり、最も危険情報レベルの高い第4段階では、「退避を勧告します、渡航は延期をしてください」と注意喚起をいたしてしております。現在、アメリカ合衆国に対しましては、第1段階の「十分注意をください」とされておりますが、これが、第2段階の「渡航の是非を検討してください」の基準になった場合には、海外派遣の中止といった判断もせざるを得ないかというふうに考えるところでございます。

以上、末次議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○3番（末次和夫君） それでは、再質問いたします。新型インフルエンザについてですが、先ほどの市長答弁で、大流行期に新型インフルエンザの診療を行う医療機関の登録は、5月22日現在で病院3カ所、診療所7カ所ということですが、現在沈静化してきましたが、登録されている医療機関の準備の体制というのはどのようになっているのか、ウイルス薬などを含めて、わかりましたら教えていただきたいと思えます。また、今回も公表のタイミングの時期は逸しておりますが、次に、もしこのような事態になった場合、公表のタイミングというのはどのような時期に考えておられるのか。そして、秋以降ですね、第2波がきた場合、現在、この登録されているのは、これは継続されるのかどうか、この3点についてお聞きしたいと思います。

また、市長答弁の中に、市職員におけるBCP、事業継続計画を視野に入れるというようなことはありましたが、私は初めて聞いた言葉でございまして、この辺の具体的な御説明もあわせてお願いいたします。再質問は以上です。よろしく願いいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） 新型インフルエンザについて、私の方から3点お答えを申し上げさせていただきます。

まず、西多摩圏域での発熱外来として登録されている医療機関の準備体制でございますが、西多摩保健所を中心にいたしまして、発熱センター発熱外来部会を開催するなどし、その準備を現在進めております。また東京都では、都民の感染30%を想定

いたしまして、それ以上の400万人分のタミフルなどの抗インフルエンザウイルス薬を備蓄しておると聞いております。さらに今年度中に、800万人分のタミフル等を追加して備蓄する予定であるとも聞いております。

次に、発熱外来医療機関の公表についての考えでございますが、東京都によりますと、いわゆる蔓延期前に発熱外来医療機関を公表してしまいますと健康な方までに感染してしまうため、蔓延期になった場合は公表するとのことでございます。続きまして、秋以降第2波が来た場合でございますが、この登録につきましては、これも東京都によりますと、登録制でございますが、強制ではないが、また、医療機関の意向もあると思うが、東京都としては継続してほしいと、そのような意向であるというふうに聞いております。以上でございます。

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、続きまして、BCP事業継続計画についてでございますけれども、この事業継続計画と申しますのは、新型インフルエンザにより集団感染のおそれがある場合に、市民の皆様への感染リスクを減らすために、また市職員の感染による行政機能の破綻を避けるために、市役所業務は必要最低限の機能として、その業務を継続していくことでございます。

この事業継続計画の対応といたしましては、次の4点に分類をいたしまして、対応をしていくことといたしております。1点目といたしましては、従来どおり継続していかなければならない事業でございますが、これは、例えばごみの収集等市民生活を支えるために中止できない事務事業で、感染予防対策を講じつつ、事務を縮小して継続をしております。

次に、2点目といたしましては、取り扱いの方法を変更して対応できる事務事業でございますが、これは例えば窓口対応を継続いたしますと、窓口で市民同士の感染やあるいは職員と市民との間で、感染が広がる危険性が高いため、窓口対応は中止をして、電話や郵送による方法に対応方法を変更して実施をしております。

次に、3点目として、中断及び中止をする事務事業で、これは保育園・学校等は、休園・休校をして、多くの人を集めて行う市主催の講座等は感染拡大の可能性がなくなるまで一時的に中止をいたします。

そして、4点目は、使用中止施設でございますが、多くの人が集まる施設等の場の提供を続けると、利用者の中で感染が拡大をする危険性が高いため、市内公共施設の使用は感染拡大の可能性がなくなるまで一時的に中止をし、既に予約されている場合は取り消しをいたします。以上のような4点に区分をいたしまして、市役所の業務を継続していくことでございます。

しかしながら、これはあくまでも強毒性を持つ鳥インフルエンザ等の対応となると思われれます。ここ最近で明らかになってまいりましたが、今回のような弱毒性の場合には、国、東京都からの指示を受けながら、決して安心は禁物であると、そのように強く思っておりますが、柔軟な対応をしていくことが必要であると考えておまして、また、常に危機管理をもって対応していくことが重要であると、そのように考えております。なお、このBCPの事業継続計画につきましては、今、私、感染者がいる場

合のインフルエンザのときの対応を申し上げましたけれども、このBCPにつきましては地震等の大災害、あるいは不時の場合の市役所の事業継続計画、すべてに該当する計画でございまして、今後こういった計画をもとに対応してまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○3番(末次和夫君) 御答弁ありがとうございます。また、先ほど市長と教育長の答弁のときお礼を言いませんでした、申しわけありません。改めましてありがとうございます。それでは、要望に移らさせていただきます。

新型インフルエンザについてですが、前回3月のときにも言いましたが、行政のできるということのは当然限界があります。そういう中でですね、市長部局を初め職員の皆さん、今回大変だったと思いますが、しっかりと取り組んでいただいたと、そんなふうに感じております。ただ、今回は弱毒性の新型インフルエンザということで、これだけ大騒ぎになったんですが、万が一ですね、先ほど来言っております強毒性の新型鳥インフルエンザが国内で発生したような場合には、国内は多分ですね、パニック状態になって経済活動初め、多くの活動が一時的に停止状態になる可能性が大きいと、そんなふうに思います。

そういう意味でも、まだ終息宣言が出たわけではありませんが、近いうちに行政として、今回の新型インフルエンザについて検証をしていただき、今後に生かしていただきたいなど、そんなふうに思っております。また、小中学校の対応・対策、特に修学旅行と海外派遣については、先ほども言いましたが、生徒にとっては本当に貴重な経験であり、いい思い出になることであります。それで、私は楽観的に考えているんですが、ほとんど終息したなど、9月までは大丈夫だなど、そんなふうにいるんです。仮に、現在と同じ新型インフルエンザが発生したとしても、大体解明されてきて、死亡者もないぐらいですから、既成のインフルエンザよりも逆にもっと軽いんじゃないかなと、そんなふうにも思っているんです。それで、決定するのは、今回も1カ月ちょっと前ですね。そうすると、その時点で発生していれば、それから1週間ぐらいで収束してしまうのですよ。だから逆に、早めに発生してもらった方が、決断はしやすいのですが、ただ行政の立場ですと、いろいろ慎重にならざるを得ないということは当然あると思いますし、少数の大きな声というのもございますので、これは、いろんな決断のたびにそういう意見にどうしても押し流されて、安全な方に、これは間違いなことですけれども、ただ、第1義的には生徒のことを思って多少の非難は覚悟の上で実施の方向でぜひ決めていただきたいなど、そんなふうに希望いたします。

そして横田基地については、頑張って情報収集していただいていると思います。しかし、日米政府間レベルの問題ということもありますし、また、地位協定の問題、そしてまた、外務省も相変わらずアメリカ、中国もそうですけれども、余り物が言えないような感じがありますので、そういう面では大変だと思いますし、また、今度のインフルエンザに対する日米間の温度差というものもございます。また、基地内は治外法権でございまして情報が伝わりにくく、その分不安をかりたてられるところもござ

ます。今回は弱毒性でございましたが、もし、強毒性新型インフルエンザ、何度も言  
って恐縮ですが、鳥インフルエンザが発生し、仮に、横田基地内から福生市を含む基  
地周辺に感染が広まったような場合には、そして、現在と同様の情報収集ができない  
場合、横田のみならず駐留米軍に対する大きな反発が、起こり得ると思いますし、ア  
メリカにとっても安保条約を含め、非常に厳しい状況が生まれてくるんじゃないのか  
など、そんなふうにも感じます。そして、日米関係にとっては大きなマイナスになる  
と思いますので、ぜひその辺のところですね、国民感情、市民感情というものを強調  
していただいて、粘り強く、ホットライン的な構築をできるよう御努力をお願いして  
いただきたいと思います。

そして、2項目目の全国瞬時警報システム、ジェイアラートでございますけれども、  
これは、先日5月の中ごろでしたか、私も新聞で21年度の補正の中に政府がジェイ  
アラートの普及のため、21年度に補正予算の中に自治体補助の予算を組んでいるよ  
うなことを、記事をちょっと読んだ記憶があるんですよ。それで、29日に予算は成  
立しましたので、多分これは入っていると思いますので、こういう補助を使ってです  
ね、導入の方向でひとつ考えていただきたいと思います。

それから、最後のパーキング・パーミットでございますけれども、これは、確かに  
市長が答弁で言いました通り、福生市だけやってもそんなに効果がないことは、その  
とおりだと思いますし、まだ福生市の場合にはそういうことで、いろんな問題は起き  
ておりません。ただ問題があるとすれば、これから出てくるのは福生病院ぐらいだ  
と思うのですよ。それで、そういう問題、仮に福生病院なんかで起きたような場合には、  
福生市と瑞穂町と羽村市と、少なくとも2市1町ぐらいの最低でもそういうような広  
域性を持った形で御検討いただければと、そんなようなことをお願いいたしまして私  
の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（大野聰君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会する  
ことに決定をいたしました。

なお、次回本会議は、6月3日午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後4時20分 延会

⑤

福総総発第 38 号

平成 21 年 5 月 26 日

福生市議会議長

大 野 聰 様

福生市長 加 藤 育 男 函

平成 21 年第 2 回福生市議会定例会の招集について

平成 21 年 5 月 26 日付け、福生市告示第 86 号（別紙参照）をもって、平成 21 年第 2 回福生市議会定例会を招集したので通知します。



写

福生市告示第 86 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 5 項の規定に基づき、平成 21 年第 2 回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 21 年 5 月 26 日

福生市長 加藤 育 男 画

- 1 期 日 平成 21 年 6 月 2 日
- 2 場 所 福生市議会議場



写

福総総発第 39 号

平成 21 年 5 月 26 日

福生市議会議長

大 野 聰 様

福生市長 加藤 育 男 閣

議案の送付について

平成 21 年第 2 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 1 議案第 34 号 福生市基本構想（第 4 期）の制定について
- 2 議案第 35 号 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 36 号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 4 議案第 37 号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 5 議案第 38 号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 6 議案第 39 号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 7 議案第 40 号 福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 8 議案第 41 号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 9 議案第 42 号 福生市基本構想審議会条例を廃止する条例
- 10 議案第 43 号 平成 21 年度福生市一般会計補正予算（第 1 号）
- 11 議案第 44 号 訴えの提起について

12 議案第 45 号 訴えの提起について

13 議案第 46 号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

14 議案第 47 号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

議案第 34 号

福生市基本構想（第 4 期）の制定について  
上記の議案を提出する。

平成 21 年 6 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

福生市基本構想（第 4 期）の制定について

福生市基本構想（第 4 期）を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

（提案理由）

福生市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、福生市基本構想（第 4 期）を制定する必要がある。



# 福生市基本構想（第4期）



## 【目次】

|     |                       |    |
|-----|-----------------------|----|
| 第1章 | 福生市におけるまちづくりの課題と策定の趣旨 | 1  |
| 第2章 | まちづくりの基本理念と都市像        | 5  |
| 第3章 | 計画の指標                 | 7  |
| 1   | 目標年次                  | 7  |
| 2   | 対象区域                  | 7  |
| 3   | 将来推計                  | 7  |
| 4   | 土地利用                  | 8  |
| 第4章 | まちづくりの目標              | 9  |
| 第5章 | 施策の大綱                 | 10 |
| 1   | 希望に満ちた明るいひとづくり        | 10 |
| 2   | だれにもやさしい安全なまちづくり      | 12 |
| 3   | 潤いのある豊かなくらしづくり        | 14 |
| 4   | 安心に満ちたまちづくり           | 16 |
| 5   | 活力とにぎわいのあるまちづくり       | 18 |

|   |                         |    |
|---|-------------------------|----|
| 6 | ともに助け合うまちづくり .....      | 20 |
| 7 | 市民と行政がともに進めるまちづくり ..... | 22 |

## 第1章 福生市におけるまちづくりの課題と策定の趣旨

### 【市の概要と総合計画の変遷】

福生市は、都心から西へ約40kmで通勤・通学に便利な一方、武蔵野台地の西端に位置し多摩川の河岸段丘上にひらけ、豊かな自然を有する奥多摩の山並みが近くに望めるまちです。横田基地が市域の約3分の1を占めているため、基地部分を除くと行政面積は26市中では2番目に小さいながら、JRの駅が3路線5駅あるなど鉄道交通の便に恵まれたまちです。道路交通網も整備され圏央道のインターチェンジにもアクセスしやすい環境にあります。このように、他の地域にはない利便性と特色のあるまちとして発展し、昭和45年に市制が施行されました。

福生市のまちづくりの根幹を成す総合計画は、これまで3期にわたり策定され、その時々時代の背景や市民の期待に基づきまちづくりが進められてきました。

昭和52年(1977年)に策定された第1期の総合計画は、シビルミニマム(市民生活に必要な最低限の環境条件)の視点から主として都市基盤及び生活基盤の整備を中心としたものでした。

平成2年(1990年)に策定された第2期の総合計画は、「市民からの発想」、「まちの個性からの発想」を基本理念に、「輝く街 福生」を目指し、「快適環境都市」、「風格ある都市」、「人生80年時代に対応する都市」、「産業に活力ある都市」が目標として定められ、まちづくりが進められました。

平成12年(2000年)に策定された第3期の総合計画は、市民一人ひとりが自立し、誇りと責任をもち、夢と希望をもって主体的に21世紀

を歩んでいけるよう、その恵まれた自然環境と立地条件を最大限に生かしながら、将来に継承していく活力あるまちの創造に向け、「やすらぎ いきいき 輝く街 福生」を目標に設定し、まちづくりが進められました。

### 【福生市を取り巻く時代環境と課題】

第2期福生市総合計画期間中に地方自治を取り巻く環境は、地方分権という流れに大きく転換されることとなりました。第3期福生市総合計画がスタートした平成12年には地方分権一括法が施行され、本格的な地方分権の時代に入り、地方自治体は「地域の課題は地域で解決する」という自己決定・自己責任により、多様化・高度化する市民ニーズに対応することがより一層求められることとなりました。

平成19年から始まった第2期地方分権改革では、地方自治体へのさらなる権限委譲が予定されています。このことは、議決機関として、自治体の意思決定や執行機関を監視・評価する議会の役割がより重要性を増し、また、行政も執行機関として質の高い行政運営が求められ、何よりも福生市民が市政の主人公として、積極的に役割を果たしていくことが求められています。

また、地方自治を取り巻く環境は、本格的な少子高齢社会の到来、地球規模の環境問題への対応、高度情報化の進展など多くの課題が顕著となり、福生市においても財政状況が厳しい中、少子高齢対策、環境対策などをはじめ、さまざまな対応が進められてきました。

福生市の人口は平成14年の約62,500人をピークに減少へと転じ、

さらには年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）の減少、老年人口（65歳以上）の増加により、社会負担の増加と活力の低下が懸念されています。人口の減少は、福生市に限らず多くの地方自治体の課題となっていますが、今後もより大きな課題として直面することが予想され、それに立ち向かうまちづくりが必要となっています。

#### <福生市における「ひと」づくりの課題>

これまで以上に多種多様な市民ニーズに対応するためには、市民と行政が強く連携し、創意と工夫を持ってまちづくりに臨まなければなりません。幸い、市民のまちづくりへの参画意欲は高まっています。市民一人ひとりが、責任を自覚し、互いに尊重し合い、協力してさまざまな課題に対応していくために、まちを支える「ひと」づくりをさらに進めるとともに、市民の自発的なまちづくり活動を支えることにより、市民のまちづくりに対する参画意識を醸成していくことが必要となっています。

#### <福生市における「まち」づくりの課題>

都市化の進展により自然環境が失われつつありますが、福生市には多摩川をはじめ、玉川上水、分水、崖線の緑地など、自然環境が残されています。その上、交通の便が良く、さらに、生涯学習施設をはじめとした公共施設の充実など、利便性の高い地域特性を持っています。

一方で、横田基地は、市域の3分の1を占めており、都市計画に大きな影響を与えています。そこで、これまで以上に福生市が持つ地域特性、資源を十分に活用していく必要があります。今後、福生市の自然、歴史、

文化、産業など、地域の資源を改めて見つめ直し、福生市にふさわしい活力のある「まち」づくりに取り組むことにより、にぎわいのあるまちづくりを進めることが必要となっています。

#### ＜福生市における「暮らし」づくりの課題＞

福生市の人口構造が大きく変わることが予測されるとともに、地域における人と人とのつながりが希薄になりつつある現実を踏まえ、お互いの顔が分かり、ともに助け合い、安心して生活できる生活環境の創造が求められています。そのため、「市民間の連携をはぐくむ」、「人にやさしい」、「生活者の視点を大切にする」という考え方に基づいた「暮らし」づくりに取り組むことにより、住み続けたいくらしづくりを進めることが必要となっています。

#### 【基本構想策定の趣旨】

本基本構想は、これまでの総合計画の成果を踏まえ、まちづくりを「ひと」、「まち」、「暮らし」の視点から目標を定め、今後のまちづくりの方向を明らかにするため、策定するものです。

## 第2章 まちづくりの基本理念と都市像

### 【福生らしさ】

愛着が持たれるまちには、個性があります。福生市には、多摩川、玉川上水、段丘崖線の緑地など、やすらぎと潤いをもたらす自然的要素があります。福生不動尊遺跡や長沢遺跡から出土した遺物や集落跡からは、縄文時代早期にあたる約1万年前に人間の活動が展開されており、縄文時代中期にあたる約5千年から4千年前には、大規模な集落を形成し、生活が営まれていたことが推定されます。「福生」という文字が初めて歴史に登場したのは11世紀後半で、16世紀には「福生郷」と称していました。19世紀には造り酒屋をはじめとする産業が生まれ、その後周辺地域の商業の中心として発展してきたという、他の地域にはない特色があります。

福生市が持つ個性、独自性、地域性に磨きをかけ、次代に伝えるために、都市を構成する3つの要素である「ひと」、「まち」、「くらし」それぞれに福生市ならではの特色を求め、そこに生活し、そこで交流する市民の視点に立った「ひと」、「まち」、「くらし」づくりに努め、魅力あふれ、誇りの持てる、愛着のあるまちづくりを進めます。

### 【市民とともに】

地方分権の推進により、自治体は自主性・自立性がより一層求められています。また、市民のまちづくりに対する要望は個別化、多様化しています。変化が早く複雑化する時代環境の中で、福生市のまちづくりは、

市民と行政との強い連携のもと、迅速に進めていく必要があります。

多くの市民がまちづくりに積極的に参加し、まちづくりのすべての段階で市民と行政が役割を分担し、それぞれの責任を果たし、市民が主役の考えのもと、まちづくりを進めます。

### **【目指すべきまちの都市像】**

福生市は、多くの人たちの努力により発展を続けてきました。また、自然、歴史、文化、産業など、かけがえのない財産がたくさんあります。これらの資源の活用を図り、福生らしい個性と魅力、にぎわいと活気を生み出し、すべての市民が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思えるよう、

『このまちが好き 夢かなうまち 福生』を目指すべきまちの都市像とします。

### 第3章 計画の指標

#### 1 目標年次

基本構想は、10年間の計画とし、目標年次を平成32年（2020年3月）とします。

#### 2 対象区域

基本構想の対象区域は、福生市全域とします。

ただし、横田基地については無いことが望ましいものの、その存在を前提としています。（日本への返還が決定された場合には、新たな基本構想を策定するものとします。）

#### 3 将来推計

福生市の将来人口は、次のとおり推計されます。ただし、政策目標は、基本計画において設定します。

| 項目          |                     | 単位 | 平成21年3月31日 | 平成32年の推計値 |
|-------------|---------------------|----|------------|-----------|
| 総人口         |                     | 人  | 60,774     | 56,000    |
| 年齢三区分別      | 年少人口<br>(0歳～14歳)    | 人  | 7,695      | 6,000     |
|             |                     | %  | 12.7       | 10.7      |
|             | 生産年齢人口<br>(15歳～64歳) | 人  | 41,453     | 35,000    |
|             |                     | %  | 68.2       | 62.5      |
|             | 老年人口<br>(65歳～)      | 人  | 11,626     | 15,000    |
|             |                     | %  | 19.1       | 26.8      |
| 世帯数         |                     | 世帯 | 28,968     | 24,800    |
| 1世帯当たり世帯人員  |                     | 人  | 2.10       | 2.26      |
| 外国人登録人口(内数) |                     | 人  | 2,398      | 2,300     |

(注) 総人口は、国勢調査人口をもとに、自然的変動要因(出生・死亡)と社会的変動要因(転入・転出)により将来人口を算出するコーホート法を用い、推計した。

#### 4 土地利用

土地利用については、現状の利用状況を踏まえながら、市内をいくつかのゾーンに分類し、利便性を生かしつつ貴重な自然を保全するなど、それぞれのゾーンの特色を生かした土地利用の配置を誘導します。

## 第4章 まちづくりの目標

基本理念と将来像の実現に向けて、次の7つの項目をまちづくりの目標とします。

- 「希望に満ちた明るいひとづくり」を目指します。
- 「だれにもやさしい安全なまちづくり」を目指します。
- 「潤いのある豊かなくらしづくり」を目指します。
- 「安心に満ちたまちづくり」を目指します。
- 「活力とにぎわいのあるまちづくり」を目指します。
- 「ともに助け合うまちづくり」を目指します。
- 「市民と行政がともに進めるまちづくり」を目指します。

## 第5章 施策の大綱

施策の大綱は、前章で示した7つのまちづくりの目標に基づき、次のとおりとします。

### 1 希望に満ちた明るいひとづくり

だれもが住んでよかった、住み続けたいと思えるまちは、希望に満ち、くらすことに誇りと喜びを持つ市民が住むまちです。

ひとづくりに大きな影響を与える教育は、その重要性が認識されるとともに大きな期待が寄せられます。福生市の学校教育では、これまでも子どもたちが豊かな個性をはぐくみ、創造力を伸ばす教育を進めてきましたが、地域に信頼される学校づくりには、さらなる学力の向上、家庭との連携による基本的な生活習慣の習得が求められています。また、家庭教育はもちろんのこと、多くの市民が身近に住む子どもたちをあたためかくはぐくむ地域の教育力が必要です。そのため、より良い福生にしようとする意欲と行動力を持った市民が一人でも多く増えていくまちづくりが求められています。

まちづくりには、ひとづくりが何よりも大切です。そのため、学校、家庭、地域社会の連携をより強化し、ひとづくりを進めます。

生涯学習施設が充実し学習環境が整っている福生市は、環境問題や地域の課題解決に主体的に取り組む市民の輪を大きくする力を有しています。そして、外国人の居住割合が多い福生市の特徴を生かし、教育や文化の交流を盛んにすることなどにより、多文化が尊重され共生するまちづくりを目指します。

これらを総合的に推進することにより、まちづくりや行政運営に自ら参加する「考えて行動する市民」、「いつも希望を持って行動できる市民」が一人でも多く増えていくことを目指します。

そのため、次の3つの指針を掲げ、市民の意見を積極的に取り入れながら、まちづくりに主体的に取り組む参画意識を強く持つ希望に満ちた明るいひとづくりを推進します。

### ● 健やかに子どもが成長する教育環境の向上

学校・家庭・地域社会がさらに連携を強め、福生市の学校教育の内容を高めることにより、健やかに子どもが成長する教育環境の向上に努めます。

また、だれもが福生市の教育環境と成果を享受することにより、次世代を担う豊かな情操と国際性を備えた市民をはぐくみます。

### ● 市民力を向上する学習環境の充実

まちづくりを積極的に進める市民をはぐくむことにより、市民力を向上し、市民が地域の課題を主体的に解決できるよう、学習環境の充実に努めます。

### ● 地域を誇りに思う福生人のはぐくみ

福生を愛し、心に潤いをもたらす自然と歴史・文化を大切にし、地域を誇りに思う「福生人」をはぐくむ環境の充実に努めます。

## 2 だれにもやさしい安全なまちづくり

だれもが住んでよかった、住み続けたいと思えるまちは、環境にやさしく、生活する市民への「やさしさ」を持ったまちです。

しかしながら、これまでのまちづくりでは、人より車優先、車で移動することの便利さ優先で進めてきた結果、市民が街の中を歩いてくらす環境づくりなど、人中心のまちづくりが遅れています。

そのため、だれにもやさしいまちづくりには、人中心、人優先のバリアフリー、ユニバーサルデザインの考えや環境負荷を低減する取組が必要となります。

市民のだれもが気軽に街の中を歩けるように、また、だれもが自由に市内を移動できるように、そして、豊かで利便性があり、加えて、美しい都市環境の形成に向けてまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、次の4つの指針を掲げ、市民の意見を積極的に取り入れながら、豊かな自然環境と調和した、より一層くらしやすい、だれにもやさしい安全なまちづくりを推進します。

### ● 人を優先するバリアフリーのまちの形成

市民の声や生活者の視点に立った市街地の環境整備を進めるとともに、駅や公園、公共施設でのバリアフリー化を進めます。

また、生活道路や通学路の安全を確保し、歩行しやすい、自転車でも移動しやすい環境を整備することにより、「福生デザイン」といえるような人にやさしいまちづくりを進めます。

- **長期的な視点に立った新たな都市骨格の形成**

人を優先するまちづくりの推進に合わせ、にぎわいと活気をもたらす長期的な都市骨格の形成に努めます。また、景観に配慮するとともに、土地利用の状況や交通網整備の状況を絶えず検証しながら、市民が安全と利便性を享受する都市づくりを推進します。

- **災害に強く安全なまちづくりの推進**

地震や風水害等の災害に強いまちづくりを推進します。

また、交通安全、防犯の面から高齢者や子どもをはじめ、すべての市民が安全に安心して生活し、活動できる環境づくりに努め、市民の生命と財産を守る安全なまちづくりを推進します。

- **利便性の高い生活空間の充実**

人は、移動することが困難になると、その生活空間が狭くなりがちとなります。だれもが豊かな都市生活を営めることができるよう公共交通の充実に努めるとともに、高齢者や障害（児）者の日常的なサポートが充実したまちづくりを進めます。

また、だれもが情報社会に適応できるよう、その有害性を排除し、有用性を活用できる環境の整備を進めます。

### 3 潤いのある豊かなくらしづくり

だれもが住んでよかった、住み続けたいと思えるまちづくりは、快適なくらしができる環境をつくることです。

しかしながら、福生市は、新たな居住空間を確保する余地が少なく、定住者を増やし難い環境にあることも事実です。

そのため、新たな居住空間の供給を誘導しつつ、市全体が生活の場として快適でくらしやすいものになっているか、生活者の視点に立って常に点検、検証に努め、まちづくりを進めていくことが必要です。

福生市には、やすらぎを提供し、生活に潤いをもたらしてくれる多摩川や玉川上水、段丘崖線の緑地などの貴重な自然資源があります。これらの保全とともに市内の歴史遺産や文化遺産を守り生かすことで、市民の財産として誇れる福生ならではの景観を形成することが必要です。

そのため、次の3つの指針を掲げ、市民の意見を積極的に取り入れながら、すべての市民が誇りをもてる、潤いのある豊かなくらしづくりを推進します。

#### ● ぬくもりとやさしさのある居住空間の確保

生活者の視点に立ったぬくもりとやさしさのある居住空間の安定的な供給の誘導により、福生市への定住者の増加を目指します。

また、災害に強い居住空間の整備を促進し、安心して居住できるくらしづくりを目指します。

#### ● 快適な生活環境の創出

資源が循環して活用される資源循環型システムの更なる構築に向け、市民参加を促進するとともに、生活環境の悪化に結びつくさまざまな原因の低減化や、地球温暖化対策として低炭素社会の形成に努めることにより、快適な生活が営める環境都市を目指します。

● 潤いのある水と緑の保全と景観の創出

歴史や文化遺産を積極的に保全・活用し、福生ならではの景観を創出します。また、多摩川や玉川上水、段丘崖線の緑地、市内に残された農地など、貴重な水と緑を保全し、自然環境との調和に努めることにより、市民の憩いの場や自然と親しむ場を創出し、自然を大切に思う心を守り伝えるまちを目指します。

#### 4 安心して満ちたまちづくり

だれもが住んでよかった、住み続けたいと思えるまちは、安全で安心してらせるまちです。

地域の中核的医療機関である公立福生病院の整備により、福生市では、健康で安心してらせる環境が強化され、市民の健康づくりや高度医療を適切に享受できる環境が形成されつつあります。

今後、高齢社会が確実に進む中、安心できる医療・福祉環境を維持、発展させつつ、地域の経験豊かな市民を中心に、互いに安全を見守るまちづくりを進める必要があります。

また、市民の医療や福祉ニーズを的確に把握し、市民をサポートする仕組みの充実を図るとともに、高齢者・障害（児）者・子どもなどすべての人に対応できる柔軟な福祉サービスの実現を図ることが必要であり、すべての市民がお互いに支えあい、育てあう環境づくりを進める必要があります。そして、人と人のつながりを大切にするお互いの顔が見える身近な地域を目指し、健康で安心して生活できるまちづくりを進める必要があります。

そのため、次の4つの指針を掲げ、市民の意見を積極的に取り入れながら、だれもが住みたくなる、安心して満ちたまちづくりを推進します。

##### ● 健やかにくらせる安心なまちの確保

市民の健康増進を積極的に推進するとともに、医療や福祉の充実を図ることにより、市民が生涯健やかにくらせる安心なまちづくりを推進します。

## ● 安心して子どもが育つまちの構築

子育て環境を整え、育児不安の解消に努め、子育てに喜びを感じることができる環境を整備します。

また、経験豊かな市民の力、地域の力を生かし、子どもたちの安全を見守るなど、地域全体で次世代を担う子どもたちを育てます。

## ● 人にやさしいノーマライゼーション社会の創出

市民の福祉に対する認識や理解の浸透と心（意識）のバリアフリーの醸成に努め、市民のだれもがノーマライゼーションへの認識を深めることにより、生涯安心してくらするまちづくりを推進します。

また、生活上の困難や、障害を抱える市民を積極的に支えるまちづくりを推進します。

## ● 人と人とのつながりを大切にするまちの形成

思いやりの心をはぐくみ、人権を尊重し、偏見のないまちを目指し、市民のだれもが地域の中で差別のない平等な暮らしを営める、人と人とのつながりを大切にするまちづくりを推進します。

## 5 活力とにぎわいのあるまちづくり

だれもが住んでよかった、住み続けたいと思えるまちには、活力とにぎわいがあります。

例えば、国道 16 号線沿いの商店街は、横田基地を背景とした個性的な商業空間として地域商業者の創意と工夫により他の商店街に見られない個性を有し、休日には、市内外の来訪者でにぎわいます。しかし、市全体で見ると生活者の利便性の確保に向けた商業空間の創出には、商業者と行政の連携によるまだ多くの方策が残されています。さらに、若い人の活力が積極的に生かされるよう、福生市独自のにぎわいのあるまちづくりを推進する必要があります。

そのため、商工業の振興を図り、特に魅力ある商店街の振興を図る必要があります。商店の後継者不足や近郊への大型店の進出などといった状況の中で、にぎわいのある地域商店街づくりには、商業者自身の積極的な活性化の取組と同時に、行政とそこに住む市民との一体となった取組が必要です。そして、市民にとって親しみやすく魅力ある商業空間の形成のために、だれにもやさしいバリアフリーへの配慮など、まちづくりの総合的な視点に立った商店街づくりを進める必要があります。

また、地域産業の強化を図り、「職」と「住」が調和したまちづくりを進めることにより、市全体の経済活動の活性化、雇用の場の確保に取り組むとともに、地産地消、食と健康、農地の保全といった視点に立ち、都市農業の活性化を図っていく必要があります。

そのため、次の4つの指針を掲げ、市民の意見を積極的に取り入れながら、多くの人々が交流する活力とにぎわいのあるまちづくりを推進し

ます。

### ● 活力とにぎわいのある商業環境の形成

商業者、商工会などとの連携を強化し、だれにもやさしい商業集積を促すなど、年代を問わず消費者のニーズに適応する商業の振興に努め、多くの人を訪れる活力とにぎわいのある商業環境の形成を目指します。

### ● 雇用を促進する地域産業の強化

福生市に立地する地域産業との連携を強化するとともに、新たな地域産業に結びつく環境整備を図るなど、起業化を促進することにより、福生市全体の雇用環境の向上を図ります。

### ● 都市農業の活性化

市内の農地は、野菜や季節の花々、植木などを生産し、また、生活にやすらぎをもたらす緑の空間です。都市化により減少しつつある貴重な農地を保全し、また、地域への新鮮な農産物の供給などを通じて、「食の安全」、「食の大切さ」を市民が実感できるよう、都市環境に調和した都市農業の活性化を図ります。

### ● 人と人が行き交う交流環境の充実

福生市の地域資源を活用した歩きたくなる街並みの形成など、都市型観光を推進し、市民のみならず、市外の多くの人々が行き交う機会の創出に努めることにより、交流環境の充実を図ります。

## 6 とともに助け合うまちづくり

だれもが住んでよかった、住み続けたいと思えるまちの実現には、市民と行政のコミュニケーションの強化に努め、まちづくりに市民が自ら参画することが大切です。同時に、地域住民が相互に連携し、助け合うことが求められています。

しかしながら、福生市では、町会・自治会への加入率を見ると、低下している現実があり、地域コミュニティの活性化は、喫緊の課題のひとつとなっています。また、地域社会への参加意識の低下に歯止めをかけ、地域づくり・まちづくりへの意識向上を図ることも課題となっています。

福生市では、その地域の特色を生かした自立した活動が行われていますが、世代間の交流をさらに進めるなど、より参加しやすい地域コミュニティの再構築を積極的に推進することが必要です。また、市民と行政がさらに情報の共有化を図り、地域を越えた市民活動が活発に行われるまちづくりや市民のニーズが適切に反映されるまちづくりも必要です。

そのため、次の3つの指針を掲げ、市民の意見を積極的に取り入れながら、多くの市民の参画による、ともに助け合うまちづくりを推進します。

### ● 市民が互いに助け合う自治力の強化

市内の関係団体、関係機関との連携強化を図りながら、市民が互いに助け合うネットワークの構築をさらに進め、協働と共生のまちづくりを推進します。そのため、町会・自治会をはじめ、公益的な市民活動団体への支援の充実を図ります。

## ● 市民活動の促進

市民と行政の情報の共有化をさらに進め、まちづくりに参加する市民意識の醸成を図り、人材の積極的な育成を進めるとともに、市民の自発的活動が活発に行われるよう支援の充実に努め、市民活動を促進します。

## ● 人と地域のつながりを強める交流の強化

地域のコミュニティ活動が身近なものとなるよう、交流の場やその機会の提供を行うなど、交流しやすい環境を整備し、地域のつながりを強化します。

## 7 市民と行政がともに進めるまちづくり

だれもが住んでよかった、住み続けたいと思えるまちには、まちづくりへの市民参画と健全な行政運営が不可欠です。

しかしながら、市民参画の推進を図っているものの、「協働」の概念や形態は確立した一義的なものではないことから、いまだ、市民と行政職員との意識に隔たりが見られます。そこで、福生市の「協働」のあるべき姿を市民と行政とが相互に確認し続ける必要があります。

一方、地方分権の進展に伴い、地方自治体の自主性がより一層求められることとなり、市民の代表である議会の役割も重要になっています。自治体の意思決定機関としての役割や、執行機関を監視・評価する機能をより発揮していくことが求められ、その権能を通じ、福生市の課題を明確にし、健全な自治体経営の一翼を担うことが期待されています。

また、福生市が魅力的なまちとなるためには、市民とともにまちづくりを進めていく意識を持った職員の育成に努める必要があります。

さらには、近隣自治体の中でこれまで比較的安定的な財政状況を維持していた福生市ですが、景気低迷による今後の財政力の低下が懸念されます。しかしながら、市民サービスの維持向上に努めていくためには、行財政改革を徹底し、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、効率性の高い行政運営を進めると同時に、社会の変化に柔軟に対応し地域の課題を市民の理解を得て市民とともに解決していく必要があります。

そのため、次の4つの指針を掲げ、市民の意見を積極的に取り入れながら、市民に信頼される行政運営に努め、市民と行政がともに進めるまちづくりを推進します。

## ● 市民参画の推進

政策形成段階からの市民参加など、市民に参画を求め、市民の声が行政により届きやすい仕組みづくりに努めます。また、行政は、説明責任を果たすため、市政に関する情報をわかりやすく積極的に提供します。

## ● 自治力を高める行政運営の推進

市民ニーズを的確に把握し、地方自治を主体的・積極的に進めるため、職員意識の醸成と能力向上に努め、対応力のある行政組織の構築を図ることにより、市民に支持・信頼される行政運営を進めます。

## ● 行財政改革の推進

多様化する行政需要や地方分権の推進による新たな事務事業に対応するため、福生市行政改革大綱に基づき、行財政改革を推進し、効果的、効率的な行財政運営を図ります。

## ● 広域的な行政運営の推進

市民サービスの向上と効率的な行財政運営を図るため、周辺自治体とのより効果的な連携をさらに進め、広域的な行政運営の推進に努めます。

また、警察、消防、鉄道会社など、まちづくりに大きくかかわる国、東京都その他関係機関との連携を強化します。



議案第 35 号

福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 6 月 2 日

福生市長 加藤 育 男

(提案理由)

職員の勤務時間を改定し、休憩時間等の規定を整備するとともに、休憩時間を廃止したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正  
する条例

福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和37年条例第13号)  
の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第2項中「16  
時間から32時間」を「15時間30分から31時間」に改める。

第3条第1項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第5条第1項中「45分」を「少なくとも45分」に、「1時間」を「少な  
くとも1時間」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第8条第3項中「1日又は半日」を「1日」に改める。

第8条の2第1項中「160時間」を「155時間」に、「40時間」を「38時  
間45分」に、「8時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

議案第 36 号

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 6 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

基本構想審議会委員を廃止するとともに、報酬の額を月額により規定する  
嘱託員の勤務時間を改定したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1基本構想審議会委員の項を削り、同表清掃用務嘱託員、地域包括支援センター嘱託員、市立保育園保育士嘱託員、子ども家庭支援センター嘱託員、土木作業嘱託員、学校用務嘱託員、ふっさっ子の広場嘱託員、郷土資料室嘱託員、体育館嘱託員及び公民館嘱託員の項中「128時間」を「124時間」に改める。

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。ただし、別表第1基本構想審議会委員の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 21 年 6 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

職員の勤務時間の改定に伴い、係る規定を整備したいので、本条例を改正  
する必要がある。

福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福生市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改める。

第 19 条中「8」を「7.75」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 38 号

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 6 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)等の改正に伴い、長期譲渡所得に係る特別控除の追加など、所要の規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

福生市税賦課徴収条例(昭和30年条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第19条第1項中「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加える。

附則第20条の2の2の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第1項中「という。）」の次に「又は同条第1項に規定する特定保有株式(以下この条において「特定保有株式」という。）」を、「当該特定管理株式」の次に「又は特定保有株式」を加える。

附則第20条の3第2項及び第6項中「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に改める。

附則第20条の4第1項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

第1条 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、附則第19条第1項の改正規定は平成22年4月1日から、附則第20条の4第1項の改正規定は平成23年1月1日から施行する。

#### (市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の福生市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお、従前の例による。

2 新条例附則第20条の4第1項の規定は、平成23年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成22年度分までの個人の市民税については、なお、従前の例による。

議案第 39 号

福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 6 月 2 日

福生市長 加藤 育男

(提案理由)

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)等の改正に伴い、引用する規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

福生市都市計画税条例(昭和31年条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第13項中「この項において」を削る。

附則第14項中「附則第15条の5及び第15条の6」を「附則第15条の4」に改める。

附則第16項中「第30項、第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第43項から第48項まで、第51項、第53項から第59項まで若しくは第61項」を「第29項、第33項、第36項、第37項、第39項、第40項、第42項から第45項まで、第47項、第49項から第55項まで若しくは第57項」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

1. この条例は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

2. この条例による改正後の福生市都市計画税条例の規定は、平成21年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成20年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 40 号

福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 6 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

入院等及び通院に係る医療費の助成の範囲を拡大するため、係る規定を整  
備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成19年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「。以下「当該医療費」という」及び「から、当該医療費の100分の20の額(以下「対象者負担額」という。)を控除した額」を削り、「を除く。)」を「を除く。以下「対象者負担額」という。)から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条の見出し中「対象者負担額等」を「一部負担金相当額」に改め、同条中「第6条第1項に規定する対象者負担額、同条第2項に規定する高額療養費に係る対象者負担額又は」を「別表に規定する一部負担金相当額及び」に、「厚生労働省令」を「国民健康保険法及び社会保険各法及び厚生労働省令」に、「病院」を「、病院」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第6条、第8条関係)

| 区分                      | 一部負担金相当額 |
|-------------------------|----------|
| 入院、調剤、治療用装具及び訪問看護に係る医療費 | 0円       |
| 通院(施術を含む。)1回当たりに係る医療費   | 200円     |

備考 通院1回当たりの対象者負担額が200円に満たない場合は、その満たない額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。



議案第 41 号

福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 6 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)等の改正に伴い、上場株式等に係る配当所得及び譲渡損失の損益通算に係る課税の特例の追加など、所要の規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

福生市国民健康保険税条例(昭和54年条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第12項を附則第14項とし、附則第9項から附則第11項までを2項ずつ繰り下げ、附則第8項中「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加え、同項を附則第10項とし、附則第7項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第6項の見出しを削り、同項中「前項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第5項を附則第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受けるときにおける附則第3項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額(法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

附則第4項中「「短期譲渡所得の金額」と」の次に「、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と」を加え、同項を附則第5項とし、附則第3項中「第35条第1項」の次に「、「第35条の2第1項」を加え、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

(上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第

5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定(「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加える部分に限る。)及び附則第4項の改正規定(同項を附則第5項とする部分を除く。)は平成22年4月1日から、附則第8項の改正規定(「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加える部分に限る。)は平成23年1月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の福生市国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による。
- 3 新条例附則第10項中譲渡所得に係る規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による。



議案第 42 号

福生市基本構想審議会条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 6 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

福生市の基本構想の策定についての審議が終了し、所期の目的を達成したため、本条例を廃止する必要がある。

福生市基本構想審議会条例を廃止する条例

福生市基本構想審議会条例(平成20年条例第26号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 43 号

平成 21 年度福生市一般会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を提出する。

平成 21 年 6 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男



平成21年度 福生市一般会計補正予算（第1号）

平成21年度福生市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,088千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,370,088千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年 6月 2日 提出

福生市長 加藤 育男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款       | 項      | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|---------|--------|------------|--------|------------|
| 15 都支出金 |        | 2,670,705  | 15,320 | 2,686,025  |
|         | 2 都補助金 | 1,618,392  | 5,000  | 1,623,392  |
|         | 3 委託金  | 207,084    | 10,320 | 217,404    |
| 20 諸収入  |        | 107,475    | 768    | 108,243    |
|         | 4 雑入   | 99,247     | 768    | 100,015    |
| 歳入合計    |        | 20,354,000 | 16,088 | 20,370,088 |

## 2 歳 出

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|---------|---------|------------|--------|------------|
| 2 総務費   |         | 2,267,321  | 768    | 2,268,089  |
|         | 2 徴税費   | 362,739    | 768    | 363,507    |
| 3 民生費   |         | 8,260,579  | 2,460  | 8,263,039  |
|         | 1 社会福祉費 | 3,047,924  | 2,460  | 3,050,384  |
| 10 教育費  |         | 2,687,344  | 15,320 | 2,702,664  |
|         | 1 教育総務費 | 309,859    | 10,320 | 320,179    |
|         | 5 社会教育費 | 805,189    | 2,000  | 807,189    |
|         | 6 保健体育費 | 549,989    | 3,000  | 552,989    |
| 13 予備費  |         | 58,322     | △2,460 | 55,862     |
|         | 1 予備費   | 58,322     | △2,460 | 55,862     |
| 歳 出 合 計 |         | 20,354,000 | 16,088 | 20,370,088 |



議案第 44 号

訴えの提起について

上記の議案を提出する。

平成 21 年 6 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

訴えの提起について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、  
訴えを提起することについて、議会の議決を求める。

1 訴えの相手方

東京都新宿区西新宿八丁目 15 番 1 号

株式会社武富士

2 事件名

差押債権取立請求事件

3 訴訟の目的額

金 2,682,657 円（不当利得分）

上記金額に対する支払日までの年 5 分の割合による利息

4 事件に関する取扱い

上訴、和解その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

（提案理由）

市税等滞納処分により差し押さえた過払金に係る取立訴訟を提起するため、  
地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、本案を提出する。



議案第 45 号

訴えの提起について

上記の議案を提出する。

平成 21 年 6 月 2 日

福生市長 加藤育男

訴えの提起について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、  
訴えを提起することについて、議会の議決を求める。

1 訴えの相手方

京都府京都市下京区烏丸通上る高砂町 381-1

アイフル株式会社

2 事件名

差押債権取立請求事件

3 訴訟の目的額

金 2,379,049 円（不当利得分）

上記金額に対する支払日までの年 5 分の割合による利息

4 事件に関する取扱い

上訴、和解その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

（提案理由）

市税等滞納処分により差し押さえた過払金に係る取立訴訟を提起するため、  
地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、本案を提出する。



議案第 46 号

福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

上記の議案を提出する。

平成 21 年 6 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

次の者は、福生市表彰条例（昭和 58 年条例第 9 号）に規定する自治功労表彰に該当するので、同条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 住 所 福生市大字熊川 904 番地 3
- 2 氏 名 樋 口 拓 行
- 3 理 由 第 3 条第 1 項第 3 号に該当

多年にわたり福生市選挙管理委員会委員として福生市の発展に貢献

したので、その功績に対して、表彰しようとするもの

選挙管理委員会委員歴

平成 8 年 12 月 25 日 就任

平成 20 年 12 月 24 日 退任



議案第 47 号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

上記の議案を提出する。

平成 21 年 6 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

次の表に掲げる者は、福生市表彰条例（昭和 58 年条例第 9 号）に規定する一般表彰に該当するので、同条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

第 4 条第 1 号に該当する者

| 番号 | 住 所・氏 名                        | 理由（功労・功績）                        | 功 勞 期 間                                                                                                 |
|----|--------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 福生市志茂 56 番地 1<br>高 橋 保 雄       | 多年にわたり副市長として市行政に貢献した功績           | 副市長歴<br>平成 16 年 7 月 1 日 就任<br>平成 20 年 6 月 30 日 退任                                                       |
| 2  | 福生市大字福生 1747 番地 2<br>中 里 美 恵   | 多年にわたり選挙管理委員会委員として市行政に貢献した功績     | 選挙管理委員会委員歴<br>平成 14 年 8 月 5 日 就任<br>平成 20 年 12 月 24 日 退任                                                |
| 3  | 福生市大字熊川 938 番地 11<br>三 澤 敏 雄   | 多年にわたり固定資産評価審査委員会委員として市行政に貢献した功績 | 固定資産評価審査委員会委員歴<br>平成 11 年 10 月 1 日 就任<br>平成 20 年 9 月 30 日 退任                                            |
| 4  | 青梅市新町 3 丁目 59 番地の 8<br>川 村 英 通 | 多年にわたり固定資産評価審査委員会委員として市行政に貢献した功績 | 固定資産評価審査委員会委員歴<br>平成 11 年 10 月 1 日 就任<br>平成 20 年 9 月 30 日 退任                                            |
| 5  | 福生市大字熊川 1058 番地<br>高 橋 勉       | 多年にわたり町会長等として市行政に貢献した功績          | 町会長歴<br>平成 15 年 4 月 1 日 就任<br>平成 21 年 3 月 31 日 退任<br>副町会長歴<br>平成 11 年 4 月 1 日 就任<br>平成 15 年 3 月 31 日 退任 |

| 番号 | 住 所・氏 名                      | 理由（功労・功績）                          | 功 労 期 間                                                                                                                                                       |
|----|------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6  | 福生市大字熊川 492 番地<br>小林 尚 司     | 多年にわたり町会長等として市行政に貢献した功績            | 町会長歴<br>平成 15 年 4 月 1 日 就任<br>平成 21 年 3 月 31 日 退任<br>副町会長歴<br>平成 11 年 4 月 1 日 就任<br>平成 15 年 3 月 31 日 退任                                                       |
| 7  | 福生市大字熊川 1358 番地 4<br>森 井 常 貴 | 多年にわたり町会長等として市行政に貢献した功績            | 町会長歴<br>平成 17 年 4 月 1 日 就任<br>平成 21 年 3 月 31 日 退任<br>副町会長歴<br>平成 13 年 4 月 1 日 就任<br>平成 17 年 3 月 31 日 退任<br>町会会計歴<br>平成 9 年 4 月 1 日 就任<br>平成 13 年 3 月 31 日 退任  |
| 8  | 福生市大字熊川 376 番地<br>清 水 雅 則    | 多年にわたり社会教育委員として市行政に貢献した功績          | 社会教育委員歴<br>平成 4 年 10 月 1 日 就任<br>平成 21 年 3 月 31 日 退任                                                                                                          |
| 9  | 福生市大字福生 2263 番地 8<br>田 中 加 代 | 多年にわたり公民館運営審議会委員として市行政に貢献した功績      | 公民館運営審議会委員歴<br>平成 5 年 4 月 1 日 就任<br>平成 7 年 3 月 31 日 退任<br><br>平成 11 年 4 月 1 日 就任<br>平成 21 年 3 月 31 日 退任                                                       |
| 10 | 福生市大字熊川 1396 番地<br>清 水 博     | 多年にわたり学校薬剤師として市行政に貢献した功績           | 学校薬剤師歴<br>昭和 52 年 4 月 1 日 就任<br>平成 21 年 3 月 31 日 退任                                                                                                           |
| 11 | 福生市大字熊川 452 番地<br>渡 邊 良 友    | 多年にわたり予防接種健康被害調査委員会委員として市行政に貢献した功績 | 予防接種健康被害調査委員会委員歴<br>昭和 62 年 4 月 1 日 就任<br>平成 3 年 3 月 31 日 退任<br><br>平成 9 年 4 月 1 日 就任<br>平成 13 年 3 月 31 日 退任<br><br>平成 15 年 4 月 1 日 就任<br>平成 21 年 3 月 31 日 退任 |

| 番号 | 住所・氏名                                          | 理由(功労・功績)                                                  | 功労期間                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12 | 福生市志茂 106 番地<br>中 森 直 明                        | 多年にわたり交通安全推進委員会委員として市行政に貢献した功績                             | 交通安全推進委員会委員歴<br>昭和 63 年 4 月 1 日 就任<br>平成 21 年 3 月 31 日 退任                                                                                                                                                                                |
| 13 | 福生市志茂 20 番地<br>村 野 和 男                         | 多年にわたり町会長、国民健康保険運営協議会委員、学校給食センター運営審議会委員及び消防団員として市行政に貢献した功績 | 町会長歴<br>平成 17 年 4 月 1 日 就任<br>平成 21 年 3 月 31 日 退任<br>国民健康保険運営協議会委員歴<br>平成 11 年 1 月 1 日 就任<br>平成 20 年 12 月 31 日 退任<br>学校給食センター運営審議会委員歴<br>平成 8 年 6 月 29 日 就任<br>平成 11 年 6 月 28 日 退任<br>消防団員歴<br>昭和 47 年 4 月 1 日 就任<br>昭和 59 年 3 月 31 日 退任 |
| 14 | 福生市本町 128 番地<br>細 谷 良 暉                        | 多年にわたり町会長、廃棄物減量等推進員及び消防団員として市行政に貢献した功績                     | 町会長歴<br>平成 19 年 4 月 1 日 就任<br>平成 21 年 3 月 31 日 退任<br>廃棄物減量等推進員歴<br>平成 11 年 7 月 1 日 就任<br>平成 15 年 6 月 30 日 退任<br>消防団員歴<br>昭和 43 年 4 月 1 日 就任<br>昭和 55 年 3 月 31 日 退任                                                                       |
| 15 | 福生市大字熊川 990 番地 1<br>エスポワール玉川 201 号室<br>太 田 泰 之 | 多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績                                   | 消防団員歴<br>平成 9 年 4 月 1 日 入団<br>現在に至る                                                                                                                                                                                                      |

第 4 条 第 3 号 に 該 当 す る 者

| 番号 | 住所・氏名                        | 理由(功労・功績)                              | 内 容                                                                 |
|----|------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 16 | 福生市加美平二丁目 15 番地 1<br>野 澤 久 人 | 市行政の重要性を深く認識し、市庁舎内の展示品として陶器及び絵画を寄附した行為 | 岡野法世作 陶器 6 点<br>栗原一郎作 絵画 1 点<br>寄附の日 平成 21 年 1 月 13 日<br>換価額 615 万円 |



陳情第 21-5 号

福生市議会議場に日の丸の掲揚をしないことを求める陳情書

## 【陳情要旨】

私は、旧制中学二年生のときにアジア太平洋戦争が終わりました。

この戦争では、2000万人を超えるアジアの人々が殺され、我が国でも300万人を超える人々が殺されました。戦後このことを知りました。

戦争の旗印は「日の丸」でした。映画館で日の丸を立て勇猛に戦う日本軍に私は拍手していました。

1999年6月29日に小淵恵三首相は、衆議院本会議で次のように答弁しています。「政府といたしましては、国旗・国歌の法制化にあたり、国旗の掲揚に関し義務づけなどを行うことは考えておりません。したがって、現行の運用に変更が生ずることにはならないと考えております。」（官報）

あわせて「国旗・国歌」法の審議時間は13時間で打ち切り強行したことは憲政史上に汚点を残したことでもあります。

このことは当時の世論調査で、十分議論を尽くすべきだという声が66%（朝日新聞）、58%（毎日新聞）でもわかります。

また「国旗・国歌」法に賛成が47%、反対が48%（NHK）、賛成が25%、反対が66%（朝日新聞）、賛成が36%、反対が58%（毎日新聞）でありました。当時の国民の大多数が反対の意思表示をしていました。

さらに、2004年10月28日に東京・元赤坂の赤坂御苑で開催された秋の園遊会で棋士の東京都教育委員の米長邦雄さん（61歳）が「私は日本中の学校に国旗を掲げ、国家を斉唱させることが私の仕事でございます」と述べたことに対し、明仁天皇は「強制になるということでないことが望ましいですね」と答えました。

（共同通信）

このたび議会で市議会議場に「日の丸の掲揚」の陳情が採択されたと、議会事務局より通知をいただきましたが、「日の丸」の歴史から見ても、国旗・国歌法の経過から見ても、また明仁天皇の発言から見ても、さまざまな市民の意見を表明する場としての福生市議会議場には「日の丸」の掲揚はふさわしくありません。

以上の経緯をくみ上げていただき、日本国憲法の精神に沿い主権在民・基本的人権の尊重により、私の陳情を選良である議員の皆様方の御理解をいただきたいと存じます。

平成 21 年 5 月 20 日

陳情者

福生市熊川 254-1

シルバーピア熊川 202

鈴木金吾 印

福生市議会議長

大野 聰 様



福 議 発 第 53 号  
平 成 21 年 5 月 26 日

様

福生市議会議長  
大 野 聰

議案説明員の出席要求について

平成21年第2回福生市議会定例会にご出席くださるよう、地方自治法第121条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

- 1 期 日           平成21年6月2日(火)
- 2 場 所           福生市議会議場



写

福 監 発 第 6 号  
平成 21 年 5 月 19 日

福生市長 加 藤 育 男 様  
福生市議会議長  
大 野 聰 様

福生市監査委員 沖 倉 強  
同 田 村 昌 巳

平成 21 年 3 月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 4 月 27 日 (月)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成 21 年 3 月中における会計管理者の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 3 月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、3 月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。



## 平成 21 年 3 月分

平成 20 年度

## 1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

| 会 計 名         | 予算現額             | 本月中歳入額        | 本月末歳入累計額       | 収入率  | 本月末現在高                        |
|---------------|------------------|---------------|----------------|------|-------------------------------|
|               |                  | 本月中歳出額        | 本月末歳出累計額       | 執行率  |                               |
| 一 般 会 計       | 千円<br>21,906,526 | 3,682,324,534 | 19,944,899,714 | 91.0 | 425,344,502                   |
|               |                  | 2,756,953,195 | 19,519,555,212 | 89.1 |                               |
| 国 保 会 計       | 6,388,471        | 622,626,390   | 5,413,520,040  | 84.7 | 運 220,000,000<br>△214,607,816 |
|               |                  | 487,746,470   | 5,628,127,856  | 88.1 |                               |
| 老人保健医療会計      | 444,656          | 0             | 366,498,002    | 82.4 | 23,548,065                    |
|               |                  | 23,081,254    | 342,949,937    | 77.1 |                               |
| 下水道事業会計       | 1,569,235        | 194,905,976   | 1,470,488,779  | 93.7 | 50,279,700                    |
|               |                  | 472,349,407   | 1,420,209,079  | 90.5 |                               |
| 介護保険会計        | 2,886,970        | 366,045,868   | 2,723,352,438  | 94.3 | 153,182,640                   |
|               |                  | 281,048,823   | 2,570,169,798  | 89.0 |                               |
| 後期高齢者<br>医療会計 | 754,435          | 91,462,300    | 702,092,400    | 93.1 | 19,455,348                    |
|               |                  | 104,126,234   | 682,637,052    | 90.5 |                               |
| 受託水道事業会計      | 375,345          | 31,580,759    | 353,383,705    | 94.1 | 89,687,007                    |
|               |                  | 36,881,590    | 263,696,698    | 70.3 |                               |
| 合 計           | 34,325,638       | 4,988,945,827 | 30,974,235,078 | 90.2 | 運 220,000,000<br>546,889,446  |
|               |                  | 4,162,186,973 | 30,427,345,632 | 88.6 |                               |

## 2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

| 区 分     | 前月末現在高      | 本月中収入額      | 本月中支出額      | 本月末現在高      |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入歳出外現金 | 59,106,978  | 350,454,966 | 352,426,438 | 57,135,506  |
| 都 税     | 259,394,740 | 200,036,729 | 259,394,740 | 200,036,729 |
| 合 計     | 318,501,718 | 550,491,695 | 611,821,178 | 257,172,235 |

## 3 基金の状況

(単位：円)

| 区 分                   | 前月末現在高        | 本月中収入額         | 本月中支出額        | 本月末現在高        |
|-----------------------|---------------|----------------|---------------|---------------|
| 退職手当特別<br>負担金準備基金     | 117,228,657   | 利 536,479      | 0             | 117,765,136   |
| 庁舎建設基金                | 85,091,622    | 利 364,487      | 取 59,521,918  | 25,934,191    |
| 都市施設整備基金              | 1,333,081,344 | 利積 24,319,275  | 取貸 91,438,787 | 1,265,961,832 |
| 育 英 基 金               | 15,350,000    | 0              | 0             | 15,350,000    |
| 市営住宅等管理基金             | 352,839,918   | 利 1,158,951    | 取 36,034,039  | 317,964,830   |
| 財 政 調 整 基 金           | 運△610,000,000 | 戻 500,000,000  | 運 110,000,000 | 運△220,000,000 |
|                       | 1,665,857,737 | 利積 139,666,168 | 取 145,000,000 | 1,660,523,905 |
| 学校施設等整備基金             | 1,420,323,343 | 利 5,908,619    | 取貸 61,163,451 | 1,365,068,511 |
| ふるさと人づくり<br>まちづくり基金   | 413,782,023   | 積 10,281,000   | 0             | 424,063,023   |
| 介護給付費準備基金             | 71,526,722    | 利 171,308      | 0             | 71,698,030    |
| 介護従事者処遇改善<br>臨時特例基金   | 0             | 積 34,524,687   | 0             | 34,524,687    |
| 再編交付金事業基金             | 190,354,000   | 利 158,504      | 取 42,000,000  | 148,512,504   |
| 中小企業振興資金<br>融資一時補てん基金 | 2,000,000     | 0              | 取 2,000,000   | 0             |
| 国保高額療養費<br>等資金貸付基金    | 5,088,000     | 返 1,166,235    | 貸 1,166,235   | 5,088,000     |
| 合 計                   | 運△610,000,000 | 戻 500,000,000  | 運 110,000,000 | 運△220,000,000 |
|                       | 5,672,523,366 | 218,255,713    | 438,324,430   | 5,452,454,649 |

・運は運用金 ・戻は戻入金 ・利は利子 ・積は積立金 ・取は取り崩し ・貸は貸付金 ・返は返済金





福都ま発第 29 号  
平成21年5月29日

福生市議会議長  
大野 聰 様

福 生 市 長  
加 藤 育 男 印

福生市土地開発公社の経営状況について

このことについて、地方自治法第243条の3第2項の規定により、福生市土地開発公社の平成20年度決算書及び平成21年度事業計画書等を別紙のとおり提出します。



平成 20 年 度

福生市土地開発公社決算書

福 生 市 土 地 開 発 公 社

## 目 次

|                                         |      |
|-----------------------------------------|------|
| 1 事業報告書                                 | 1    |
| (1) 概 況                                 | 2    |
| (2) 平成20年度福生市土地開発公社<br>理事会開催状況及びその他事務報告 | 3    |
| (3) 役員に関する事項                            | 4    |
| (4) 役員に関する事項 (参考)                       | 5    |
| (5) 平成20年度福生市土地開発公社土地取得明細表              | 6    |
| (6) 平成20年度福生市土地開発公社土地売却明細表              | 7    |
| 2 決算報告書                                 | 8    |
| (1) 平成20年度福生市土地開発公社収入支出決算書              | 9・10 |
| 3 財務諸表                                  | 11   |
| (1) 平成20年度福生市土地開発公社損益計算書                | 12   |
| (2) 平成20年度福生市土地開発公社貸借対照表                | 13   |
| (3) 平成20年度キャッシュ・フロー計算書                  | 14   |
| (4) 平成20年度福生市土地開発公社準備金(剰余金)計算書          | 15   |
| (5) 負債明細表                               | 16   |
| (6) 財産目録                                | 17   |
| (福生市土地開発公社 取得及び売却用地位置図)                 | 18   |
| (福生市土地開発公社 保有土地位置図)                     | 19   |
| 4 監査報告書                                 | 20   |
| (1) 平成20年度福生市土地開発公社<br>決算等の審査意見について     | 21   |

# 1 事業報告書

## (1) 概 況

福生市土地開発公社は、昭和48年11月に設立以来、福生市の基本計画を踏まえて策定された実施計画に基づき、市の依頼を受けて公共事業用地等の先行取得を積極的に実施してきたところであるが、用地取得に伴う借入金、借入金利息については、福生市都市施設整備基金等貸付要綱に基づき低金利（年利率0.3%）で借入れをしている。

平成17年度末には、日本銀行が量的金融緩和政策解除に踏み切る等、日本経済は堅調な景気回復基調が維持されていくものと考えられたが、サブプライム問題・リーマンズショックのような金融不安の勃発による海外の要因や国内の円高・株安等の様々な懸案を抱えて、全体的には減速・足踏み状態からさらに、景気的大幅悪化に傾いていると思われ、当面は悪化を続ける可能性が高いとの日銀総裁の認識も示されている。

本市も含め、地方財政等を取り巻く状況については、引き続き厳しい状態が継続しており、先行きも不透明であると思われる。

このような情勢の中で、平成20年度においては、都市計画道路3・4・7号線（富士見通り）用地47.80平方メートルを市の依頼に基づき取得した。

一方、土地の処分については、都道整備代替用地事業（志茂立体事業）用地111.79平方メートル、都市計画道路3・4・31号線（柳通り）用地のうち40.25平方メートル、合計152.04平方メートルの用地を福生市へ売却した。

また、公社所有地の維持管理については以下の土地について、草刈、ゴミ拾い等の清掃を実施した。

代替用地2箇所（北田園2-20-16、大字福生字加美1219-5）

都市計画道路3・4・31号線（柳通り）道路用地1箇所

都市計画道路3・4・7号線（富士見通り）道路用地3箇所

(2) 平成20年度 福生市土地開発公社理事會開催状況及びその他事務報告

| 開催年月日      | 件名                          | 内容                                                                        | 備考     |
|------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------|--------|
| 平成20年4月3日  | 平成20年度第1回理事会                | 福生市土地開発公社理事長及び副理事長の互選について                                                 | 決      |
| 4月8日       | 平成20年度東京都町村土地開発公社連絡協議会総会    | 平成19年度事業報告及び収支決算・役員改選について・平成20年度事業計画及び収支予算について                            | 東京自治会館 |
| 5月16日      | 決算監査                        | 平成19年度福生市土地開発公社決算及び事業内容についての監査                                            | 認      |
| 5月22日      | 平成20年度第2回理事会                | 平成19年度福生市土地開発公社決算について                                                     | 認      |
| 7月9日       | 平成20年度第3回理事会                | 福生市土地開発公社理事長の互選について                                                       | 決      |
| 8月20日      | 平成20年度事務研修会                 | 「公共用地取得の税務」<br>講師 立川税務署資産課税部門 審理専門官 原田利明氏                                 | 東京自治会館 |
| 10月9日      | 平成20年度第4回理事会                | 平成20年度福生市土地開発公社補正予算(第1号)及び資金計画の変更について<br>福生市土地開発公社の定款の一部変更について            | 可      |
| 10月23日     | 平成20年度講演会                   | 「経理基準要綱改正後の公社の取り組みについて」<br>講師 公認会計士・税理士 山本秀一氏                             | 東京自治会館 |
| 平成21年2月17日 | 平成20年度東京都町村土地開発公社連絡協議会事務局長会 | 平成21年度総会について                                                              | 東京自治会館 |
| 3月27日      | 平成20年度第5回理事会                | 平成20年度福生市土地開発公社補正予算(第2号)及び資金計画の変更について<br>平成21年度福生市土地開発公社事業計画・予算及び資金計画について | 可      |

(3) 役員に関する事項

平成21年3月31日現在

理事9名 監事2名

| 役 職     | 氏 名     | 市 の 役 職     | 備 考 |
|---------|---------|-------------|-----|
| 理 事 長   | 坂 本 昭   | 副 市 長       |     |
| 副 理 事 長 | 小 峯 勝   | 都 市 建 設 部 長 |     |
| 理 事     | 田 中 益 雄 | 企 画 財 政 部 長 |     |
| 〃       | 野 崎 隆 晴 | 総 務 部 長     |     |
| 〃       | 森 田 秀 司 | 生 活 環 境 部 長 |     |
| 〃       | 小 林 重 雄 | 会 計 管 理 者   |     |
| 〃       | 宮 田 満   | 教 育 次 長     |     |
| 〃       | 野 島 憲 一 | 財 政 課 長     |     |
| 〃       | 小 林 作 二 |             |     |
| 監 事     | 宮 城 眞 一 | 教 育 長       |     |
| 〃       | 吉 野 栄 喜 | 議 会 事 務 局 長 |     |

(4) 役員に関する事項(参考)

平成21年4月1日現在

理事9名 監事2名

| 役 職     | 氏 名     | 市 の 役 職     | 備 考 |
|---------|---------|-------------|-----|
| 理 事 長   | 坂 本 昭   | 副 市 長       |     |
| 副 理 事 長 | 小 峯 勝   | 都 市 建 設 部 長 |     |
| 理 事     | 田 中 益 雄 | 企 画 財 政 部 長 |     |
| 〃       | 野 崎 隆 晴 | 総 務 部 長     |     |
| 〃       | 森 田 秀 司 | 生 活 環 境 部 長 |     |
| 〃       | 小 林 重 雄 | 会 計 管 理 者   |     |
| 〃       | 宮 田 満   | 教 育 次 長     |     |
| 〃       | 野 島 憲 一 | 財 政 課 長     |     |
| 〃       | 小 林 作 二 |             |     |
| 監 事     | 宮 城 眞 一 | 教 育 長       |     |
| 〃       | 吉 野 栄 喜 | 議 会 事 務 局 長 |     |

(5) 平成20年度 福生市土地開発公社土地取得明細表

| 事業名                                    | 所在地番                 | 面積 (㎡) | 土地取得額 (円)  | 補償・事務費等 (円) | 計 (円)      | 備考 |
|----------------------------------------|----------------------|--------|------------|-------------|------------|----|
| 都道整備代替用地事業<br>用地取得                     | 福生市北田園<br>2-20-16    | 0.00   | 0          | 273,000     | 273,000    |    |
| 都市計画道路3・4・7号線(富<br>士見通り)整備事業<br>用地先行取得 | 福生市大字福生字<br>奈賀878-11 | 47.80  | 13,049,400 | 164,850     | 13,214,250 |    |
| 計                                      |                      | 47.80  | 13,049,400 | 437,850     | 13,487,250 |    |

(6) 平成20年度 福生市土地開発公社土地売却明細表

| 事業名                                    | 所在地番              | 面積 (㎡) | 金額 (円)    | 備                   | 考 |
|----------------------------------------|-------------------|--------|-----------|---------------------|---|
| 都道整備代替用地事業<br>用地売却事業                   | 福生市北田園<br>2-20-16 | 111.79 | 1,390,900 | 平成20年7月25日 (福生市に売却) |   |
| 都市計画道路3・4・31号線<br>(柳通り) 整備事業<br>用地売却事業 | 福生市本町39番2         | 40.25  | 8,291,500 | 平成20年7月28日 (福生市に売却) |   |
| 計                                      |                   | 152.04 | 9,682,400 |                     |   |

## 2 決算報告書

(1) 平成20年度 福生市土地開発公社決算書

(収入)

(単位：円)

| 款 項      | 予 算 現 額    |             |            | 調 定 額      | 収 入 済 額    | 予算現額と収入<br>済額との比較 |
|----------|------------|-------------|------------|------------|------------|-------------------|
|          | 当初予算額      | 補正予算額       | 計          |            |            |                   |
| 1 事業収入   | 15,169,000 | △ 5,487,000 | 9,682,000  | 9,682,400  | 9,682,400  | 400               |
| 1 土地売却収入 | 15,169,000 | △ 5,487,000 | 9,682,000  | 9,682,400  | 9,682,400  | 400               |
| 2 未収入金収入 | 0          | 0           | 0          | 0          | 0          | 0                 |
| 2 借入金    | 1,602,000  | 0           | 1,602,000  | 1,602,238  | 1,602,238  | 238               |
| 1 借入金    | 1,602,000  | 0           | 1,602,000  | 1,602,238  | 1,602,238  | 238               |
| 3 事業外収入  | 6,305,000  | 0           | 6,305,000  | 6,305,350  | 6,305,350  | 350               |
| 1 利息収入   | 732,000    | 1,000       | 733,000    | 733,350    | 733,350    | 350               |
| 2 補助金    | 2,728,000  | 0           | 2,728,000  | 2,728,000  | 2,728,000  | 0                 |
| 3 雑収入    | 2,845,000  | △ 1,000     | 2,844,000  | 2,844,000  | 2,844,000  | 0                 |
| 4 繰越金    | 28,382,000 | 0           | 28,382,000 | 28,382,802 | 28,382,802 | 802               |
| 1 前年度繰越金 | 28,382,000 | 0           | 28,382,000 | 28,382,802 | 28,382,802 | 802               |
| 合 計      | 51,458,000 | △ 5,487,000 | 45,971,000 | 45,972,790 | 45,972,790 | 1,790             |

(単位：円)

(支出)

| 款 | 項         | 予 算 現 額    |              |            | 支 出 済 額    | 不 用 額      | 備 考 |
|---|-----------|------------|--------------|------------|------------|------------|-----|
|   |           | 当 初 予 算 額  | 補 正 予 算 額    | 計          |            |            |     |
| 1 | 事 業 費     | 6,879,000  | 6,609,000    | 13,488,000 | 13,487,250 | 750        |     |
| 1 | 土地取得費     | 6,879,000  | 6,609,000    | 13,488,000 | 13,487,250 | 750        |     |
| 2 | 宅地造成費     | 0          | 0            | 0          | 0          | 0          |     |
| 3 | 前年度未払金    | 0          | 0            | 0          | 0          | 0          |     |
| 2 | 管 理 費     | 6,580,000  | △ 1,814,000  | 4,766,000  | 4,760,055  | 5,945      |     |
| 1 | 一般管理費     | 6,580,000  | △ 1,814,000  | 4,766,000  | 4,760,055  | 5,945      |     |
| 3 | 借入金償還金    | 0          | 0            | 0          | 0          | 0          |     |
| 1 | 借入金償還金    | 0          | 0            | 0          | 0          | 0          |     |
| 4 | 事 業 外 支 出 | 2,774,000  | 0            | 2,774,000  | 2,773,424  | 576        |     |
| 1 | 支 払 利 息   | 2,774,000  | 0            | 2,774,000  | 2,773,424  | 576        |     |
| 5 | 予 備 費     | 35,225,000 | △ 10,282,000 | 24,943,000 | 0          | 24,943,000 |     |
| 1 | 予 備 費     | 35,225,000 | △ 10,282,000 | 24,943,000 | 0          | 24,943,000 |     |
|   | 合 計       | 51,458,000 | △ 5,487,000  | 45,971,000 | 21,020,729 | 24,950,271 |     |

収入支出差引残額 24,952,061 円

平成21年3月31日 現在

福生市土地開発公社

理事 坂本 昭

### 3 財 務 諸 表

(1) 平成20年度 福生市土地開発公社損益計算書

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

単位:円

|             |                  |                  |
|-------------|------------------|------------------|
| 1 事業収益      |                  |                  |
| (1) 公有地売却収益 | <u>9,682,400</u> | <u>9,682,400</u> |
| 2 事業原価      |                  |                  |
| (1) 公有地売却原価 | <u>9,682,400</u> | <u>9,682,400</u> |
|             | 事業総利益            | <u>0</u>         |
| 3 一般管理費     |                  |                  |
| (1) 一般管理費   | <u>4,760,055</u> | <u>4,760,055</u> |
|             | 事業損失             | <u>4,760,055</u> |
| 4 事業外収益     |                  |                  |
| (1) 受取利息    | <u>733,350</u>   |                  |
| (2) 補助金     | <u>2,728,000</u> |                  |
| (3) 雑収入     | <u>2,844,000</u> | <u>6,305,350</u> |
| 5 事業外費用     |                  |                  |
| (1) 支払利息    | <u>1,171,186</u> | <u>1,171,186</u> |
|             | 經常利益             | <u>374,109</u>   |
|             | 当期利益             | <u>374,109</u>   |

(2) 平成20年度 福生市土地開発公社貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

単位:円

(資産の部)

|            |                    |                      |
|------------|--------------------|----------------------|
| 1 流動資産     |                    |                      |
| (1) 現金及び預金 | <u>234,952,061</u> |                      |
| (2) 土地     | <u>963,197,424</u> |                      |
| 流動資産合計     |                    | <u>1,198,149,485</u> |
| 資産合計       |                    | <u>1,198,149,485</u> |

(負債の部)

|           |                    |                    |
|-----------|--------------------|--------------------|
| 1 流動負債    |                    |                    |
| (1) 未払金   | <u>0</u>           |                    |
| 2 固定負債    |                    |                    |
| (1) 長期借入金 | <u>926,075,309</u> |                    |
| 負債合計      |                    | <u>926,075,309</u> |

(資本の部)

|                     |                    |                      |
|---------------------|--------------------|----------------------|
| 1 資本金               |                    |                      |
| (1) 基本財産<br>(福生市出資) | <u>5,000,000</u>   |                      |
| 資本金合計               |                    | <u>5,000,000</u>     |
| 2 準備金               |                    |                      |
| (1) 前期繰越準備金         | <u>266,700,067</u> |                      |
| (2) 当期利益            | <u>374,109</u>     |                      |
| 準備金合計               |                    | <u>267,074,176</u>   |
| 資本合計                |                    | <u>272,074,176</u>   |
| 負債資本合計              |                    | <u>1,198,149,485</u> |

(3) 平成20年度 福生市土地開発公社キャッシュフロー計算書  
(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

| I   | 事業活動(収益的収入・支出活動)によるキャッシュフロー | 単位: 円       |
|-----|-----------------------------|-------------|
|     | 公有地取得事業及び開発事業用地取得事業収入       | 9,682,400   |
|     | 土地造成事業収入                    |             |
|     | その他事業収入                     | 2,844,000   |
|     | 補助金等収入                      | 2,728,000   |
|     | 公有地取得事業及び開発事業用地取得事業支出       | -15,089,488 |
|     | 土地造成事業支出                    |             |
|     | 取得に係る支出                     |             |
|     | 管理に係る支出                     |             |
|     | その他事業支出                     |             |
|     | 人件費支出                       | -2,678,370  |
|     | その他の業務支出                    | -2,081,685  |
|     | 小計                          | -4,595,143  |
|     | 利息の受取額                      | 733,350     |
|     | 利息の支払額                      | -1,171,186  |
|     | 事業活動によるキャッシュフロー             | -5,032,979  |
| II  | 投資活動(資本的収入・支出)によるキャッシュフロー   |             |
|     | 投資有価証券の取得による支出              |             |
|     | 投資有価証券の売却による収入              |             |
|     | 有形固定資産の取得による支出              |             |
|     | 有形固定資産の売却による収入              |             |
|     | 投資活動によるキャッシュフロー             |             |
| III | 財務活動によるキャッシュフロー             |             |
|     | 短期借入れによる収入                  |             |
|     | 短期借入金の返済による支出               |             |
|     | 長期借入れによる収入                  | 1,602,238   |
|     | 長期借入金の返済による支出               |             |
|     | 公社債の発行による収入                 |             |
|     | 公社債の償還による支出                 |             |
|     | 金銭出資の受入による収入                |             |
|     | 財務活動によるキャッシュフロー             | 1,602,238   |
| IV  | 現金及び現金同等物増加額(又は減少額)         | -3,430,741  |
| V   | 現金及び現金同等物期首残高               | 238,382,802 |
| VI  | 現金及び現金同等物期末残高               | 234,952,061 |

(4) 平成20年度 福生市土地開発公社準備金(剰余金)計算書

(平成21年3月31日現在)

単位:円

|           |             |
|-----------|-------------|
| 1 前期繰越準備金 | 266,700,067 |
| 2 当期利益    | 374,109     |
| 3 次期繰越準備金 | 267,074,176 |

(5) 負債明細表

未 払 金

| 種 別   | 金 額 ( 円 ) | 備 考 |
|-------|-----------|-----|
| 未 払 金 | 0         |     |
|       |           |     |
| 計     | 0         |     |

長 期 借 入 金

| 借 入 先         | 金 額 ( 円 )   | 備 考 |
|---------------|-------------|-----|
| 福生市都市施設整備基金   | 481,032,566 |     |
| 福生市立学校施設等整備基金 | 445,042,743 |     |
| 計             | 926,075,309 |     |

## (6) 財産目録

資産の部

(平成21年3月31日現在)

| 種類 | 番号    | 事業名                | 種別   | 面積(m <sup>2</sup> ) | 金額(円)         | 備考              |
|----|-------|--------------------|------|---------------------|---------------|-----------------|
| 預金 |       |                    | 定期預金 |                     | 210,000,000   | 西武信用金庫          |
|    |       |                    | 普通預金 |                     | 24,952,061    | 西武信用金庫          |
|    |       |                    | 計    |                     | 234,952,061   |                 |
|    |       |                    |      |                     |               | (東京都福生市)        |
|    | 4     | 公園用地               | 畑    | 38.04               | 5,002,285     | 大字福生字武蔵野2148-2外 |
|    | 5-1   | 公共事業用地             | 山林   | 255.14              | 29,147,439    | 大字福生字加美1763-1   |
|    | 5-2   | 公共事業用地             | 山林   | 24.56               | 2,917,680     | 大字福生字加美1763-1   |
|    | 6     | 公共事業用地             | 山林   | 175.21              | 22,582,236    | 大字福生字加美1773-9   |
|    | 8     | 代替用地               | 宅地   | 776.25              | 363,055,076   | 大字熊川字北689-35    |
|    | 9     | 代替用地               | 宅地   | 162.07              | 25,792,685    | 大字福生字加美1219-5   |
|    | 10    | 福生駅東口自転車駐車場(仮称)等用地 | 宅地   | 296.39              | 390,395,388   | 東町1-6           |
|    | 23-1  | 都市計画道路(富士見通り)用地    | 事務費  | 0.00                | 596,610       | 大字福生字武蔵野2120-9  |
|    | 23-2  | 都市計画道路(富士見通り)用地    | 事務費  | 0.00                | 451,500       | 大字福生字武蔵野2120-9  |
|    | 23-3  | 都市計画道路(富士見通り)用地    | 宅地   | 245.54              | 62,013,208    | 大字福生字武蔵野2120-9  |
|    | 23-4  | 都市計画道路(富士見通り)用地    | 事務費  | 0.00                | 20,119,227    | 大字福生字武蔵野2120-9  |
|    | 23-5  | 都市計画道路(富士見通り)用地    | 事務費  | 0.00                | 241,500       | 大字福生字奈賀872-17外  |
|    | 23-6  | 都市計画道路(富士見通り)用地    | 事務費  | 0.00                | 152,250       | 大字福生字奈賀872-17外  |
|    | 23-7  | 都市計画道路(富士見通り)用地    | 宅地   | 36.98               | 10,052,370    | 大字福生字奈賀872-17外  |
|    | 23-8  | 都市計画道路(富士見通り)用地    | 事務費  | 0.00                | 287,700       | 大字福生字武蔵野2165-9外 |
|    | 23-9  | 都市計画道路(富士見通り)用地    | 事務費  | 0.00                | 190,050       | 大字福生字武蔵野2165-9外 |
|    | 23-10 | 都市計画道路(富士見通り)用地    | 宅地   | 106.83              | 16,985,970    | 大字福生字武蔵野2165-9外 |
|    | 23-11 | 都市計画道路(富士見通り)用地    | 事務費  | 0.00                | 164,850       | 大字福生字奈賀878-11   |
|    | 23-12 | 都市計画道路(富士見通り)用地    | 宅地   | 47.80               | 13,049,400    | 大字福生字奈賀878-11   |
|    |       |                    | 計    | 2164.81             | 963,197,424   |                 |
|    |       |                    | 合計   |                     | 1,198,149,485 |                 |



# 平成20年度福生市土地開発公社取得及び売却用地位置図



| 凡 例   |      |
|-------|------|
| ----- | 市町村界 |
| ----- | 大字界  |
| ----- |      |
| ----- |      |
| ----- |      |
| ----- |      |



取得  
 都道整備代替用地事業用地  
 都市計画道路(富士見通り)整備事業用地

売却  
 都道整備代替用地事業用地  
 都市計画道路(柳通り)整備事業用地

1 : 18,000



東京都福生市



## 4 監 查 報 告 書

平成21年5月20日

福生市土地開発公社  
理事長 坂本 昭 様

福生市土地開発公社  
監事 宮城 眞一  
監事 吉野 栄喜



平成20年度福生市土地開発公社決算等の審査意見について

福生市土地開発公社定款第7条第4項の規定により、平成20年度福生市土地開発公社の決算等について審査した結果、次のとおり意見を付します。

- 1 審査の期日 平成21年5月20日(水)
- 2 審査の場所 第2棟2階教育長室
- 3 審査の対象 平成20年度福生市土地開発公社事業報告書、決算報告書及び財務諸表について

4 審査の結果

審査に付された、平成20年度福生市土地開発公社事業報告書、決算報告書及び財務諸表は、証拠書類と照合した結果、その内容は適法かつ正確であることを認める。

また、福生市土地開発公社の業務内容、経営状態についても、事業の目的に沿って健全に運営されている。

なお、福生市土地開発公社の運営については、地価の下落等、発足時とは異なる状況もあるが、用地の先行取得は公共事業を円滑に推進していくためには欠かせないところでもあり、今後とも用地の新規取得に当たっては福生市の施策に沿って計画的かつ効率的に取り組まれるよう努力されたい。

また、現在所有している土地については、早急に市からの買戻しをしていただくよう努力をするとともに、遺漏のないよう鋭意管理に努められたい。

平 成 2 1 年 度

福生市土地開発公社予算及び資金計画

福 生 市 土 地 開 発 公 社

平成 21 年 度 福 生 市 土 地 開 発 公 社 予 算

福 生 市 土 地 開 発 公 社

別 紙

平成21年度福生市土地開発公社予算

(総則)

第1条 平成21年度福生市土地開発公社予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第2条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ32,608千円と定める。

- 2 収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表収入支出予算」による。

(長期借入金及び債券発行の限度額)

第3条 長期借入金及び債券発行の限度額は、1,607千円と定める。

- 2 前項の限度額のうち本年度において借入又は発行を行わなかった金額は、翌年度に繰り越して借入又は発行することができる。

平成21年3月27日

福生市土地開発公社  
理事長 坂本 昭

第 1 表

## 収 入 支 出 予 算

( 収 入 )

【単位：千円】

| 款 項      | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比 較 増 減  | 説 明                                     |
|----------|--------|--------|----------|-----------------------------------------|
| 1 事業収入   | 0      | 15,169 | △ 15,169 |                                         |
| 1 土地売却収入 | 0      | 15,169 | △ 15,169 |                                         |
| 2 未収入金収入 | 0      | 0      | 0        |                                         |
| 2 借入金    | 1,607  | 1,602  | 5        |                                         |
| 1 借入金    | 1,607  | 1,602  | 5        | ① 用地先行取得借入分 0千円 ② 期末支払利息借入分 1,607千円     |
| 3 事業外収入  | 6,058  | 6,305  | △ 247    |                                         |
| 1 利息収入   | 492    | 732    | △ 240    | ① 定期預金(基本金および剰余金)利息 482千円 ② 普通預金利息 10千円 |
| 2 補助金    | 2,721  | 2,728  | △ 7      | 福生市土地開発公社運営費補助金                         |
| 3 雑収入    | 2,845  | 2,845  | 0        | 福生駅東口駐車場賃貸料等                            |
| 4 繰越金    | 24,943 | 28,382 | △ 3,439  |                                         |
| 1 前年度繰越金 | 24,943 | 28,382 | △ 3,439  |                                         |
| 合 計      | 32,608 | 51,458 | △ 18,850 |                                         |

( 支 出 )

【単位：千円】

| 款 項      | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減     | 説 明                                                               |
|----------|--------|--------|----------|-------------------------------------------------------------------|
| 1 事業費    | 0      | 6,879  | △ 6,879  |                                                                   |
| 1 土地取得費  | 0      | 6,879  | △ 6,879  |                                                                   |
| 2 宅地造成費  | 0      | 0      | 0        |                                                                   |
| 3 前年度未払金 | 0      | 0      | 0        |                                                                   |
| 2 管理費    | 6,536  | 6,580  | △ 44     |                                                                   |
| 1 一般管理費  | 6,536  | 6,580  | △ 44     | 土地測量・鑑定委託料、公課費、職員給料等                                              |
| 3 借入金償還金 | 0      | 0      | 0        |                                                                   |
| 1 借入金償還金 | 0      | 0      | 0        |                                                                   |
| 4 事業外支出  | 2,779  | 2,774  | 5        |                                                                   |
| 1 支払利息   | 2,779  | 2,774  | 5        | ① 継続借入分に伴う期末支払利息<br>② 年度中借入金償還に伴う期末支払利息<br>③ 新規用地先行取得借入金に伴う期末支払利息 |
| 5 予備費    | 23,293 | 35,225 | △ 11,932 |                                                                   |
| 1 予備費    | 23,293 | 35,225 | △ 11,932 |                                                                   |
| 合 計      | 32,608 | 51,458 | △ 18,850 |                                                                   |

平成21年度 福生市土地開発公社資金計画

福生市土地開発公社

別紙

平成21年度福生市土地開発公社資金計画

(単位：千円)

| 区 分      | 当年度予定額 |
|----------|--------|
| 受入資金     | 32,608 |
| 1 事業収入   | 0      |
| 2 借入金    | 1,607  |
| 3 事業外収入  | 6,058  |
| 4 繰越金    | 24,943 |
| 支払資金     | 32,608 |
| 1 事業費    | 0      |
| 2 管理費    | 6,536  |
| 3 借入金償還金 | 0      |
| 4 事業外支出  | 2,779  |
| 5 予備費    | 23,293 |
| 差 引      | 0      |



写

福企財発第 35 号

平成21年5月29日

福生市議会議員 大野 聡 様

福生市長 加藤 育 男

平成20年度福生市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

このことについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。



平成20年度福生市一般会計繰越明許費繰越計算書

| 款      | 項       | 事業名                | 金額              | 翌年度繰越額          | 左の財源内訳     |                |                |
|--------|---------|--------------------|-----------------|-----------------|------------|----------------|----------------|
|        |         |                    |                 |                 | 既収入特定財源    | 未収入特定財源        | 一般財源           |
|        |         |                    |                 |                 |            | 国庫支出金          |                |
| 2 総務費  | 1 総務管理費 | 地上デジタル放送移行<br>対策事業 | 円<br>10,650,000 | 円<br>10,650,000 | 円          | 円<br>7,294,000 | 円<br>3,356,000 |
| 3 民生費  | 2 児童福祉費 | 子育て応援特別手当<br>支給事業  | 30,420,000      | 27,432,000      | 126,000    | 27,306,000     | 0              |
| 7 商工費  | 1 商工費   | 定額給付金給付事業          | 948,888,000     | 932,379,000     | 19,113,000 | 913,266,000    | 0              |
| 10 教育費 | 2 小学校費  | 地上デジタル放送移行<br>対策事業 | 29,842,000      | 29,842,000      |            | 20,440,000     | 9,402,000      |
| 10 教育費 | 3 中学校費  | 地上デジタル放送移行<br>対策事業 | 24,996,000      | 24,996,000      |            | 17,121,000     | 7,875,000      |
| 合 計    |         |                    | 1,044,796,000   | 1,025,299,000   | 19,239,000 | 985,427,000    | 20,633,000     |



## 福生市基本構想（第4期）～概要～

|   |     |                       |
|---|-----|-----------------------|
| 全 | 第1章 | 福生市におけるまちづくりの課題と策定の趣旨 |
| 体 | 第2章 | まちづくりの基本理念と都市像        |
| 構 | 第3章 | 計画の指標                 |
| 成 | 第4章 | まちづくりの目標              |
|   | 第5章 | 施策の大綱                 |

### 策定の趣旨

これまでの総合計画の成果を踏まえ、まちづくりを「ひと」、「まち」、「くらし」の視点から目標を定め、今後のまちづくりの方向を明らかにするため、策定します。

### まちづくりの基本理念と都市像

#### 【福生らしさ】

「ひと」「まち」「くらし」それぞれに福生ならではの特色を求め、そこに生活し、そこで交流する市民の視点に立ち、魅力あふれ、誇りの持てる、愛着のあるまちづくりを進める。

#### 【市民とともに】

複雑化する時代環境の中、市民と行政が役割を分担し、市民が主役の考えのもと、まちづくりを進める。

#### 【目指すべきまちの都市像】

福生らしい個性と魅力、にぎわいと活気を生み出し、「住んでよかった」、「住み続けたい」と思えるよう

『このまちが好き 夢かなうまち 福生』を目指すべきまちの都市像とします。

#### 計画の指標

- 1 目標年次 平成32年（2020年3月）
- 2 対象区域 福生市全域  
(横田基地も含め、返還が決定された場合は新たな基本構想を策定する。)
- 3 将来推計 目標年次における人口は56,000人と推計される。
- 4 土地利用 現状の利用状況に応じゾーニングし、利便性を生かしつつ貴重な自然を保全するなど、それぞれのゾーンの特色を生かす。

## まちづくりの目標と施策の大綱

### 1 希望に満ちた明るいひとづくり

- 健やかに子どもが成長する教育環境の向上
- 市民力を向上する学習環境の充実
- 地域を誇りに思う福生人のはぐくみ

### 2 だれにもやさしい安全なまちづくり

- 人を優先するバリアフリーのまちの形成
- 長期的な視点に立った新たな都市骨格の形成
- 災害に強く安全なまちづくりの推進
- 利便性の高い生活空間の充実

### 3 潤いのある豊かなくらしづくり

- ぬくもりとやさしさのある居住空間の確保
- 快適な生活環境の創出
- 潤いのある水と緑の保全と景観の創出

### 4 安心に満ちたまちづくり

- 健やかにくらす安心なまちの確保
- 安心して子どもが育つまちの構築
- 人にやさしいノーマライゼーション社会の創出
- 人と人とのつながりを大切にするまちの形成

### 5 活力とにぎわいのあるまちづくり

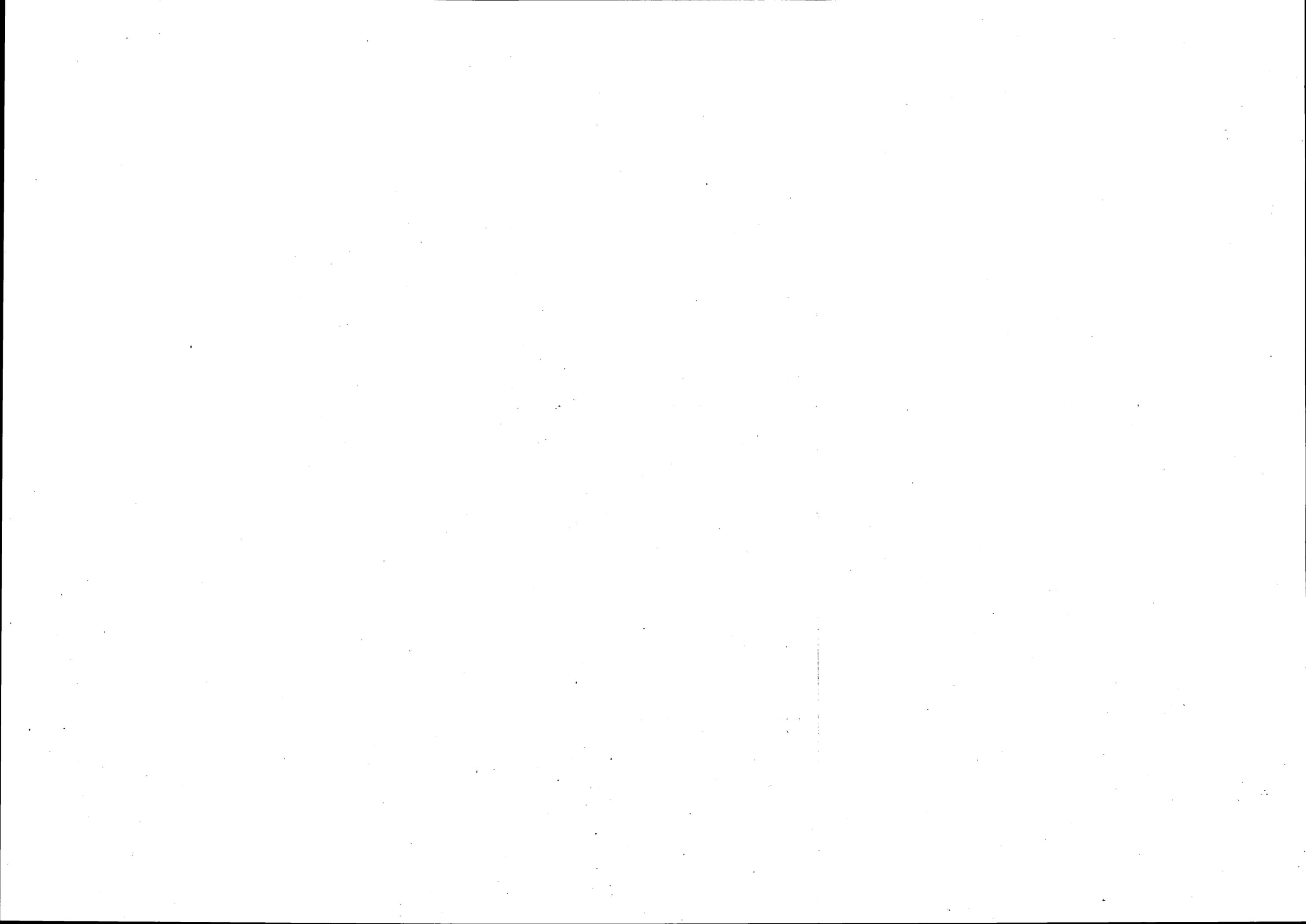
- 活力とにぎわいのある商業環境の形成
- 雇用を促進する地域産業の強化
- 都市農業の活性化
- 人と人が行き交う交流環境の充実

### 6 とともに助け合うまちづくり

- 市民が互いに助け合う自治力の強化
- 市民活動の促進
- 人と地域のつながりを強める交流の強化

### 7 市民と行政がともに進めるまちづくり

- 市民参画の推進
- 自治力を高める行政運営の推進
- 行財政改革の推進
- 広域的な行政運営の推進



## ○福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正 新旧対照表

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 備考                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1週間の正規の勤務時間)</p> <p>第2条 職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>38時間45分</u>とする。</p> <p>2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>15時間30分から31時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>(正規の勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>7時間45分</u>の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、任命権者は、短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき<u>7時間45分</u>を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第5条 休憩時間は、正規の勤務時間が6時間を超える場合は<u>少なくとも45分</u>、8時間を超える場合は<u>少なくとも1時間</u>、それぞれ所定の勤務時間の中におくものとし、その時限は任命権者が定める。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第6条 <u>削除</u></p> | <p>(1週間の正規の勤務時間)</p> <p>第2条 職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>40時間</u>とする。</p> <p>2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>16時間から32時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>(正規の勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>8時間</u>の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、任命権者は、短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき<u>8時間</u>を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第5条 休憩時間は、正規の勤務時間が6時間を超える場合は<u>45分</u>、8時間を超える場合は<u>1時間</u>、それぞれ所定の勤務時間の中におくものとし、その時限は任命権者が定める。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(<u>休憩時間</u>)</p> <p>第6条 任命権者は、できる限り所定の勤務時間の中に<u>休憩時間をおこななければならない。</u></p> <p>2 <u>休憩時間は、正規の勤務時間4時間につき15分の割合とし、その時限は任命権者が定める。</u></p> <p>3 <u>休憩時間は、勤務時間の始め又は終わりに与えてはならない。休憩時間はこれを与えられなかった場合においても繰り越されることはない。</u></p> <p>4 <u>勤務条件の特殊性その他の事由により、第2項及び前項前段の規定により難しいときは、任命権者は休憩時間につき別段の定めをすることができる。</u></p> <p>5 <u>休憩時間は、正規の勤務時間に含まれるものとする。</u></p> | <p>週当たりの勤務時間の短縮</p> <p>短時間勤務職員の週当たりの勤務時間の短縮</p> <p>1日の勤務時間の短縮</p> <p>休憩時間を1時間にす<br/>るための文<br/>言整理</p> <p>休憩時間の<br/>廃止</p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 備考                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| <p>(年次休暇)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 休暇は1日を単位として与える。ただし、業務に支障がないと認めるときは1時間を単位として与えることができる。</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 (省略)</p> <p>第8条の2 短時間勤務職員の休暇の日数は、20日に短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数(1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、<u>155時間</u>に第2条第2項により定められた短時間勤務職員の勤務時間を<u>38時間45分</u>で除して得た数を乗じて得た時間数を、<u>7時間45分</u>を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> | <p>(年次休暇)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 休暇は1日又は半日を単位として与える。ただし、業務に支障がないと認めるときは1時間を単位として与えることができる。</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 (省略)</p> <p>第8条の2 短時間勤務職員の休暇の日数は、20日に短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数(1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、<u>160時間</u>に第2条第2項により定められた短時間勤務職員の勤務時間を<u>40時間</u>で除して得た数を乗じて得た時間数を、<u>8時間</u>を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> | <p>半日休暇の廃止</p> <p>短時間勤務職員の休暇算定に関する文言整理</p> |

## ○福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正 新旧対照表

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 備考                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| <p>(超過勤務手当)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>2 短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が<u>7時間45分</u>に達するまでの間の勤務に対する前項第1号の規定の適用については、同号中「100分の125」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第19条 第13条から第15条までの規定及び第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じて得たものから勤務時間条例第7条に規定する休日(勤務時間条例第4条第1項に規定する週休日と重複する日を除く。)の合計日数に<u>7.75</u>を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。</p> | <p>(超過勤務手当)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>2 短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が<u>8時間</u>に達するまでの間の勤務に対する前項第1号の規定の適用については、同号中「100分の125」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第19条 第13条から第15条までの規定及び第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じて得たものから勤務時間条例第7条に規定する休日(勤務時間条例第4条第1項に規定する週休日と重複する日を除く。)の合計日数に<u>8</u>を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。</p> | <p>1日の勤務時間の短縮</p> <p>1日の勤務時間の短縮</p> |



## ○福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 新旧対照表

| 改正後            |                      |                                                            | 改正前            |                      |                                                            | 備考           |
|----------------|----------------------|------------------------------------------------------------|----------------|----------------------|------------------------------------------------------------|--------------|
| 区分             | 報酬                   | 適用                                                         | 区分             | 報酬                   | 適用                                                         |              |
|                |                      |                                                            | 基本構想審議会委員      | 月額 8,500円            |                                                            | 廃止           |
| 清掃用務嘱託員        | 月額 158,800円          | 月額とは、月124時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 | 清掃用務嘱託員        | 月額 158,800円          | 月額とは、月128時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 | 月当たりの勤務時間の短縮 |
| 地域包括支援センター嘱託員  | 月額 170,000円          | 月額とは、月124時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 | 地域包括支援センター嘱託員  | 月額 170,000円          | 月額とは、月128時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 | 月当たりの勤務時間の短縮 |
| 市立保育園保育士嘱託員    | 月額 170,000円          | 月額とは、月124時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 | 市立保育園保育士嘱託員    | 月額 170,000円          | 月額とは、月128時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 | 月当たりの勤務時間の短縮 |
| 子ども家庭支援センター嘱託員 | 月額 170,000円          | 月額とは、月124時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 | 子ども家庭支援センター嘱託員 | 月額 170,000円          | 月額とは、月128時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 | 月当たりの勤務時間の短縮 |
| 土木作業嘱託員        | 月額 158,800円          | 月額とは、月124時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 | 土木作業嘱託員        | 月額 158,800円          | 月額とは、月128時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 | 月当たりの勤務時間の短縮 |
| 学校用務嘱託員        | 月額 158,800円          | 月額とは、月124時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 | 学校用務嘱託員        | 月額 158,800円          | 月額とは、月128時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 | 月当たりの勤務時間の短縮 |
| ふっさつ子の広場嘱託員    | 統括指導員<br>月額 170,000円 | 月額とは、月124時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 | ふっさつ子の広場嘱託員    | 統括指導員<br>月額 170,000円 | 月額とは、月128時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 | 月当たりの勤務時間の短縮 |
|                | 指導員<br>月額 158,800円   |                                                            |                | 指導員<br>月額 158,800円   |                                                            |              |
| 郷土資料室嘱託員       | 月額 170,000円          | 月額とは、月124時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 | 郷土資料室嘱託員       | 月額 170,000円          | 月額とは、月128時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 | 月当たりの勤務時間の短縮 |

| 改正後    |             |                                                            | 改正前    |             |                                                            | 備考           |
|--------|-------------|------------------------------------------------------------|--------|-------------|------------------------------------------------------------|--------------|
| 区分     | 報酬          | 適用                                                         | 区分     | 報酬          | 適用                                                         |              |
| 体育館嘱託員 | 月額 170,000円 | 月額とは、月124時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 | 体育館嘱託員 | 月額 170,000円 | 月額とは、月128時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 | 月当たりの勤務時間の短縮 |
| 公民館嘱託員 | 月額 170,000円 | 月額とは、月124時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 | 公民館嘱託員 | 月額 170,000円 | 月額とは、月128時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 | 月当たりの勤務時間の短縮 |

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の主な内容について

附則

第 19 条 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

租税特別措置法 第 35 条の 2 第 1 項の引用追加

個人が平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までに取得した土地を 5 年間以上保有し譲渡した場合に 1,000 万円の特別控除を適用する。

第 20 条の 2 の 2 (特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

金融商品取引業者等に開設される特定口座内の株式等が上場株式に該当しなくなった場合特定管理口座に移管し特定管理株式となるが、その株式等が価値を失った場合譲渡損失とみなすことができる規定。この規定に贈与等により取得した特定保有株式が対象となった。

第 20 条の 3 (特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

引用先の租税特別措置法の項ずれによる改正

第 20 条の 4 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

租税特別措置法の改正により先物取引による雑所得等の分離課税の規定に上場カバードワラントを譲渡した場合の譲渡所得等が加えられたため、条文中に「譲渡所得」の文言が追加された。

カバードワラントは指定期日前に譲渡した場合は短期譲渡所得、指定期日に譲渡した場合は雑所得として総合課税となっていた。

※カバードワラント

金融商品取引法に定める有価証券のオプション取引(一定の期間内で売買する権利)で少額の資金で購入できる。ハイリスク・ハイリターンの商品として、個人投資家向けに外国証券会社を中心となって販売を開始した。数万円程度から購入できる。



福生市税賦課徴収条例の一部改正 新旧対照表

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 備考                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| <p>附則<br/>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、<u>第35条の2第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> | <p>附則<br/>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> | <p></p> <p>引用追加</p>                          |
| <p>(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)</p> <p>第20条の2の2 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)又は同条第1項に規定する特定保有株式(以下この条において「特定保有株式」という。)が株式として価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項並びに次条において同じ。)をしたこと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれれみなして、この条及び前条の規定その他の</p>                        | <p>(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)</p> <p>第20条の2の2 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式として価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項並びに次条において同じ。)をしたこと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</p>                                                    | <p>規定の整備</p> <p>文言追加</p> <p>同上</p> <p>同上</p> |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 備考             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| この条例の規定を適用する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                |
| 2 (省略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 2 (省略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                |
| 3 (省略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 3 (省略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                |
| (特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)                                                                                                                                                                                                                                                                                     | (特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                |
| 第20条の3 (省略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 第20条の3 (省略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                |
| 2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第35条の2第1項若しくは第3項の規定による申告書又は第4項において準用する同条第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。 | 2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第35条の2第1項若しくは第3項の規定による申告書又は第4項において準用する同条第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。 | 引用先の項<br>ずれ    |
| 3～5 (省略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 3～5 (省略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                |
| 6 第3項の規定の適用がある場合における第35条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第2項から第4項まで」とあるのは「若しくは第2項から第4項まで又は附則第20条の3第5項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「又は第2項から第4項まで」とあるのは「若しくは第2項から第4項まで又は附則第20条の3第5項において準用する前条第4項」とする。                                          | 6 第3項の規定の適用がある場合における第35条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第2項から第4項まで」とあるのは「若しくは第2項から第4項まで又は附則第20条の3第5項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「又は第2項から第4項まで」とあるのは「若しくは第2項から第4項まで又は附則第20条の3第5項において準用する前条第4項」とする。                                          | 同上             |
| (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |
| 第20条の4 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として                                                                                                                                                                  | 第20条の4 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところに                                                                                                                                                                  | 文言追加<br><br>同上 |

| 改正案                                                                                                                                                                                                     | 現行                                                                                                                                                                                     | 備考 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <p>令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 （省略）</p> | <p>より計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 （省略）</p> |    |



資料（議案第 39 号関係）

福生市都市計画税条例の一部改正 新旧対照表

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 備考                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| <p>附則</p> <p>5 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該住宅用地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「住宅用地据置都市計画税額」という。))を超える場合には、当該住宅用地据置都市計画税額とする。</p> <p>13 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第10項の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地据置都市計画税額」という。))を超える場合には、当該市街化区域農地据置都市計画税額とする。</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>14 市税条例附則第15条の4の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、これらの規定中「固定資産税」とあるのは「都市計画税」とする。</p> | <p>附則</p> <p>5 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該住宅用地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この項において「住宅用地据置都市計画税額」という。))を超える場合には、当該住宅用地据置都市計画税額とする。</p> <p>13 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第10項の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この項において「市街化区域農地据置都市計画税額」という。))を超える場合には、当該市街化区域農地据置都市計画税額とする。</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>14 市税条例附則第15条の5及び第15条の6の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、これらの規定中「固定資産税」とあるのは「都市計画税」とする。</p> | <p></p> <p>文言整理</p> <p>同上</p> <p>引用先条文削除等</p> |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                      | 現行                                                                                                                                                                                                                       | 備考                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| <p>16 法附則第15条第2項、第13項、第28項、<u>第29項、第33項、第36項、第37項、第39項、第40項、第42項から第45項まで、第47項、第49項から第55項まで若しくは第57項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第31項から第33項まで」とあるのは「若しくは第31項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p> | <p>16 法附則第15条第2項、第13項、第28項、<u>第30項、第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第43項から第48項まで、第51項、第53項から第59項まで若しくは第61項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第31項から第33項まで」とあるのは「若しくは第31項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p> | <p>引用先の項<br/>ずれ</p> |

## 福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正新旧対照表

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 備考                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| <p>第1条～第5条 省略<br/>(助成の範囲)</p> <p>第6条 市は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。)を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に相当する額(以下「食事療養標準負担額」という。)を除く。以下「対象者負担額」という。)から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。<br/>(削除)</p> | <p>第1条～第5条 省略<br/>(助成の範囲)</p> <p>第6条 市は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。以下「当該医療費」という。)のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額から、当該医療費の100分の20の額(以下「対象者負担額」という。)を控除した額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。)を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に相当する額(以下「食事療養標準負担額」という。)を除く。)を助成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法又は社会保険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、当該法令が規定する高額療養費算定基準額から、当該高額療養費算定基準額の3分の2の額(以下「高額療養費に係る対象者負担額」という。)を控除した額(食事療養標準負担額を除く。)を助成する。</p> <p>3 前2項の規定による助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。</p> <p>第7条 省略<br/>(対象者負担額等の支払方法)</p> <p>第8条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、第6条第1項に規定する対象者負担額、同条第2項に規定する高額療養費に係る対象者負担額又は入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を、厚生労働省令の規定の例により、病院又は診療所に支払うものとする。</p> <p>第9条～第12条 省略</p> | <p>医療費の助成の範囲の拡大</p> <p>一部負担金相当額の規定による文言の整備</p> |
| <p>2 前項の規定による助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。</p> <p>第7条 省略<br/>(一部負担金相当額の支払方法)</p> <p>第8条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、別表に規定する一部負担金相当額及び入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を、国民健康保険法及び社会保険各法及び厚生労働省令の規定の例により、病院又は診療所に支払うものとする。</p> <p>第9条～第12条 省略</p>                                                                                                                                                                                              | <p>2 前項の規定による助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。</p> <p>第7条 省略<br/>(対象者負担額等の支払方法)</p> <p>第8条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、第6条第1項に規定する対象者負担額、同条第2項に規定する高額療養費に係る対象者負担額又は入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を、厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。</p> <p>第9条～第12条 省略</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                |



## ○福生市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 備考                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| <p align="center">附 則</p> <p>（上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p align="center">附 則</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                         |
| <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。</p>                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>上場株式等に係る配当所得について申告分離課税の選択が加わったことにより、これを選択した場合、国税所得割額の算定に加える規定の追加</p> |
| <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                         |
| <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期</p> | <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、</p> | <p>個人が平成21年、22年中に取得した土地を5年超保有後に譲渡した場合、1000万円の特別控除する規定の追加</p>            |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 備考                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| <p>譲渡所得の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                         |
| <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                         |
| <p>5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p>                                                                                                               | <p>4 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p>                                                                                                                                               | <p>前項を準用する際の読み替え規定を整備</p>               |
| <p>(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>項の繰り下げ</p>                           |
| <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> | <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> |                                         |
| <p>(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                         |
| <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第3項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の</p>                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>上場株式等の譲渡損失と配当所得との間の損益通算を加える規定の追加</p> |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 備考                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| <p>金額(法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                       |
| <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における附則第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。</p>                                                                                                                                                                | <p>(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。</p>                                                                                                                  | <p>見出しの削除及び項の繰り下げに伴う引用項の改正</p>        |
| <p>(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                       |
| <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における附則第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。</p>                                                                                                                                                                    | <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における附則第5項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。</p>                                                                                                                                                              | <p>項の繰り下げに伴う引用項の改正</p>                |
| <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                       |
| <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> | <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> | <p>課税の特例の対象にカートワントの譲渡所得等を加える規定の追加</p> |
| <p>(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                       |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 備考            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| <p>控除に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額(法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。</p>                                                                                                                                                                               | <p>控除に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額(法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。</p>                                                                                                                                                                                | <p>項の繰り下げ</p> |
| <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> | <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> | <p>項の繰り下げ</p> |
| <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の</p>        | <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の</p>        | <p>項の繰り下げ</p> |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 備考            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| <p>合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が「租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> | <p>合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が「租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> | <p>項の繰り下げ</p> |



資料(議案第44号関係)

本会議資料  
平成21年6月2日

訴訟事案概要書①

| 件名                             | 議案内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 備考                                        |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| <p>議案第44号</p> <p>訴えの提起について</p> | <p><b>【理由】</b><br/>市税滞納処分として差押えた過払金に係る取立訴訟を提起する。</p> <p><b>【主要内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手方<br/>住所 東京都新宿区西新宿八丁目15番1号<br/>氏名 株式会社武富士</li> <li>・事件名<br/>差押債権取立請求事件</li> <li>・事件の概要<br/>滞納市税を徴収するため、滞納者が相手方に対して有する不当利得請求権及び年5分の割合による利息の支払請求権を差押え、その支払いを求めたが、期限まで納付がないため、相手方に対して訴えにより支払いを求める。</li> <li>・訴訟の目的額<br/>金 2,682,657 円(不当利得分)<br/>上記請求額に対する支払日までの年5分の割合による利息</li> <li>・事件に関する取扱い<br/>上訴、和解その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。</li> </ul> <p><b>【根拠】</b><br/>民法第703条(不当利得の返還義務)、704条(悪意の受益者の返還義務等)</p> | <p><b>【提案根拠】</b><br/>地方自治法第96条第1項第12項</p> |



資料(議案第45号関係)

本会議資料  
平成21年6月2日

訴訟事案概要書②

| 件名                             | 議案内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 備考                                        |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| <p>議案第45号</p> <p>訴えの提起について</p> | <p><b>【理由】</b><br/>市税滞納処分として差押えた過払金に係る取立訴訟を提起する。</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手方<br/>住所 京都府京都市下京区烏丸通上る高砂町381-1<br/>氏名 アイフル株式会社</li> <li>・事件名<br/>差押債権取立請求事件</li> <li>・事件の概要<br/>滞納市税を徴収するため、滞納者が相手方に対して有する不当利得請求権及び年5分の割合による利息の支払請求権を差押え、その支払いを求めたが、期限まで納付がないため、相手方に対して訴えにより支払いを求める。</li> <li>・訴訟の目的額<br/>金 2,379,049 円(不当利得分)<br/>上記請求額に対する支払日までの年5分の割合による利息</li> <li>・事件に関する取扱い<br/>上訴、和解その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。</li> </ul> <p><b>【根拠】</b><br/>民法第703条(不当利得の返還義務)、704条(悪意の受益者の返還義務等)</p> | <p><b>【提案根拠】</b><br/>地方自治法第96条第1項第12項</p> |



平成21年第2回定例会会期日程(案)

(会期18日間)

| 月 | 日  | 曜 | 種 別   | 内 容                                              |
|---|----|---|-------|--------------------------------------------------|
| 6 | 2  | 火 | 本 会 議 | } 一般質問                                           |
|   | 3  | 水 | 本 会 議 |                                                  |
|   | 4  | 木 | 本 会 議 |                                                  |
|   | 5  | 金 | 本 会 議 | 一般質問・議案審議                                        |
|   | 6  | 土 | 休 会   |                                                  |
|   | 7  | 日 | 〃     |                                                  |
|   | 8  | 月 | 〃     |                                                  |
|   | 9  | 火 | 〃     | 建設環境委員会 A10                                      |
|   | 10 | 水 | 〃     | 市民厚生委員会 A10                                      |
|   | 11 | 木 | 〃     | 総務文教委員会 A10                                      |
|   | 12 | 金 | 〃     | 横田基地対策特別委員会 A10<br>CO <sub>2</sub> 削減特別委員会 P1:30 |
|   | 13 | 土 | 〃     |                                                  |
|   | 14 | 日 | 〃     |                                                  |
|   | 15 | 月 | 〃     |                                                  |
|   | 16 | 火 | 〃     |                                                  |
|   | 17 | 水 | 〃     | 議会運営委員会 A10                                      |
|   | 18 | 木 | 〃     |                                                  |
|   | 19 | 金 |       | 本 会 議                                            |



一 般 質 問

平成21年第2回福生市議会定例会

| 通 告 者        | 質 問 内 容                                                                                                                                                                                                                | 質問方式 | 時 間        |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------|
| 1<br>田 村 昌 巳 | 1 商業振興について<br>(1) 福生市の商業の現状認識は<br>(2) 商業振興に対する意気込みは<br>(3) 商店街振興基本調査のねらいと今後の予定は<br>2 第3期福生市基本構想について<br>(1) その取り組み状況と総括について                                                                                             | 一 括  | 40分        |
| 2<br>乙 津 豊 彦 | 1 定額給付金について<br>(1) 目的と現状について<br>(2) 経済効果について<br>(3) 本人確認・口座確認事務について<br>2 子育て応援特別手当について<br>(1) 目的と現状について<br>(2) 本人確認・口座確認事務について<br>3 開かれた学校づくりについて<br>(1) 積極的な情報提供について<br>(2) 学校評価システムの確立について                           | 一 括  | 1時間<br>15分 |
| 3<br>武 藤 政 義 | 1 保育行政について<br>(1) 保育園の入園状況について<br>(2) 入園希望者が増えた場合の対応について<br>2 福生市ホームページについて<br>(1) 現状について<br>(2) 今後の展望について<br>3 福生七夕まつりについて<br>(1) 福生七夕まつりにおけるオリンピック招致活動について<br>(2) 丘の広場の活用について                                        | 一 括  | 40分        |
| 4<br>杉 山 行 男 | 1 DV被害者に対する対応について<br>(1) DV被害者に対する窓口対応について<br>(2) DV被害者に定額給付金の支給を<br>2 保育園における感染症等の対策について<br>(1) 市内保育園の感染症対策の状況について<br>(2) 感染症データの共有について<br>3 高齢者に優しいまちについて<br>(1) 元気で散歩や散策できるまち<br>(2) 田園地区と熊川地区を結ぶエスカレーター<br>の設置について | 一 括  | 50分        |

| 通 告 者        | 質 問 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 質問方式 | 時 間        |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------|
| 5<br>清 水 義 朋 | 1 熊川分水について<br>(1) 熊川分水の保存について<br>(2) 分水の水量について<br>2 教育行政について<br>(1) いじめ防止教育について<br>(2) スクールリーダー研修について                                                                                                                                                                                       | 一 括  | 40分        |
| 6<br>末 次 和 夫 | 1 新型インフルエンザについて<br>(1) 新型インフルエンザの現状認識及び対策、対応について<br>(2) 市内の小中学校の対策、対応について<br>(3) 米軍横田基地との連携について<br>(4) 今後予想される取り組みについて<br>2 全国瞬時警報システム（ジェイアラート）について<br>(1) 危機管理としての全国瞬時警報システム（ジェイアラート）について<br>(2) 課題及び問題点について<br>3 パーキング・パーミット（身障者用駐車場利用証）制度について<br>(1) 公共施設への導入について<br>(2) 課題及び問題点について     | 一 括  | 50分        |
| 7<br>青 海 俊 伯 | 1 経済危機対策と我が市の取り組みについて<br>(1) 昨年度の第一次・第二次補正予算の取り組み状況について<br>(2) 国の新年度予算・補正予算で示された経済対策への取り組みについて<br>(3) 行政のムダゼロへの取り組みについて<br>2 高齢者に関する課題について<br>(1) ポイント制度による介護支援ボランティア活動の導入について<br>(2) 救急情報の活用支援事業（救急医療情報キット）について<br>(3) 高齢者住宅対策について                                                         | 一問一答 | 1時間<br>30分 |
| 8<br>田 村 正 秋 | 1 後期高齢者への健康増進策について<br>(1) 近隣の温泉施設の利用状況と枠の拡大について<br>2 ごみ袋と鳥獣被害対策等について<br>(1) 猫やカラス等による被害の対策は<br>(2) 被害を防ぐためにごみ袋の色を変えることは<br>3 住宅用火災警報器等の義務化について<br>(1) 現在の設置状況は<br>(2) 補助事業について<br>4 一般家庭のアスベスト除去対策について<br>(1) 一般家庭の状況の把握は<br>(2) 除去工事の補助対策は<br>5 教育行政について<br>(1) 中学校における図書利用状況と図書検索システムについて | 一問一答 | 1時間<br>15分 |

| 通 告 者   | 質 問 内 容                                                                                                                                                                                                                                    | 質問方式 | 時 間        |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------|
| 堀 雄 一 朗 | 1 国の経済対策と市民生活への影響について<br>(1) 経済対策の市民への周知について<br>2 新型インフルエンザ対策について<br>(1) 緊急対策本部の活動について<br>(2) 今後の対策について<br>3 教育行政について<br>(1) 「スクール・ニューディール」構想について<br>(2) 小中学校の各種指導補助員・適応指導補助員について                                                          | 一問一答 | 1時間        |
| 原 田 剛   | 1 高齢者福祉について<br>(1) 介護拠点の整備について<br>(2) 介護従事者の処遇改善について<br>(3) 要介護認定等の方法の見直しについて<br>(4) 介護と医療行為について<br>2 女性の健康支援について<br>(1) 女性特有のがん対策について<br>(2) 検診機関の地域連携について<br>3 子育て支援について<br>(1) 学童クラブについて                                                | 一問一答 | 1時間<br>20分 |
| 高 橋 章 夫 | 1 福祉バスについて<br>(1) 1年経過後の状況について<br>(2) 利用者の評価について<br>(3) 乗車案内表示板について<br>2 国道16号線拡幅工事等について<br>(1) 国道16号線拡幅に伴う山王橋通りほか<br>2カ所の防犯対策について<br>(2) 進捗状況について<br>(3) 雨水対策について<br>3 防災行政について<br>(1) 今年の防災訓練について<br>(2) 市内各災害避難所の受け入れ対応と収容<br>人数の把握について | 一問一答 | 1時間<br>15分 |
| 羽 場 茂   | 1 経済対策について<br>(1) 家電エコポイント政策に対する市の取<br>組みについて<br>2 安全安心対策について<br>(1) 安全安心対策の進捗状況について<br>(2) 市内各所への防犯カメラ、スーパー防犯<br>灯等の設置について<br>3 高齢者住宅対策について<br>(1) 高齢者居住支援特別対策の対象に、都市<br>再生機構住宅を加えることについて                                                 | 一 括  | 45分        |

| 通 告 者       | 質 問 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 質問方式 | 時 間        |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------|
| 13<br>小野沢 久 | 1 第3期基本計画の総括について<br>(1) 第3期後期の目標達成状況について<br>2 地上デジタル放送化の影響について<br>(1) テレビ難民が発生する可能性について<br>(2) 公共施設の対応について<br>3 米軍横田基地について<br>(1) 基地火災のその後について<br>(2) 航空自衛隊航空総隊司令部の移駐について<br>(3) 飛行騒音について<br>(4) 新型インフルエンザの検疫状況について<br>4 南公園復旧について<br>(1) 全面復旧の見通しについて                                                                                                                              | 一 括  | 1時間<br>20分 |
| 14<br>大野悦子  | 1 庁舎管理について<br>(1) 雨漏りに始まる今までの庁舎の改修の内容と費用について<br>(2) 改修の根拠と判断基準について<br>2 七夕まつりについて<br>(1) 今年の企画の目玉は<br>(2) 丘の広場の開放について<br>3 環境行政について<br>(1) 第7回環境フェスティバルの内容について                                                                                                                                                                                                                      | 一 括  | 40分        |
| 15<br>阿南育子  | 1 保育園・幼稚園での感染症について<br>(1) 感染症の対応について<br>(2) 感染拡大の予防策について<br>2 環境行政について<br>(1) 地下水・湧水の状況について<br>(2) 地下水保全に対する対策について                                                                                                                                                                                                                                                                  | 一問一答 | 1時間        |
| 16<br>奥富喜一  | 1 米軍基地について<br>(1) 航空総隊司令部移駐に伴う工事の進捗状況について<br>(2) 工事図面等の開示が示した核問題について<br>(3) 在日米軍人ら公務外犯罪83%は不起訴について<br>(4) 事件・事故等で新たな情報はるか<br>2 新型インフルエンザについて<br>(1) 新型インフルエンザと米軍横田基地という二重の危険から市民をどう守っていくのか<br>(2) 福生病院等の医療機関、保健所、保健センターの連携について<br>(3) 国民健康保険証の資格証発行者の新型インフルエンザ受診対策について<br>3 八王子小児病院など都立の3小児病院の廃止について<br>4 福祉バス及び市内循環バスについて<br>5 中小商工業の経営支援等について<br>(1) 融資限度額拡大、利子補給拡大等の支援策の活用状況について | 一問一答 | 1時間<br>30分 |

| 通 告 者 | 質 問 内 容                                                                                                                                                                                                  | 質問方式 | 時 間 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|
|       | (2) 中小企業緊急雇用安定助成金の周知徹底の<br>努力状況について<br>(3) 公共工事前払い金制度の活用状況について<br>(4) 市内建設業者及び業者団体との災害時応援<br>協定締結の拡大状況について<br>6 30人学級などの少人数学級実施について<br>(1) 東京都だけ少人数学級を実施しない異常に<br>ついて<br>(2) なぜ40人学級に東京都教育委員会は固執<br>するのか |      |     |



議会運営委員会決定資料

委員会付託件名表

平成21年6月2日第2回福生市議会定例会

| 付託委員会名   | 議案（請願・陳情）番号                 | 付託件名                                   |
|----------|-----------------------------|----------------------------------------|
| 総務文教委員会  | 議案第34号                      | 福生市基本構想（第4期）の制定について                    |
|          | 議案第42号                      | 福生市基本構想審議会条例を廃止する条例                    |
|          | 議案第35号                      | 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例      |
|          | 議案第37号                      | 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例          |
|          | 議案第36号                      | 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
|          | 議案第38号                      | 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例                   |
|          | 議案第39号                      | 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例                   |
|          | 議案第43号                      | 平成21年度福生市一般会計補正予算（第1号）                 |
|          | 議案第44号                      | 訴えの提起について                              |
|          | 議案第45号                      | 訴えの提起について                              |
| 陳情第21-5号 | 福生市議会議場に日の丸の掲揚をしないことを求める陳情書 |                                        |
| 市民厚生委員会  | 議案第40号                      | 福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する                  |
|          | 議案第41号                      | 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例                 |
|          | 議案第43号                      | 平成21年度福生市一般会計補正予算（第1号）                 |

